

名駅一丁目1番計画南地区（仮称）
建設事業に係る環境影響評価方法書

（大規模建築物の建築）

平成21年1月

東海旅客鉄道株式会社

目 次

第 1 章 事業者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地	1
第 2 章 対象事業の名称、目的及び内容	2
2-1 対象事業の名称及び種類	2
2-2 対象事業の目的	2
2-3 対象事業の内容	2
第 3 章 事前配慮の内容	7
3-1 事業予定地の立地及び土地利用に際しての配慮	7
3-2 建設作業時を想定した配慮	7
3-3 施設の存在・供用時を想定した配慮	10
第 4 章 事業予定地及びその周辺地域の概況	12
4-1 社会的状況	16
4-2 自然的状況	42
第 5 章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査及び予測の手法	60
5-1 環境影響評価の項目	60
5-2 調査予定期間	63
5-3 調査及び予測の手法	64
第 6 章 評価の手法	85
6-1 環境の保全のための措置の検討	85
6-2 評価の手法	85
第 7 章 環境影響評価手法の概要	87

【資料編】

【用語解説】

<略称>

以下に示す条例名等については、略称を用いた。

条 例 名	略 称
「県民の生活環境の保全等に関する条例」 (平成 15 年愛知県条例第 7 号)	「愛知県生活環境保全条例」
「県民の生活環境の保全等に関する条例施行細則」(平成 15 年愛知県規則第 87 号)	「愛知県生活環境保全条例施行細則」
「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」(平成 15 年名古屋市条例第 15 号)	「名古屋市環境保全条例」
「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則」(平成 15 年名古屋市規則第 117 号)	「名古屋市環境保全条例施行細則」

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地

〔事業者名〕 東海旅客鉄道株式会社

〔代表者〕 代表取締役社長 松本正之

〔所在地〕 名古屋市中村区名駅一丁目1番4号

第2章 対象事業の名称、目的及び内容

2-1 対象事業の名称及び種類

〔名称〕名駅一丁目1番計画南地区（仮称）建設事業

〔種類〕大規模建築物の建築

2-2 対象事業の目的

名駅一丁目1番計画南地区は東海旅客鉄道（JR 東海）、名古屋市高速度鉄道（地下鉄）、名古屋鉄道（名鉄）、近畿日本鉄道（近鉄）及び名古屋臨海高速鉄道（あおなみ線）の鉄道駅に近接し、市内バス並びに高速バスの拠点である名古屋バスターミナルを備え、主要な幹線道路に面する地区である。名古屋市の総合計画「名古屋新世紀計画2010」における名古屋地区将来ビジョンでは、活気ある交流の盛んなまちとして、「再開発を積極的に誘導・支援」「良好な都市景観の形成」「安全で快適に歩くことができる空間整備」を位置付けている。また、名古屋市都心部におけるまちづくりの指針である「名古屋市都心部将来構想」では、「ターミナル機能の強化とシンボリックなまちなみ形成」、「にぎわい歩行者空間のネットワーク形成」等の方針が示されている。しかしながら、本地区は、バスターミナルが地上1階及び2階部分にあり、歩行者の通行を分断していること、動線のバリアフリー化が図られていないことなどの問題を抱えている。

本事業は、名古屋の玄関口に相応しい交通結節点としてのターミナル機能の強化を図り、加えて利便性、快適性を備えた多様な都市機能を整備することにより、名古屋駅地区の「賑わいと活力のあるまちづくり」への貢献を図ることを目的とする。

なお、本事業は隣接事業予定地（北地区）とも連携し、具体的に検討を進める。

2-3 対象事業の内容

(1) 事業予定地の位置及び区域

名古屋市中村区名駅一丁目1015番14他（図2-3-1参照）

(2) 事業規模

〔高さ〕 約260m

〔延べ面積〕 約280,000m²

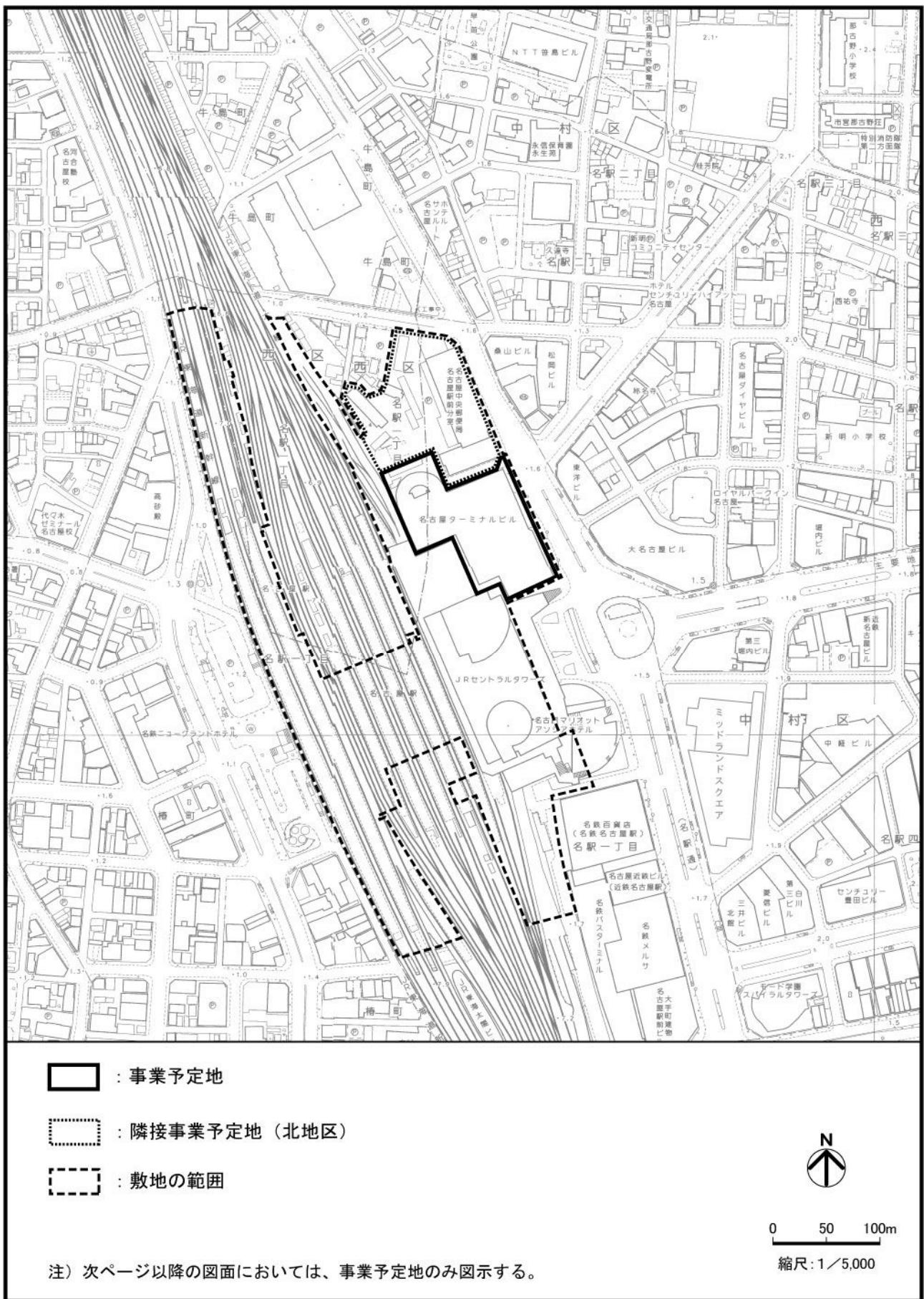


図 2-3-1 事業予定地の位置及び区域並びに敷地の範囲

(3) 事業計画の概要

① 基本方針

・歩行者ネットワークの形成

歩行者ネットワーク形成と賑わいづくりのため、名古屋駅から地区を南北に貫通する安全で快適な歩行者通路を整備する。

・隣接事業予定地と一体的に行う交通の結節点に相応しいバスターミナル・乗換施設の改善

隣接する事業予定地（北地区）と一体的に地上1階にバスターミナルを集約整備するとともに、デッキレベルの歩行者ネットワークを主軸に、地下街や鉄道駅との連絡性向上並びにバリアフリー化によるターミナル機能の強化を図り、自動車交通に頼らない公共交通機関の利用促進を図る。（隣接事業予定地については、図2-3-3参照）

・都市の玄関口に相応しい品格ある景観形成・優れたデザイン

JRセントラルタワーズ及び周辺施設の景観を考慮し、新建築物のボリュームや棟配置を計画的に調整することにより、国際都市名古屋の玄関口の代表的なイメージとなる品格ある都市景観を創出する。

・環境配慮型施設の整備

地域冷暖房施設及び屋上緑化を積極的に取り入れ、環境に配慮した施設とする。

② 建築計画

新建築物のイメージは図2-3-2、建築計画の概要は表2-3-1、計画配置図は図2-3-3に示すとおりである。



図2-3-2 新建築物のイメージ

表 2-3-1 建築計画の概要

項目	内 容	
地域・地区	商業地域、防火地域、駐車場整備地区、緑化地域	
主要用途	事務所、ホテル、商業施設、バスターミナル、駐車場	
階数・高さ	高層棟：地上 55 階、地下 5 階 高さ約 260m 低層棟：地上 16 階、地下 5 階 高さ約 80m	
構 造	鉄骨造、一部鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造	
事業予定地の区域面積	約 11,500 m ² 注)	
延べ面積	約 280,000 m ²	
駐車台数	約 350 台	
日 最 大 利 用 者 数	平 日	約 93,000 人
	休 日	約 118,000 人
緑化計画	事業予定地内の空地等への植樹、屋上緑化等	
主要なアクセス手段	歩行者：JR「名古屋駅」隣り 自動車：名駅通	

注) 隣接事業予定地（北地区）を除く敷地の範囲としては、JR 名古屋駅等を含む約 85,000 m² を予定している。

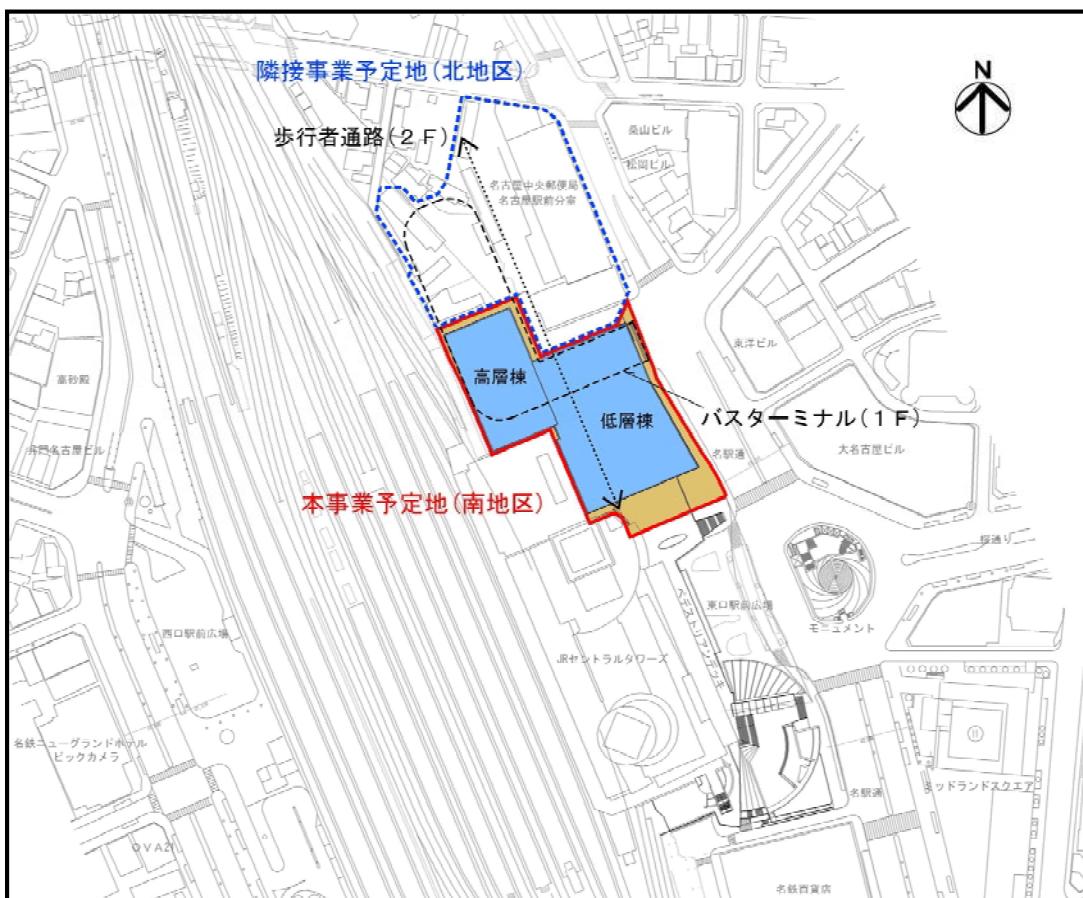


図 2-3-3 計画配置図

③ 排水計画

工事の実施及び事業活動に伴い発生する汚水は、公共下水道に放流する計画である。

④ 供用開始予定期間

平成 29 年度 注)

⑤ 工事予定期間

平成 22 年度～平成 28 年度

工事工程の概要は、表 2-3-2 に示すとおりである。

表 2-3-2 工事工程の概要

工種	年 度	2010 平成22	2011 平成23	2012 平成24	2013 平成25	2014 平成26	2015 平成27	2016 平成28
解体工事								
基礎工事								
躯体工事	地下							
	地上							
仕上・設備・外構工事								

注) 平成 28 年度より順次供用開始を予定

第3章 事前配慮の内容

事業計画を策定するにあたって、環境保全の見地から事前に配慮した内容は、次に示すとおりである。

3-1 事業予定地の立地及び土地利用に際しての配慮

- ・歩行者動線ネットワークの整備により、公共交通機関から周辺施設へのアクセス向上を目指す。
- ・既存の地域冷暖房施設（以下、「DHC」という。）との相互機能を検討する。

3-2 建設作業時を想定した配慮

事 前 配 慮 事 項			内 容
自然環境の保全	地 盤	地盤の改変による影響の防止	<ul style="list-style-type: none">・地下工事において、止水性、曲げ剛性の高い山留め壁を構築することにより、周辺地下水位の低下と地盤の変形を抑制する。・現況施設の解体及び新建築物の建設における工事過程において、荷重の変動を極力抑えるよう配慮することにより、地盤の変形を抑制する。・地下水の汲み上げ量を少なくする工法を採用する。
生活環境の保全	環境汚染	建設作業に伴う公害の防止	<ul style="list-style-type: none">・仮囲いを設置する。・地上解体工事時には、現況施設の外周に防音パネルを設置するとともに、粉じん対策として散水を行う。・建設機械の使用に際しては、低騒音型や排出ガス対策型機械を積極的に採用する。・地下工事については、現況施設地下解体、掘削、新建築物地下躯体工事における騒音の低減に努める。・地上工事については、鉄骨建方後、早い段階において外周壁面の施工を行うことにより、周辺への防音、防じん措置を行う。・特定建設作業については、規制基準を遵守し、その他の作業についても、特定建設作業に係る規制基準値を下回るよう努める。・隣接事業者（北地区）と協力し、複合影響の低減に努める。
		工事関係車両の走行による公害の防止	<ul style="list-style-type: none">・短時間に工事関係車両が集中しないように、適切な配車計画を立てる。・工事関係車両の運転者には運行ルートを守らせ、適正な走行を行うよう指導する。・運搬車両のアイドリングについて、作業時以外は停止するよう指導を行う。

事前配慮事項			内容
生活環境の保全	電波障害	電波障害の防止	<ul style="list-style-type: none"> 地上躯体工事時期を地上デジタル放送の完全移行後にすることにより、アナログ放送による電波障害の影響を回避する。
	安全性	工事関係車両の走行に伴う交通安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> 短時間に工事関係車両が集中しないように、適切な配車計画を立てる。 事業予定地内への工事関係車両の出入りについては、周辺の交通事情に十分配慮して、出入口の設置、運用管理を行う。 事業予定地出入口において、工事関係車両が通過する際には、誘導員を配置する。 工事関係車両の運転者には運行ルートを守らせ、適正な走行を行うよう指導する。 事業予定地周辺における各小・中学校の指定通学路に配慮する。
環境負荷の低減	自動車交通	工事関係車両による交通渋滞の防止	<ul style="list-style-type: none"> 短時間に工事関係車両が集中しないように、適切な配車計画を立てる。
	廃棄物	建設廃棄物の減量化及び再資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、資源化、減量化に努める。 現況施設の解体に伴い発生するコンクリート塊、鉄筋、鉄骨については、再生資源としてリサイクルに努める。 山留・杭工事で発生する汚泥は、脱水化、凝集化により、搬出処分量の低減に努める。 必要に応じてSMW工法等を採用することにより、掘削土の再利用を図り、この搬出処分量の低減に努める。 掘削土は、埋立土への活用に努める。 仕上げ材、設備機器等の搬入は、ユニット化、パッケージ化の推進により、梱包材の発生の削減に努める。

事 前 配 慮 事 項		内 容
環境負荷の低減	廃棄物	<p>建設廃棄物の搬出・処分等に伴う影響の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設残土の運搬時には、必要に応じてシート掛け等の措置をとる。 発生した廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号) 及び「建設廃棄物処理マニュアル 建設廃棄物処理ガイドライン改訂版一」(財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター, 平成 13 年) に従って適正に処理するとともに、マニフェスト(集荷目録)による管理を徹底する。 事前に吹付けアスベストの使用の有無を調査し、使用している場合には、解体工事に先立ち、「建築物解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2007」(環境省, 平成 19 年) に従って除去し、この運搬及び廃棄にあたっては、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」(環境省, 平成 19 年) に従い、適切に行う。
	地球環境	<p>地球環境問題に対する取り組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 製造過程において、二酸化炭素の排出量が少ない資材を使用するよう努める。 型枠木材は、転用計画を立てるとともに、代替材の使用に努め、木材使用量の低減を図る。 上記に示すような配慮を行うことにより、CO₂ の低減に努める。 現況施設の解体に伴い生じるフロン類については、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」(平成 13 年法律第 64 号) に基づき適切に処理する。

3-3 施設の存在・供用時を想定した配慮

事前配慮事項			内容
生活環境の保全	環境汚染	公害の防止	<ul style="list-style-type: none"> DHCの導入により、排出ガス量の削減に配慮する。 既存DHCとの相互機能を検討し、エネルギー消費の削減を図る。
	日照阻害・風害	日照阻害、風害の防止	<ul style="list-style-type: none"> 日照阻害については、「名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例」(平成11年名古屋市条例第40号)に規定される教育施設に配慮する。 事業予定地内の植栽等により、周辺地域の風環境に及ぼす影響の低減を図る。
	安全性	自然災害からの安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> 雨水の一時貯留施設等により、雨水流出抑制に配慮する。 新建築物については、東海・東南海地震を想定した構造計画とする。
		交通安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> 事業予定地内への自動車の出入りについては、周辺の交通事情に十分配慮した出入口の設置、運用管理を行う。 道路沿いには歩道状空地を配し、歩車分離を図る。 新建築物に係る歩行者が、地下を通って新建築物に入りできるように、出入口を地下街に連絡する。 デッキレベルに歩行者ネットワークを整備する。
快適環境の保全と創造	景観	景観の調和	<ul style="list-style-type: none"> 周辺既存建物とのデザイン調和を図り、統一感と風格のある建築デザインを目指す。 名駅通沿いに樹木を植栽することにより、圧迫感の緩和に配慮する。
	緑地等	施設の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 「緑のまちづくり条例」(平成17年名古屋市条例第39号)に基づき、樹木の植栽等により緑化を図る。 屋上緑化に努める。
環境負荷の低減	自動車交通	交通渋滞の防止	<ul style="list-style-type: none"> 名古屋駅及び地下鉄との歩行者ネットワークを整備することにより、新建築物関連車両の発生の抑制に努める。
		公共交通機関の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 名古屋駅及び地下鉄との歩行者ネットワークを整備し、公共交通機関の利用促進を図る。
	水資源	水資源の保全及び活用	<ul style="list-style-type: none"> 雨水一時貯留槽の雨水利用を検討し、上水の節約に努める。

事 前 配 慮 事 項			内 容
環境負荷の低減	廃棄物	廃棄物の減量化及び再資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 「循環型社会形成推進基本法」（平成12年法律第110号）及び「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」（平成4年名古屋市条例第46号）を遵守する。 資源化利用が容易な分別回収場所を設け、分別回収に努めることにより、廃棄物の減量化及びリサイクル促進に配慮する。
		廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の搬出に際しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）を遵守し、名古屋市長の許可した一般廃棄物処理業者に委託して運搬、処理を行う。 一時的な保管場所として貯留できるスペースを設けるよう検討するとともに、厨芥ごみについても、腐敗を防ぐための対応を検討する。
	地球環境	省エネルギー対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 「建築物環境配慮指針」（平成15年名古屋市告示第557号）に基づき、①エネルギー使用の合理化、②資源の適正な利用、③敷地外環境の保全に努める。 エネルギーを有効に利用できるよう、DHCを導入すると共に、既存DHCとの相互機能を検討し、エネルギー消費の削減を図る。 搬送動力の低減・搬送効率の向上、高効率照明等の省エネルギー・システムの利用促進に努め、エネルギー消費の削減を図る。
		省資源の推進	<ul style="list-style-type: none"> 雨水一時貯留槽の雨水利用を検討し、上水の節約に努める。
		自然エネルギー及び未利用エネルギーの活用	<ul style="list-style-type: none"> 新建築物には、外気を利用した空調システムの導入を検討する。
		温室効果ガスの排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> 「地球温暖化対策指針」（平成16年名古屋市告示第11号）に基づき、温室効果ガスの排出の抑制に努める。 建設材料、建築工事、維持管理を通して発生するライフサイクルCO₂の低減に努める。 屋上緑化に努めるとともに、名駅通沿いに樹木を植栽し、緑化の推進に努める。

第4章 事業予定地及びその周辺地域の概況

事業予定地は、図 4-1 に示すとおり、名古屋市中村区及び西区に位置しており、現在、名古屋ターミナルビルが建っている場所である。

事業予定地がある名駅地区は、鉄道のほか、バスや地下鉄も集中する名古屋駅を中心とした地域であり、商業、業務、娯楽施設等が集中していることから、市民をはじめビジネスマンや旅行者など多くの人々が利用する地域である。また、この地区は、JRセントラルタワーズやミッドランドスクエア、名古屋ルーセントタワー等の超高層ビルのほか、中高層ビルが建ち並んでおり、名古屋市の玄関口としての都市景観が形成されつつある地域である。

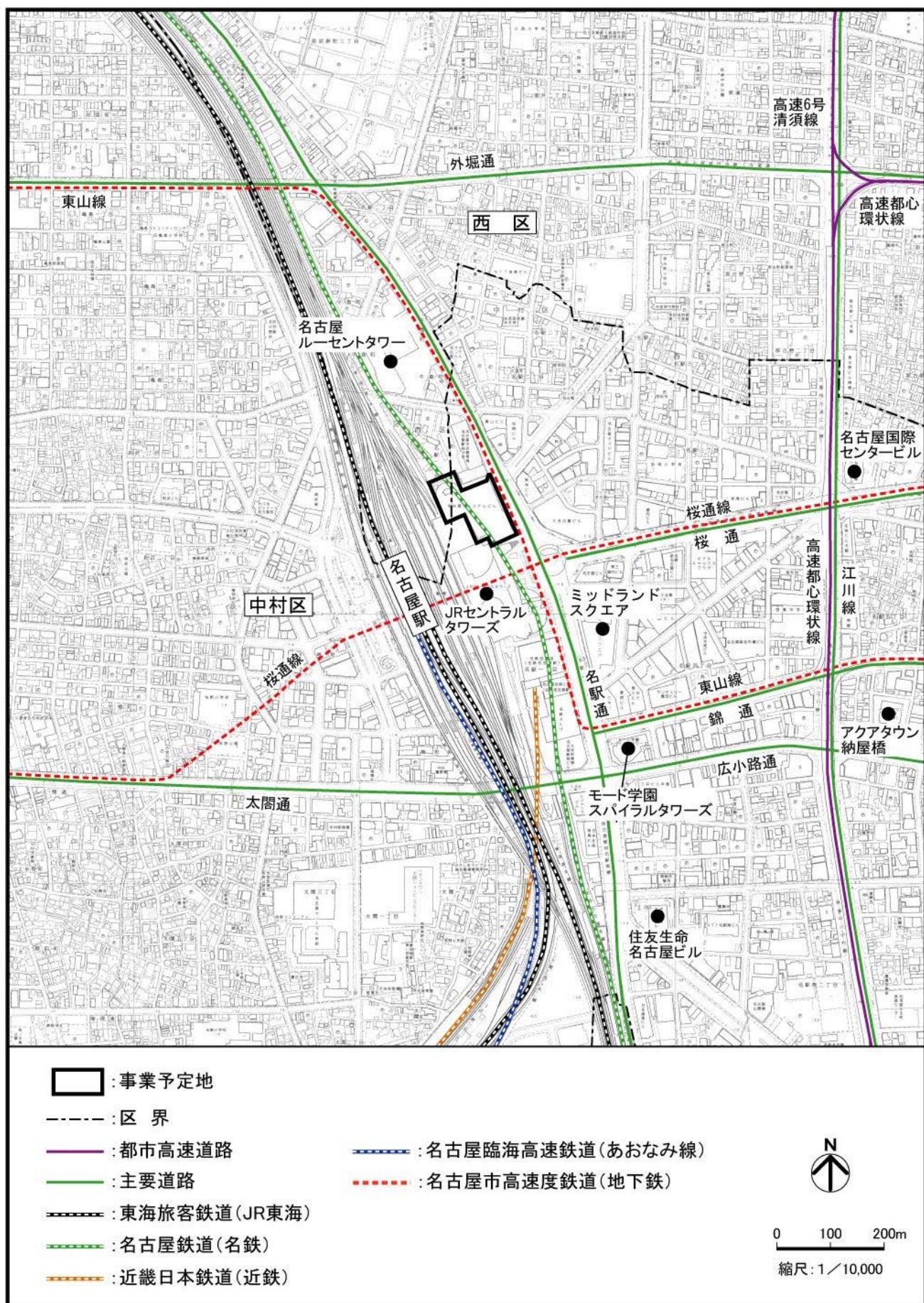


図 4-1 事業予定地とその周辺地域

事業予定地及びその周辺地域の概況を整理する区域として、工事中の騒音、安全性及び存在・供用時の風害、日照阻害の影響範囲に着目し、街区等を考慮して、表 4-1 及び図 4-2 に示す区域（以下、「調査対象区域」という。）を設定した。

表 4-1 調査対象区域

区 名	学 区 名
中村区	旧則武学区の一部、旧亀島学区の一部、新明学区の一部、六反学区の一部、牧野学区の一部
西 区	那古野学区の一部、幅下学区の一部、江西学区の一部、

注)：「則武学区」及び「亀島学区」は、現在、「ほのか学区」となっているが、国勢調査等の既存資料では、それぞれの学区で記載されていることから、ここでは、「旧則武学区」及び「旧亀島学区」と分けて表記した。

以降は、この調査対象区域を中心に、事業予定地周辺の地域特性を「社会的状況」及び「自然的状況」に分けて整理した。

資料の整理に当たっては、学区毎の区分ができるものについては学区毎に、区毎のデータしか得られないものについては区毎に行った。

資料の収集は、平成 20 年 10 月末の時点で入手可能な最新の資料とした。

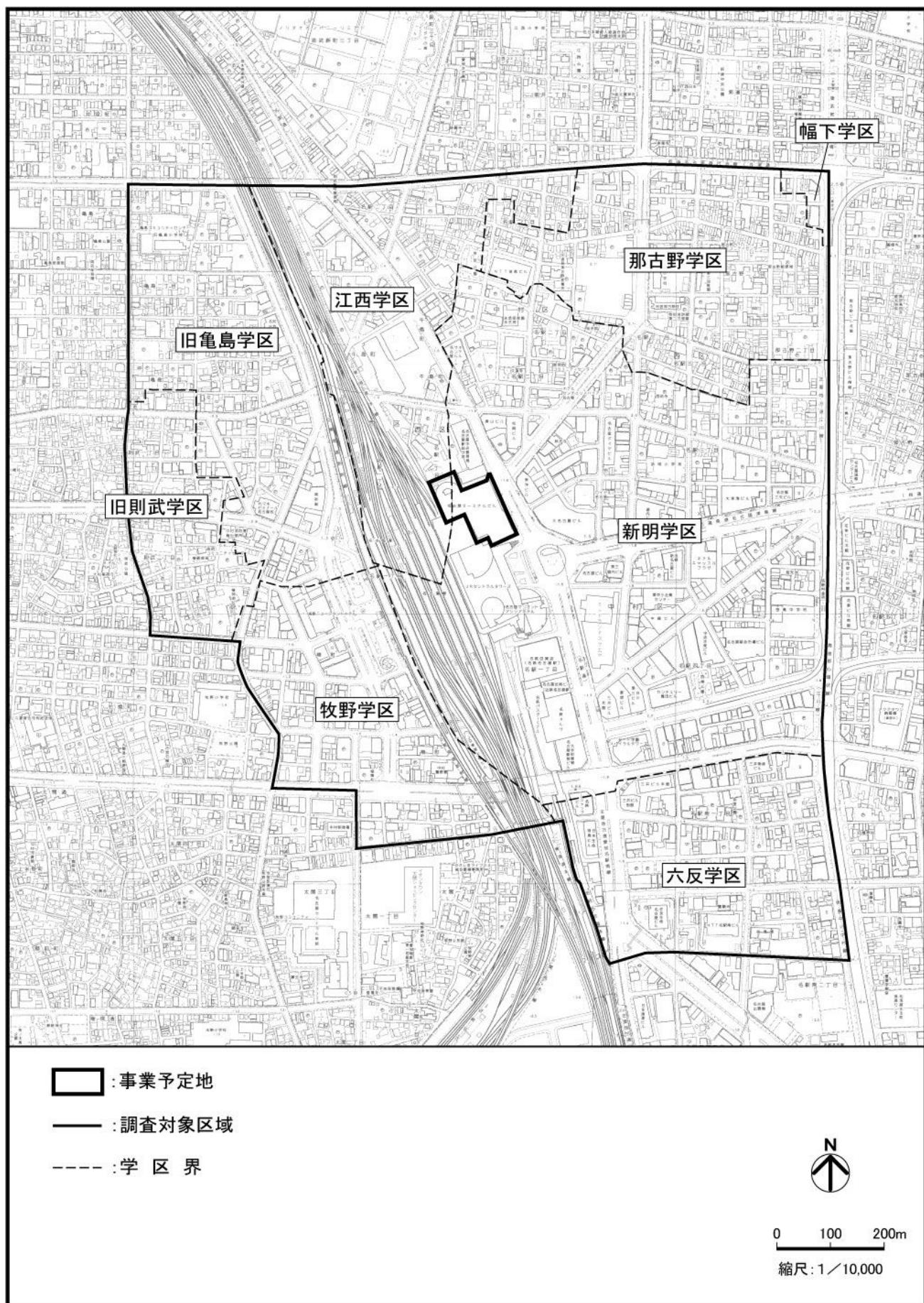


図 4-2 調査対象区域図

4-1 社会的状況

(1) 人口及び産業

① 人口及び世帯数

名古屋市及び調査対象区域の平成 17 年 10 月 1 日現在における、人口及び世帯数は表 4-1-1 に、調査対象区域を含む学区（以下、「調査対象学区」という。）の昼夜間人口は表 4-1-2 に、年齢別人口構成比は図 4-1-1 に示すとおりである。

人口については、名古屋市及び調査対象区域ともに増加傾向を示している。学区別では、旧亀島学区、新明学区、六反学区、幅下学区及び江西学区が増加傾向を示している。

1 世帯当たりの人員については、名古屋市と比べ、調査対象区域は少ない。学区別でも、全ての学区で少なくなっている。

また、調査対象学区の昼夜間人口比率は約 444 であり、事業活動等に伴い昼間に人口が増加する地域といえる。

年齢別人口については、名古屋市と比べ、全ての学区で 0 ~ 14 歳の人口比率は低く、逆に 65 歳以上の比率は高くなっている。

出典) 「平成 17 年国勢調査 名古屋の町（大字）・丁目別人口」（名古屋市ホームページ）
「平成 17 年国勢調査 名古屋の町（大字）別・年齢別人口」（名古屋市ホームページ）
「平成 17 年 学区別昼間（従業地）人口（推計値）」（名古屋市ホームページ）

表 4-1-1 人口及び世帯数

区分	人口(人) (A)	世帯数 (世帯)	1世帯当たり の人員 (人)	平成12年 人口(人) (B)	増加率 (%)
名古屋市	2,215,062	955,851	2.32	2,171,557	2.0
中村区	旧則武学区	896	490	1.83	923 △ 2.9
	旧亀島学区	1,433	729	1.97	1,414 1.3
	新明学区	1,168	650	1.80	1,039 12.4
	六反学区	675	442	1.53	470 43.6
	牧野学区	471	287	1.64	515 △ 8.5
西 区	那古野学区	2,097	1,143	1.83	2,301 △ 8.9
	幅下学区	21	12	1.75	13 61.5
	江西学区	1,148	644	1.78	1,105 3.9
調査対象区域	7,909	4,397	1.80	7,780	1.7

注)1: 人口及び世帯数は平成17年10月1日現在

2: 増加率(%) = ((A-B)/B) × 100

3: △は減少を示す。

4: 幅下学区は、調査対象区域内のみの数値がないことから、周辺街区との合算値である。

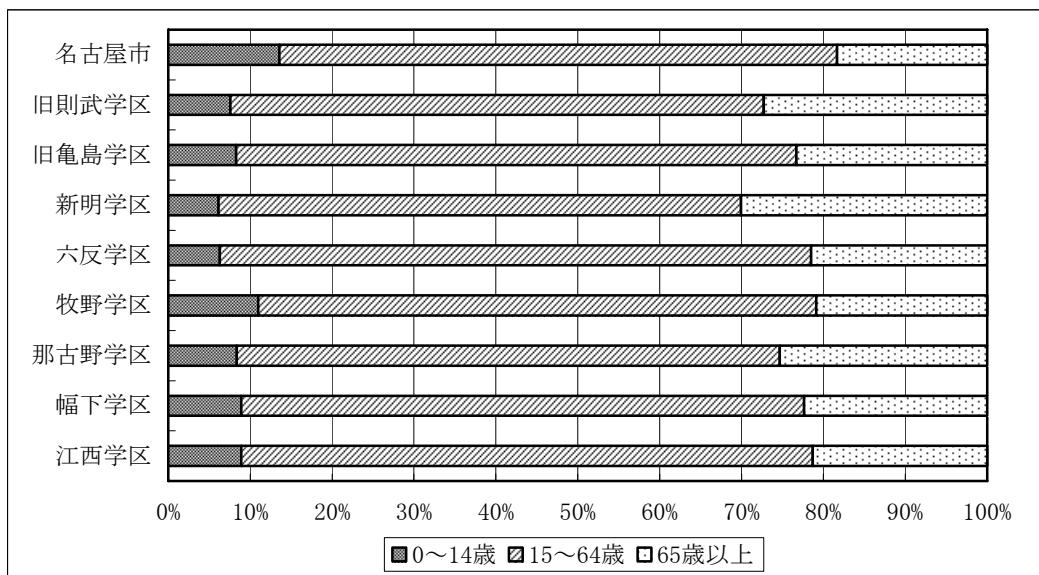
表 4-1-2 昼夜間人口

区分	昼間人口 (人)	夜間人口 (人)	昼夜間 人口比率
名古屋市	2,516,196	2,193,973	114.7
中村区	旧則武学区	6,277	6,759
	旧亀島学区	13,213	4,768
	新明学区	65,036	2,008
	六反学区	27,603	3,013
	牧野学区	21,159	6,824
西 区	那古野学区	5,419	3,519
	幅下学区	7,613	4,705
	江西学区	8,685	3,307
調査対象区域を含む学区の合計	155,005	34,903	444.1

注)1:平成17年10月1日現在

2:昼夜間人口比率=(昼間人口/夜間人口)×100

3:昼夜間人口については、街区別に人口が記載されていないことから、学区別人口を示した。



注)1:平成17年10月1日現在

2:年齢別人口については、街区別に人口が記載されていないことから、学区別人口を示した。

図 4-1-1 年齢別人口構成比

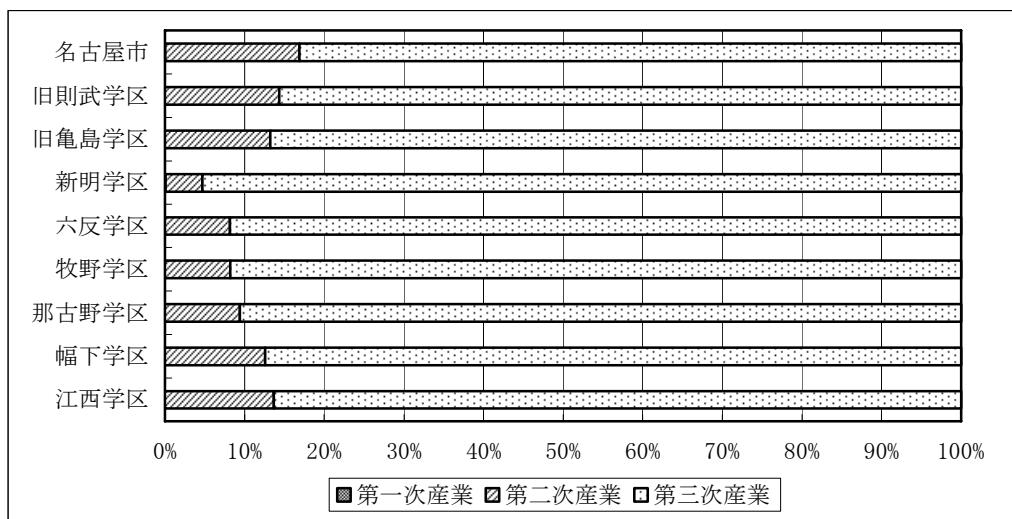
② 産業

名古屋市及び調査対象学区の平成 18 年における産業別事業所数並びに従業者数は、図 4-1-2 に示すとおりである。

名古屋市及び調査対象学区における事業所数は、第三次産業の割合が高く、特に、新明学区、六反学区、牧野学区及び那古野学区で高い割合となっている。

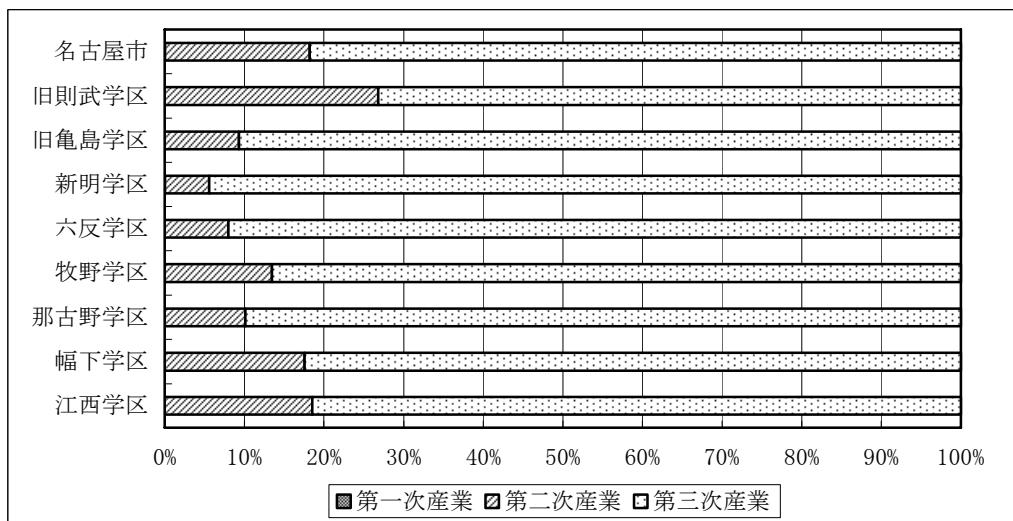
また、従業者数も、第三次産業の割合が高く、旧亀島学区、新明学区及び六反学区で高い割合となっている。

出典)「名古屋の事業所・企業 平成 18 年事業所・企業統計調査結果」(名古屋市, 平成 20 年)



注)平成18年10月1日現在

図 4-1-2(1) 産業別事業所数



注)平成18年10月1日現在

図 4-1-2(2) 産業別従業者数

(2) 土地利用

① 土地利用の状況

名古屋市及び調査対象区域を含む中村区及び西区の平成 19 年における土地利用の状況は、表 4-1-3 に示すとおりである。

名古屋市における土地利用区分は、宅地の割合が高く、約 78% を占めているが、中村区及び西区はさらにこの割合が高く、中村区で約 82%、西区で約 88% を占めている。

出典)「平成 19 年版 名古屋市統計年鑑」(名古屋市、平成 20 年)

表 4-1-3 土地利用の状況

単位:a

区分	総数	田	畠	宅地	宅地率	池沼	山林	原野	鉄道軌道用地	雑種地
名古屋市	1,851,999	74,897	86,778	1,435,364	77.5%	941	41,133	4,556	25,667	182,663
中村区	99,742	941	4,106	81,903	82.1%	—	—	4	5,160	7,628
西 区	103,776	314	2,684	91,055	87.7%	—	—	—	1,841	7,882

注)1:平成19年1月1日現在

2:宅地率=宅地面積/総数×100

② 都市計画法に基づく用途区分の状況等

調査対象区域は、全域が名古屋都市計画区域に含まれている。用途区分の指定状況は図 4-1-3 に示すとおりであり、事業予定地は全域が商業地域に指定されている。また、調査対象区域は、商業地域が大部分を占め、南側の一部が近隣商業地域に指定されている。

駐車場整備地区及び都市景観形成地区の指定状況は、図 4-1-4 に示すとおりである。事業予定地は全域が駐車場整備地区に指定され、また、北側の一部を除き名古屋駅都市景観形成地区に指定されている。調査対象区域は、南側の一部を除き駐車場整備地区に指定され、また、名古屋駅周辺、主要県道名古屋津島線（桜通）及び主要県道名古屋長久手線（広小路通）は、名古屋駅都市景観形成地区に指定されている。

建物用途の状況は、図 4-1-5 に示すとおりである。調査対象区域では、南北に JR 線等の線路が通っており、線路の西側は住居施設、次いで商業系施設が多く、教育施設、宗教・文化・医療・養護施設等が点在している。線路の東側は商業系施設、次いで住居施設が多く、娯楽施設、教育施設、供給・処理・運輸施設等が点在している。

なお、調査対象区域には、風致地区の指定はない。

出典)「愛知県土地利用規制図」(愛知県、平成 13 年)

「名古屋市都市計画情報提供サービス」(名古屋市ホームページ)

「名古屋駅都市景観形成地区」(名古屋市ホームページ)

「名古屋市建物用途別現況図」(名古屋市、平成 15 年)

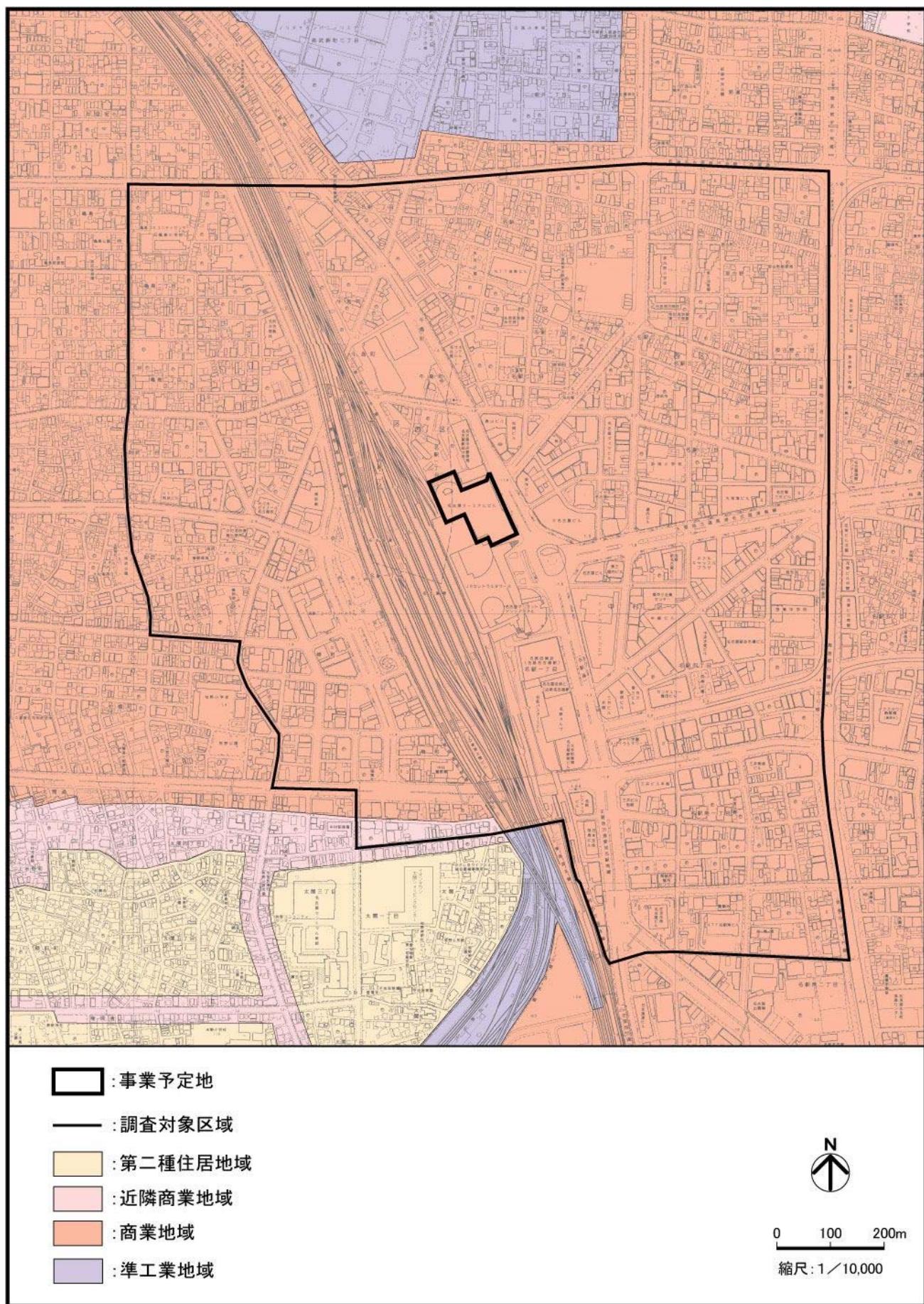


図 4-1-3 用途区分図

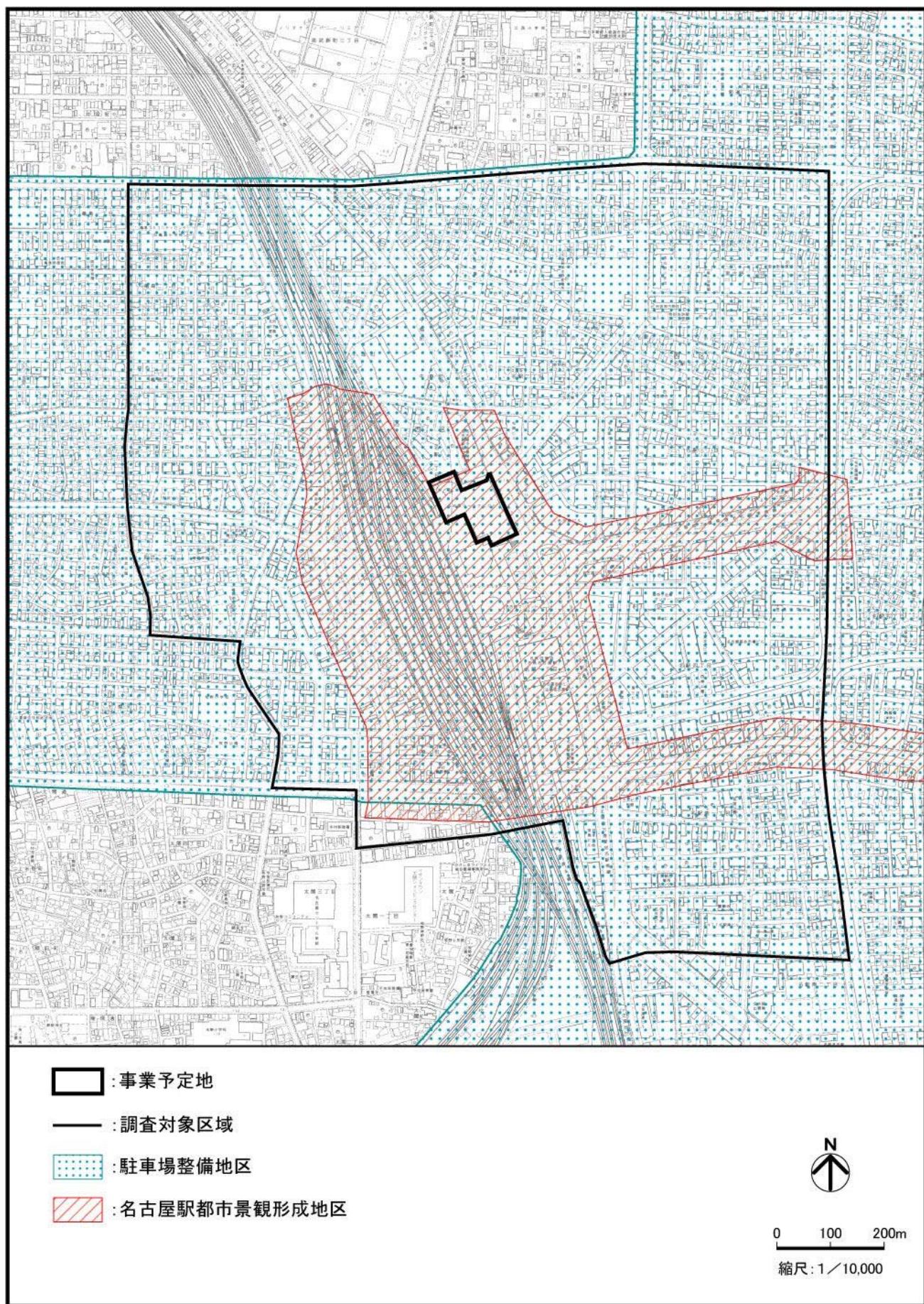


図 4-1-4 駐車場整備地区及び都市景観形成地区

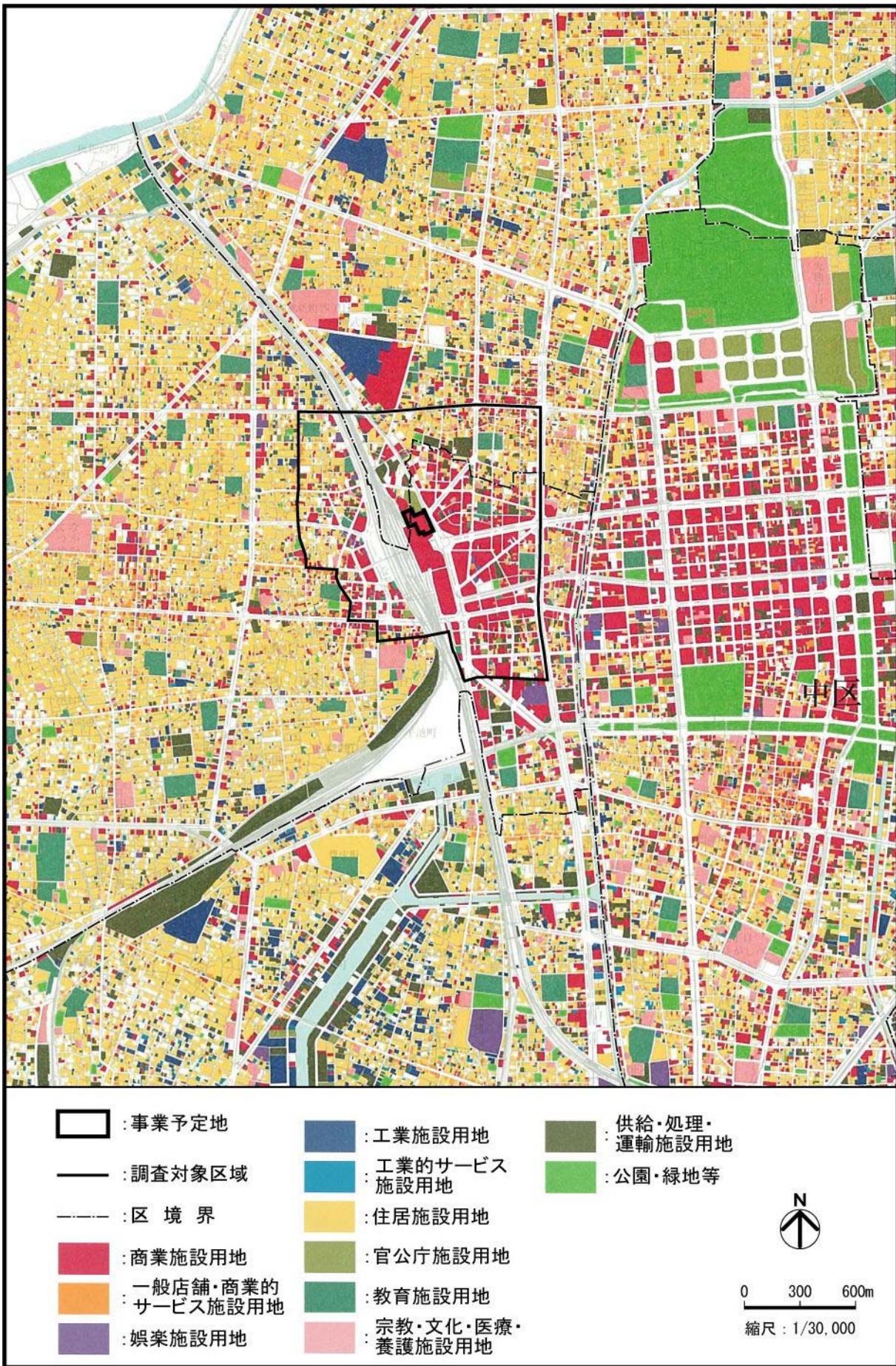


図 4-1-5 建物用途の状況

③ 周辺地域における開発の動向

事業予定地周辺における開発の動向として、事業予定地北側では、名古屋中央郵便局名古屋駅前分室（旧名古屋中央郵便局）の建替事業が計画されている。

(3) 水域利用

揚水設備等設置事業場は、調査対象区域内に 17 事業場あり、内 1 事業場は、事業予定地内にある。揚水（井戸）の深さは 10～300m の範囲である。

参考)名古屋市環境局への聞き取り調査

(4) 交 通

① 交通網の状況

鉄道については、図 4-1-6 に示すとおりである。調査対象区域は、JR 東海、名鉄、近鉄、地下鉄及びあおなみ線が集中する地域である。事業予定地は、JR 名古屋駅等の北側に位置している。

バス路線については、図 4-1-7 に示すとおりである。事業予定地には、名古屋バスターミナルがあるとともに、南側には、名鉄バスセンターがあり、JR 東海バス、市バス、名鉄バス、三重交通バス等が集中する地域である。事業予定地内にある名古屋バスターミナルは、JR 東海バス、市バス等の基点となっている。

主要な道路網については、図 4-1-8 に示すとおりである。調査対象区域には、都市高速道路の高速名古屋新宝線、主要県道の名古屋津島線及び名古屋長久手線、一般県道の名古屋甚目寺線及び中川中村線、主要市道の江川線及び山王線、一般市道の東志賀町線、広井町線、椿町線、中村則武線、錦通線が通っている。

出典)「中京圏鉄道網図」(愛知県, 平成 20 年)

「市バス・地下鉄路線図」(名古屋市交通局ホームページ)

「名鉄バス路線図」(名鉄バス株式会社ホームページ)

「JR 東海バス路線図」(JR 東海バスホームページ)

「三重交通バス路線図」(三重交通ホームページ)

「名古屋市交通量図（平成 17 年度）」(名古屋市, 平成 19 年)

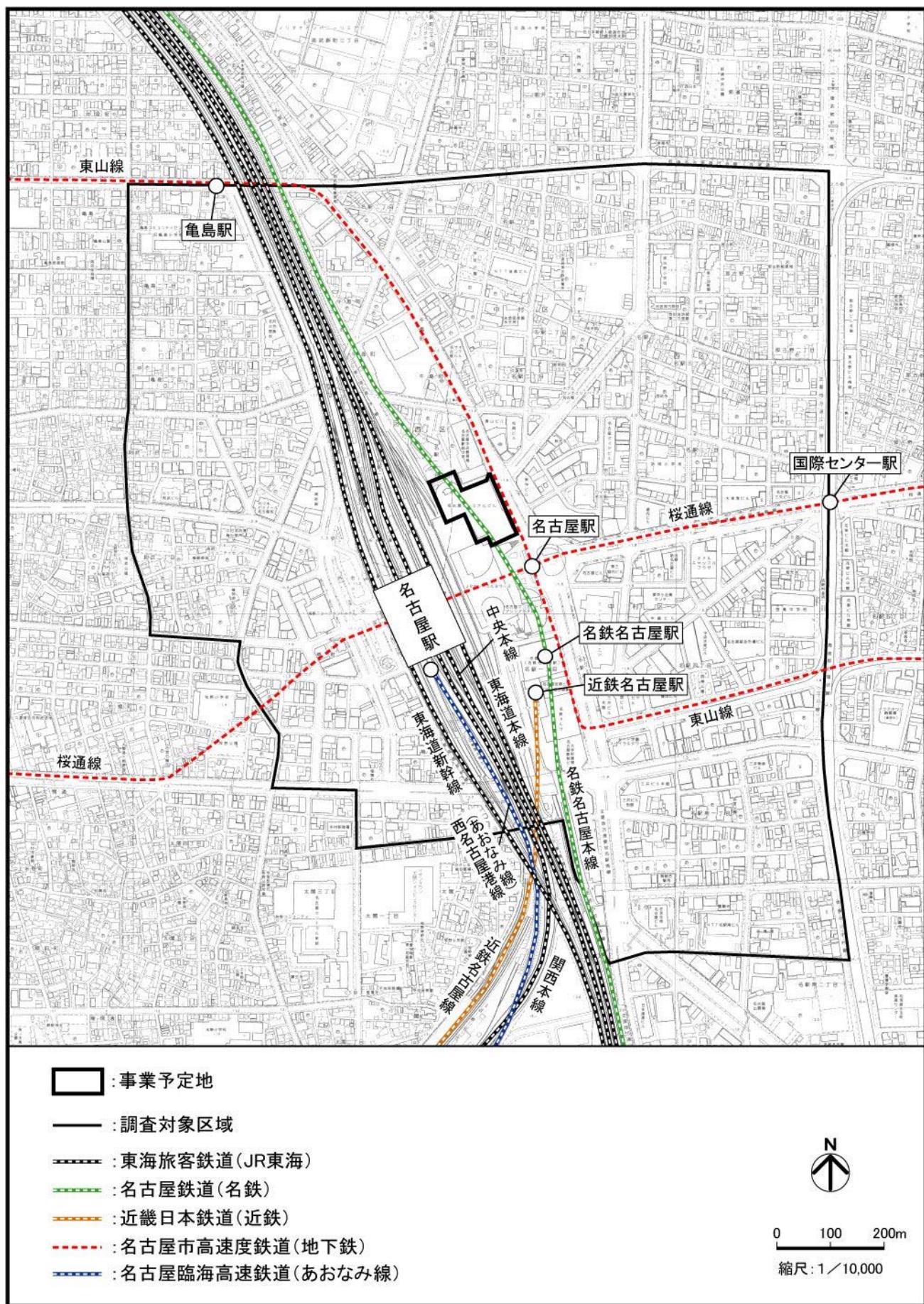


図 4-1-6 鉄道網図

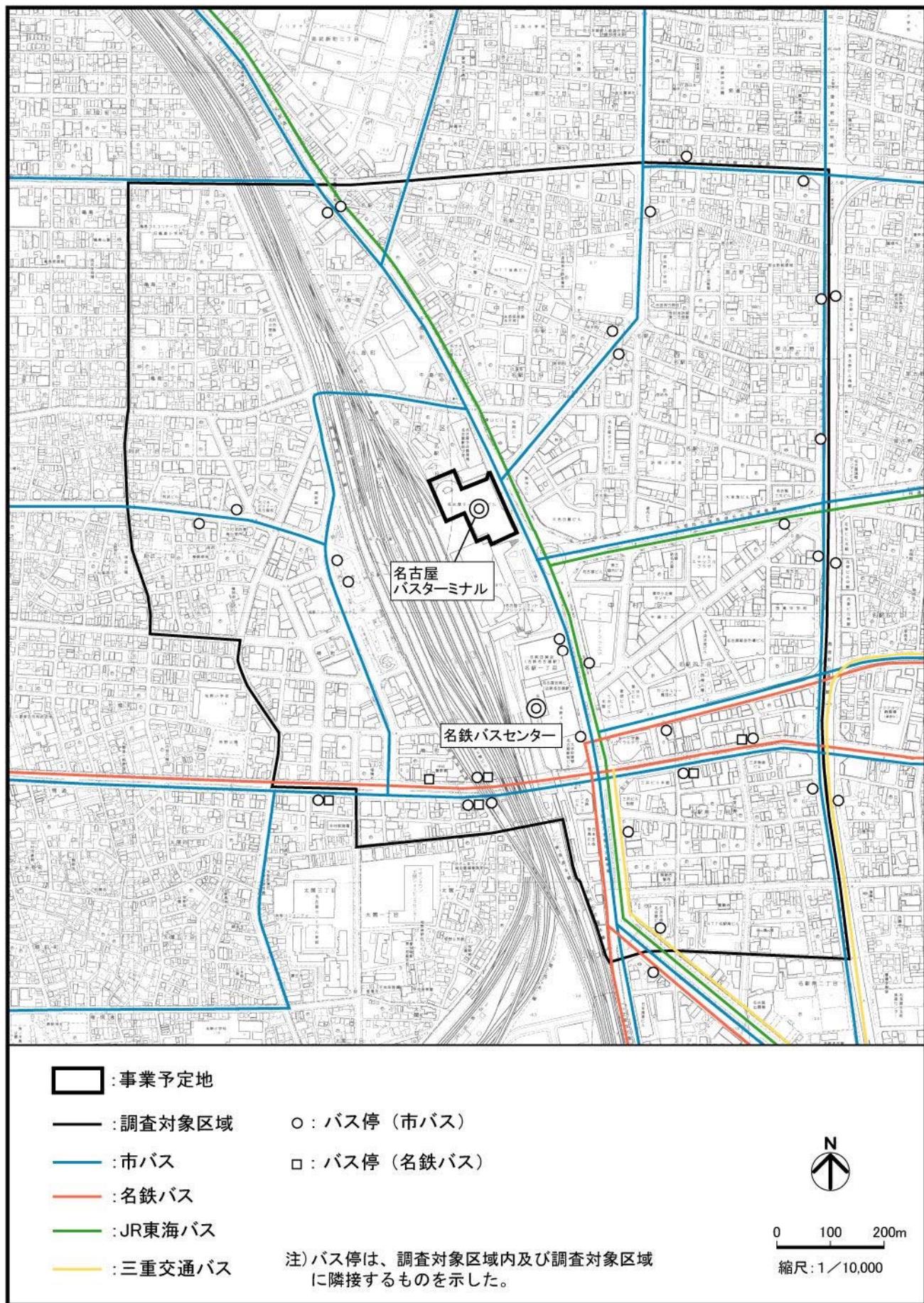


図 4-1-7 バス路線図

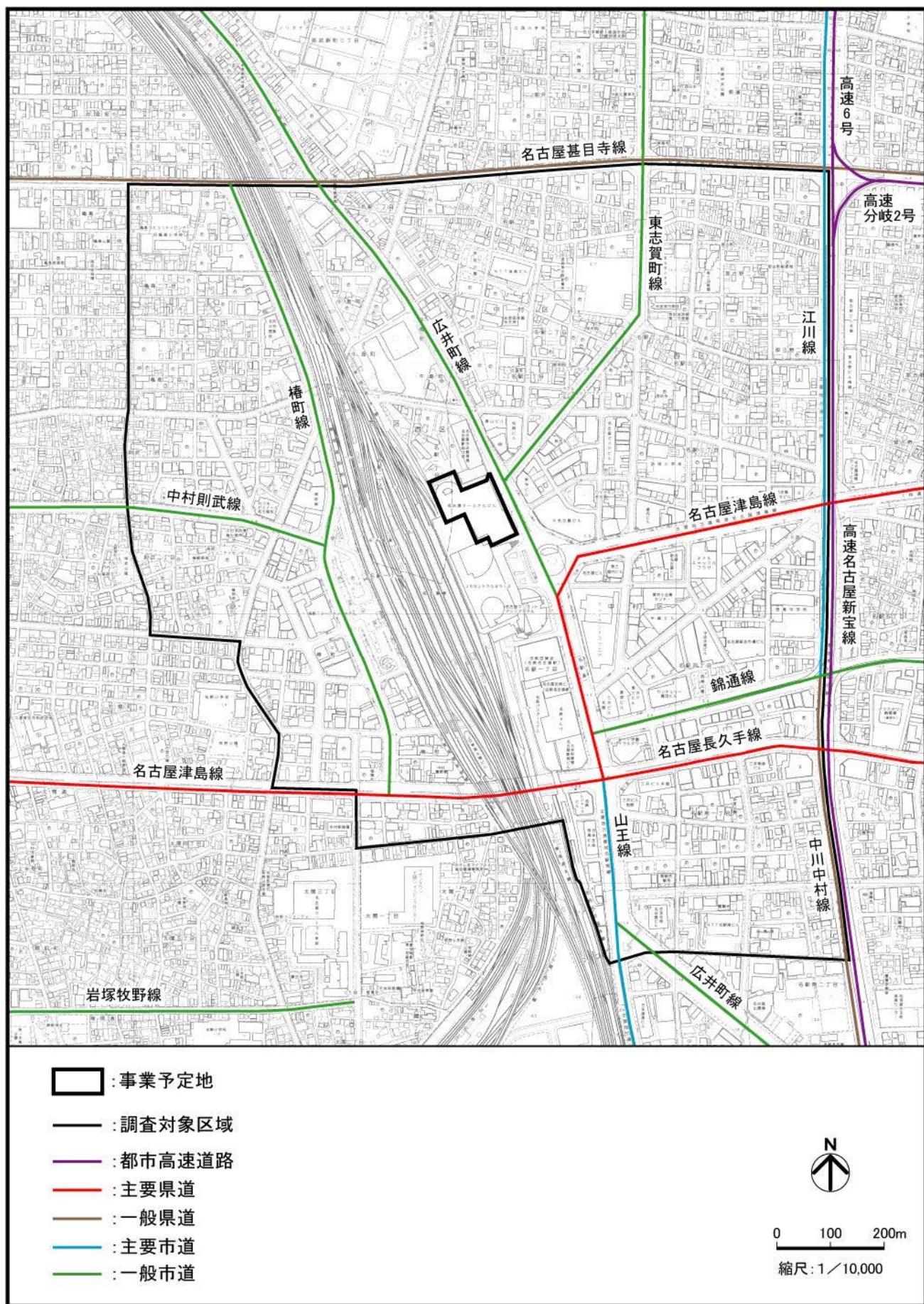


図 4-1-8 主要道路網図

② 道路交通状況

事業予定地周辺における 7~19 時の 12 時間自動車交通量（二輪車を除く）及び歩行者交通量（自転車を含む）は表 4-1-4、図 4-1-9 及び図 4-1-10 に示すとおりである。

調査対象区域及びその周辺における自動車交通量は、平日及び休日ともに、高速名古屋新宝線（No. 9）が最も多く、平日で約 43,000 台、休日で約 27,000 台となっている。都市高速道路以外では、平日及び休日ともに、中川中村線（No. 4）が最も多く、平日で約 29,000 台、休日で約 22,000 台となっている。

事業予定地に隣接する広井町線（No. 7）の自動車交通量は、平日で約 15,000 台、休日で約 13,000 台となっている。

調査対象区域及びその周辺における歩行者交通量は、平日及び休日ともに、名古屋津島線（No. 1）が最も多く、平日で約 35,000 人、休日で約 47,000 人となっている。

事業予定地に隣接する広井町線（No. 7）の歩行者交通量は、平日で約 14,000 人、休日で約 9,000 人となっている。

出典)「平成 17 年度 名古屋市一般交通量概況」(名古屋市, 平成 19 年)

表 4-1-4 自動車及び歩行者交通量

道路種別	No.	路線名	観測地点	12時間交通量	
				自動車(台)	歩行者(人)
主要県道	1	名古屋津島線	中村区名駅1丁目	27,177 (20,733)	34,975 (47,245)
	2		中村区太閤通3丁目	19,915 (17,691)	5,843 (4,588)
主要市道	3	江川線	西区新道2丁目	17,615 (15,882)	4,048 (2,931)
一般県道	4	中川中村線	中村区名駅南1丁目	29,085 (22,011)	5,653 (4,102)
	5	名古屋甚目寺線	西区名駅2丁目	27,837 (18,986)	2,609 (1,804)
一般市道	6	椿町線	中村区椿町	16,561 (13,068)	13,434 (11,682)
	7	広井町線	中村区名駅2丁目	15,010 (13,103)	13,536 (9,047)
	8		中村区名駅南4丁目	27,015 (16,480)	3,862 (2,042)
都市高速道路	9	高速名古屋新宝線	中村区名駅南1丁目	42,738 (26,824)	—

注)12時間交通量のうち、上段は平日、下段()内は休日を示す。

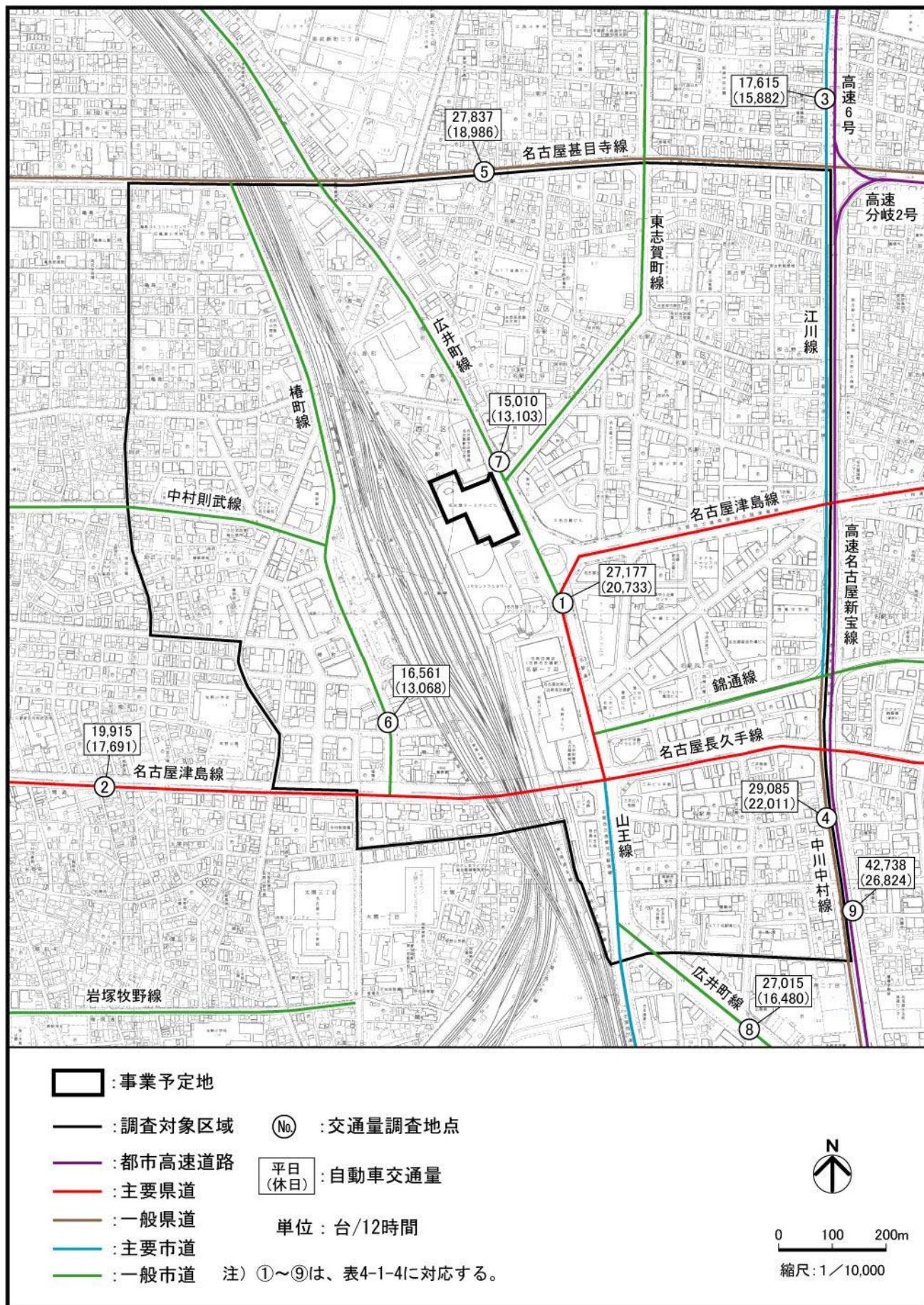


図 4-1-9 自動車断面交通量

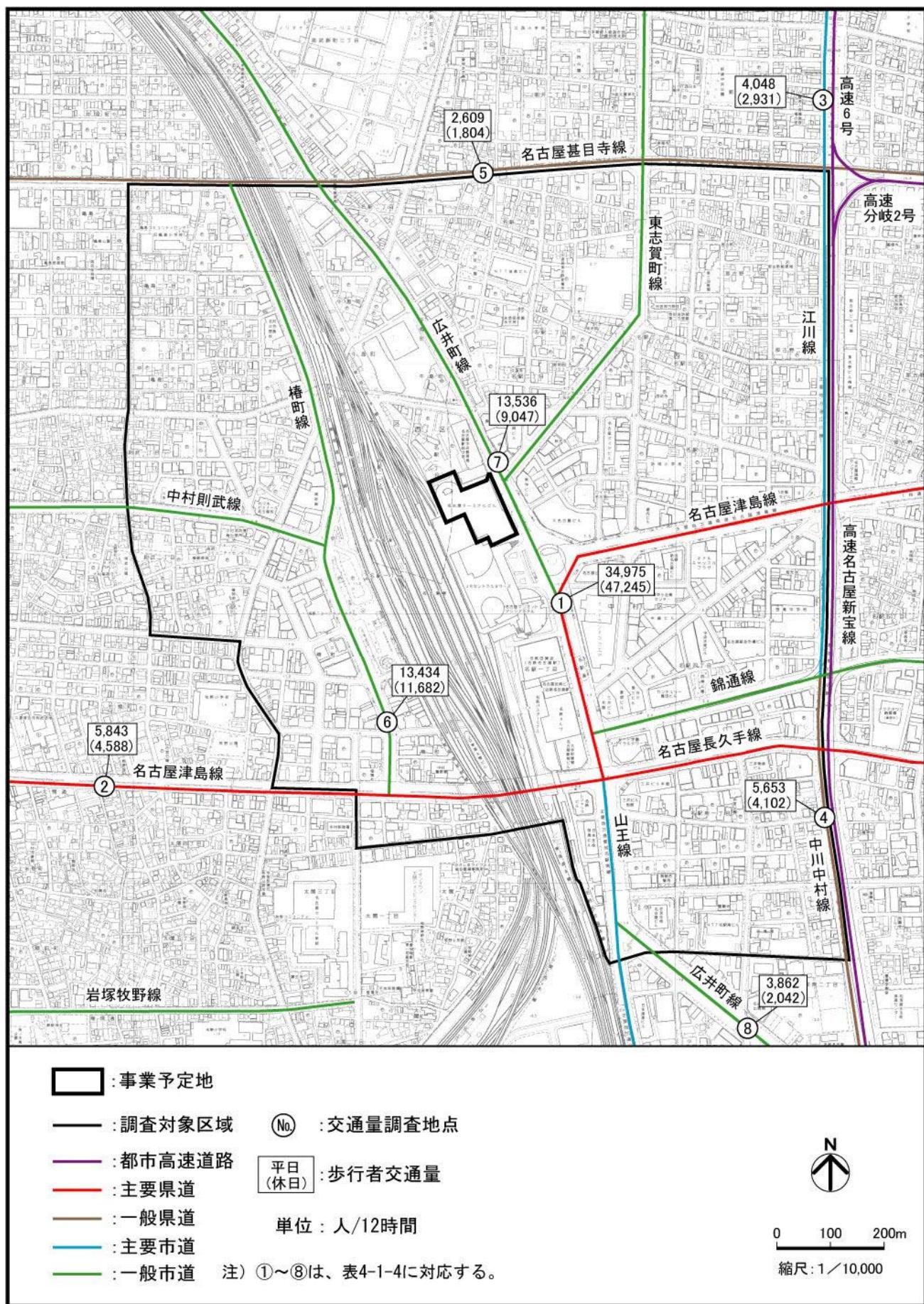


図 4-1-10 歩行者断面交通量

③ 公共交通機関の利用状況

調査対象区域内における平成 18 年度の駅別乗車人員は、表 4-1-5 に示すとおりである。事業予定地周辺の駅別乗車人員は、JR 名古屋駅が約 67,000,000 人、名鉄名古屋駅が約 51,000,000 人、近鉄名古屋駅が約 24,000,000 人、あおなみ線名古屋駅が約 3,600,000 人、地下鉄名古屋駅が約 60,000,000 人である。

出典) 「平成 19 年版 名古屋市統計年鑑」(名古屋市, 平成 20 年)
「平成 19 年刊 愛知県統計年鑑」(愛知県, 平成 20 年)

表 4-1-5 駅別乗車人員

単位:人

JR線	名鉄線	近鉄線	あおなみ線	地 下 鉄		
JR 名古屋駅	名 鉄 名古屋駅	近 鉄 名古屋駅	名古屋駅	名古屋駅	亀島駅	国際センター駅
67,339,222	50,830,702	23,567,602	3,622,859	60,310,265	1,451,923	1,536,285

(5) 地域社会等

① 公共施設等

調査対象区域には、図 4-1-11 に示すとおり、中学校が 1 箇所、小学校が 2 箇所、幼稚園が 1 箇所あるほか、専修学校及び各種学校が多数ある。その他には、病院が 1 箇所、保育所が 2 箇所、福祉関係施設が 4 箇所あるほか、どんぐり広場・児童遊園地が数箇所ある。

また、調査対象区域には、図 4-1-12 に示すとおり、都市計画公園が 2 箇所ある。

出典) 「学区別生活環境調査報告書」(名古屋市, 平成 10 年)
「病院名簿」(愛知県, 平成 19 年)
「愛知県の私立学校」(愛知県ホームページ)
「福祉施設等一覧」(愛知県ホームページ)
「暮らしの情報」(名古屋市ホームページ)
「ゼンリン住宅地図 名古屋市中村区・西区」(株式会社ゼンリン)
「名古屋市都市計画情報提供サービス」(名古屋市ホームページ)

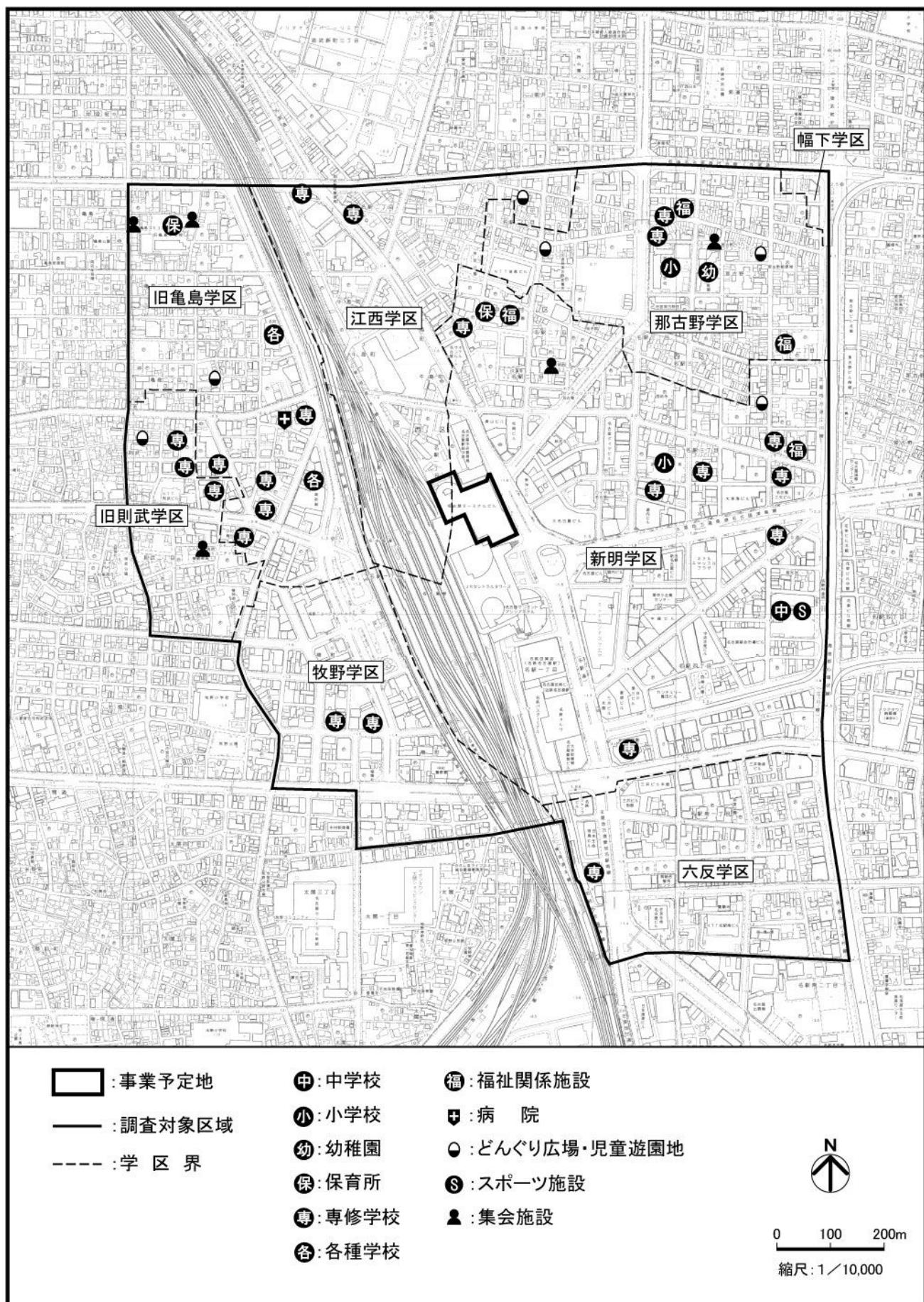


図 4-1-11 公共施設等位置図

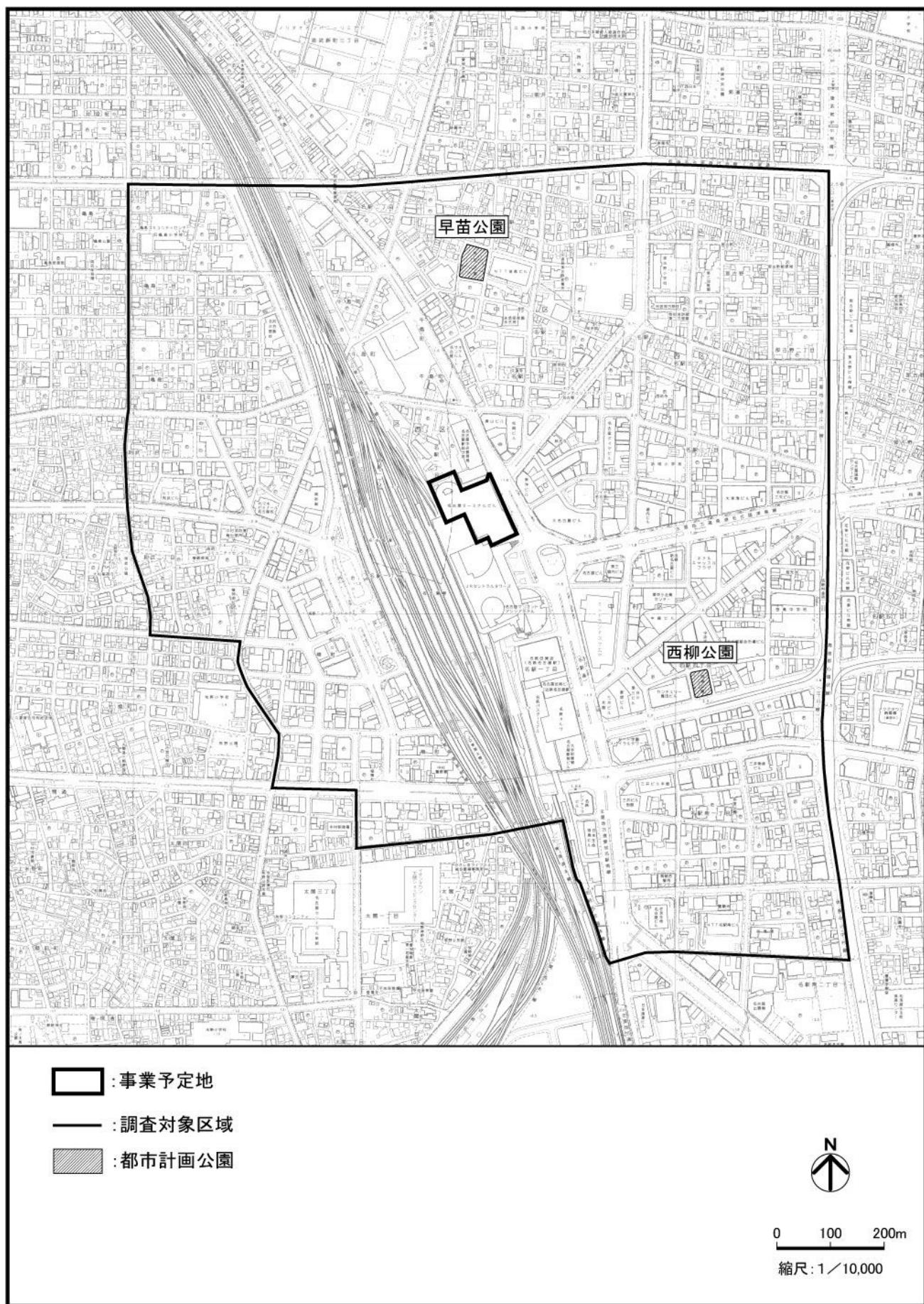


図 4-1-12 都市計画公園位置図

② 文化財等

調査対象区域には、建造物が 1 箇所、史跡が 5 箇所ある。現在、これらの場所には、建物や看板はない。

出典)「名古屋の史跡と文化財」(名古屋市, 平成 10 年)

③ 下水道等

名古屋市における上水道の給水普及率は 100.0% (平成 19 年 3 月 31 日現在)、公共下水道の人口普及率^{注)} は 98.4% (平成 19 年 3 月 31 日現在) となっている。

調査対象区域の下水道については、全域で整備されている。

出典)「平成 19 年度版 名古屋市統計年鑑」(名古屋市, 平成 20 年)

④ 廃棄物等

名古屋市における平成 18 年度のごみ収集搬入量は 722,995 トンで、前年度と比べ約 0.4% 増加している。

平成 17 年度に名古屋市が収集したごみ収集量は、表 4-1-6 に示すとおりである。

中村区及び西区のごみ収集量の構成は、可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみについては、名古屋市とほぼ同じ傾向を示している。資源収集の割合は、中村区は名古屋市と比べると低くなっているが、西区はほぼ同じ傾向を示している。また、環境美化収集（町美運動により集められたごみ等の収集）については、名古屋市と比べると、中村区は 2 倍程度高くなっているが、西区は低くなっている。

出典)「事業概要 (平成 18 年度資料編)」(名古屋市, 平成 18 年)
「ごみ量の推移」(名古屋市ホームページ)

表 4-1-6 ゴミ収集量 (平成 17 年度) 単位:トン

区分	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源収集	環境美化収集	合計
名古屋市	383,618 (70.5%)	61,411 (11.3%)	9,995 (1.8%)	86,085 (15.8%)	2,996 (0.6%)	544,105 (100.0%)
中村区	25,936 (73.0%)	4,074 (11.5%)	549 (1.5%)	4,512 (12.7%)	472 (1.3%)	35,543 (100.0%)
西 区	25,748 (71.7%)	4,207 (11.7%)	550 (1.5%)	5,372 (15.0%)	18 (0.1%)	35,895 (100.0%)

注) (人口普及率) = (処理区域内人口) ÷ (行政区域内人口) × 100

(6) 関係法令の指定・規制等

① 公害関係法令

1) 環境基準等

(ア) 大気汚染 (資料－1 [資料編 p. 資-1～2] 参照)

「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づき、大気汚染に係る環境基準が定められている。

また、「名古屋市環境基本条例」(平成8年名古屋市条例第6号)に基づき、大気汚染に係る環境目標値が定められている。

(イ) 騒音 (資料－2 [資料編 p. 資-3] 参照)

「環境基本法」に基づき、騒音に係る環境基準が定められている。

(ウ) 水質汚濁 (資料－3 [資料編 p. 資-4～10] 参照)

「環境基本法」に基づき、水質汚濁に係る環境基準が定められている。

また、「名古屋市環境基本条例」に基づき、水質汚濁に係る環境目標値が定められている。

(エ) 土壤汚染 (資料－4 [資料編 p. 資-11] 参照)

「環境基本法」に基づき、土壤の汚染に係る環境基準が定められている。

(オ) ダイオキシン類 (資料－5 [資料編 p. 資-12] 参照)

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)に基づき、ダイオキシン類に係る環境基準が定められている。

2) 規制基準等

(ア) 大気質 (資料－6 [資料編 p. 資-13～16] 参照)

「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号)及び「愛知県生活環境保全条例」により、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物などのばい煙の排出許容限度を定めた排出基準、粉じんなどを発生する施設についての構造・使用等に関する基準、特定粉じんを排出する作業についての基準、一定規模以上の工場・事業場に硫黄酸化物の許容排出量を定めた総量規制基準が定められている。

また、「名古屋市環境保全条例」により、一定規模以上の工場・事業場を対象に、窒素酸化物についての総量規制基準が定められている。

(イ) 騒音 (資料－7 [資料編 p. 資-17～20] 参照)

「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準並びに特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が定められている。

また、同法第17条第1項に基づき、自動車騒音の限度が定められている。

(ウ) 振動 (資料－8 [資料編 p. 資-21～23] 参照)

「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号) 及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、特定工場等において発生する振動の規制に関する基準並びに特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準が定められている。

また、同法第 16 条第 1 項に基づき、道路交通振動の限度が定められている。

(イ) 悪臭

「悪臭防止法」(昭和 46 年法律第 91 号)に基づき、悪臭物質についての規制基準の設定及び規制地域の指定がされている。名古屋市では、法に基づき、市の全域を規制地域に指定するとともに、敷地境界線上においてアンモニア、メチルメルカプタン等の 22 物質の濃度規制基準を定めている。

さらに、アンモニアを始めとする 13 物質については排出口の高さに応じた規制、メチルメルカプタンを始め 4 物質については排出水の敷地外における規制を行っている。

また、「名古屋市環境保全条例」に基づき、人間の嗅覚により悪臭の強さを判定する方法(官能試験法)を導入した「悪臭対策指導指針」(平成 15 年名古屋市告示第 412 号)を定めている。

(オ) 水質

「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号)に基づき特定事業場からの排出水についての全国一律の排水基準が定められているほか、「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準を定める条例」(昭和 47 年愛知県条例第 4 号)で、一部の項目について全国一律基準より厳しい上乗せ排水基準を定めている。

さらに、伊勢湾に流入する地域内の一定規模以上の特定事業場(指定地域内事業場)から排出される化学的酸素要求量(COD)、窒素及び燐について、総量規制基準が定められている。

(カ) 地盤 (資料－9 [資料編 p. 資-24] 参照)

「名古屋市環境保全条例」に基づき、市の全域を地下水の採取を規制する必要がある「揚水規制区域」として指定するとともに、当該区域における揚水設備による地下水の採取には許可制を採用している。

なお、「工業用水法」(昭和 31 年法律第 146 号)に基づく地下水揚水規制は、名古屋市港区及び南区の一部の地域であり、調査対象区域がある中村区及び西区には、同法に基づく規制はなされていない。

(キ) 土 壤

「土壤汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）において、「水質汚濁防止法」に基づく有害物質使用特定施設の使用の廃止時、または土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるときは、同法に基づく土壤汚染調査が必要となる。

また、「名古屋市環境保全条例」に基づき、大規模な土地 (3,000 m²以上) の改変時には、当該土地における過去の特定有害物質等を取り扱っていた工場等の設置の状況等を調査する必要がある。

(ク) ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」により、同法における特定施設からの排出ガス及び排水中のダイオキシン類について、排出基準が定められている。

(ケ) 景 観

名古屋市は、平成 16 年 6 月に制定された「景観法」（平成 16 年法律第 110 号）に基づき、良好な景観形成の基準を示す「名古屋市景観計画」を平成 19 年 3 月に策定している。同計画により、名古屋市内全域は、建築行為等（景観計画で対象としているものに限る）を行う場合には「景観法」に基づく届出が必要となるとともに、景観上重要な建造物（景観重要建造物）等の指定などの「景観法」に基づいた各種制度を活用することができる区域（景観計画区域）に指定されている。

また、事業予定地は、「名古屋駅都市景観形成地区」に指定されており、建築物、工作物及び屋外広告物を対象とした行為が制限される。

(コ) 日 照（資料－10 [資料編 p. 資-25～27] 参照）

事業予定地北側の用途地域は、商業地域であり、「建築基準法」（昭和 25 年法律第 201 号）及び「名古屋市中高層建築物日影規制条例」（昭和 52 年名古屋市条例第 58 号）による日影の規制地域には該当しない。

なお、本事業において建築する建築物は、「名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例」（平成 11 年名古屋市条例第 40 号）における「中高層建築物」に該当するため、同条例に定める教育施設に対して、日影となる部分を生じさせる場合には、施設設置者との協議が必要となる。

(サ) 緑 化（資料－11 [資料編 p. 資-28～31] 参照）

「緑のまちづくり条例」（平成 17 年名古屋市条例第 39 号）に基づき、商業地域については、敷地面積 500 m²以上の施設の新築または増築において、対象となる敷地面積の 10 分の 1 以上を緑化する必要がある。

なお、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号）では「市長がやむを得ないと認めて許可した場合に限り緑化率の最低限の適用を除外することができる」とされ、名古屋市の運用では建築用途（学校、工場等、交通関連施設）等による除外項目が示されている。

(シ) 地球温暖化

a. 建築物環境配慮指針

「建築物環境配慮指針」（平成 15 年名古屋市告示 557 号）に基づき、建築主は建築物を建築するにあたり、地球温暖化その他の環境への負荷のための措置を講ずるよう努めなければならない。また、建築物環境配慮制度（CASBEE 名古屋）により、2,000 m²を超える建築物の建築主に対し、環境配慮の措置を記載した環境計画書の届出が義務付けられている。

b. 地球温暖化対策指針

温室効果ガスの排出量が相当程度多い工場等として規則で定めるものを設置し、または管理している者は、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況、当該温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標その他の地球温暖化対策に関する事項を定めた計画書（以下、「地球温暖化対策計画書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。なお、地球温暖化対策計画書の作成は、「地球温暖化対策指針」（平成 16 年名古屋市告示 11 号）に基づくものとする。

② 廃棄物関係法令

1) 事業系廃棄物

事業活動に伴って生じる廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）により、一般廃棄物、産業廃棄物を問わず、事業者の責任において適正に処理することが義務付けられている。また、「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」（平成 4 年名古屋市条例第 46 号）により、事業者は事業系廃棄物の再利用を図ることにより、減量化に努めることが義務付けられている。

2) 建設廃材等

建設工事及び解体工事に伴って生じる廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設廃棄物処理マニュアルー建設廃棄物処理ガイドライン改訂版ー」（財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター、平成 13 年）により、事業者の責任において適正に処理するとともに、運搬車両ごとにマニフェスト（集荷目録）を発行することが義務付けられている。また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）により、事業者は再生資源を利用するよう努めるとともに、建設工事に係る建設資材廃棄物を再生資源として利用することを促進するよう努めることが義務付けられている。

③ 自然環境関係法令

1) 自然公園地域の指定状況

調査対象区域には、「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号）及び「愛知県立自然公園条例」（昭和 43 年愛知県条例第 7 号）に基づく自然公園地域の指定はない。

2) 自然環境保全地域の指定状況

調査対象区域には、「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号）及び「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和 48 年愛知県条例第 3 号）に基づく自然環境保全地域の指定はない。

3) 緑地保全地域の指定状況

調査対象区域には、都市緑地法に基づく緑地保全地域の指定はない。

4) 鳥獣保護区等の指定状況

調査対象区域は、全域が「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）に基づく特定獣具使用禁止区域になっている。

④ 防災関係法令

1) 砂防指定地の指定状況

調査対象区域には、「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号）に基づく砂防指定地の指定はない。

2) 地すべり防止区域の指定状況

調査対象区域には、「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号）に基づく地すべり防止区域の指定はない。

3) 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

調査対象区域には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。

4) 災害危険区域の指定状況

調査対象区域には、「建築基準法」（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく災害危険区域の指定はない。

5) 防火地域及び準防火地域の指定状況

調査対象区域は、図 4-1-13 に示すとおり、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく防火地域もしくは準防火地域に指定されている。

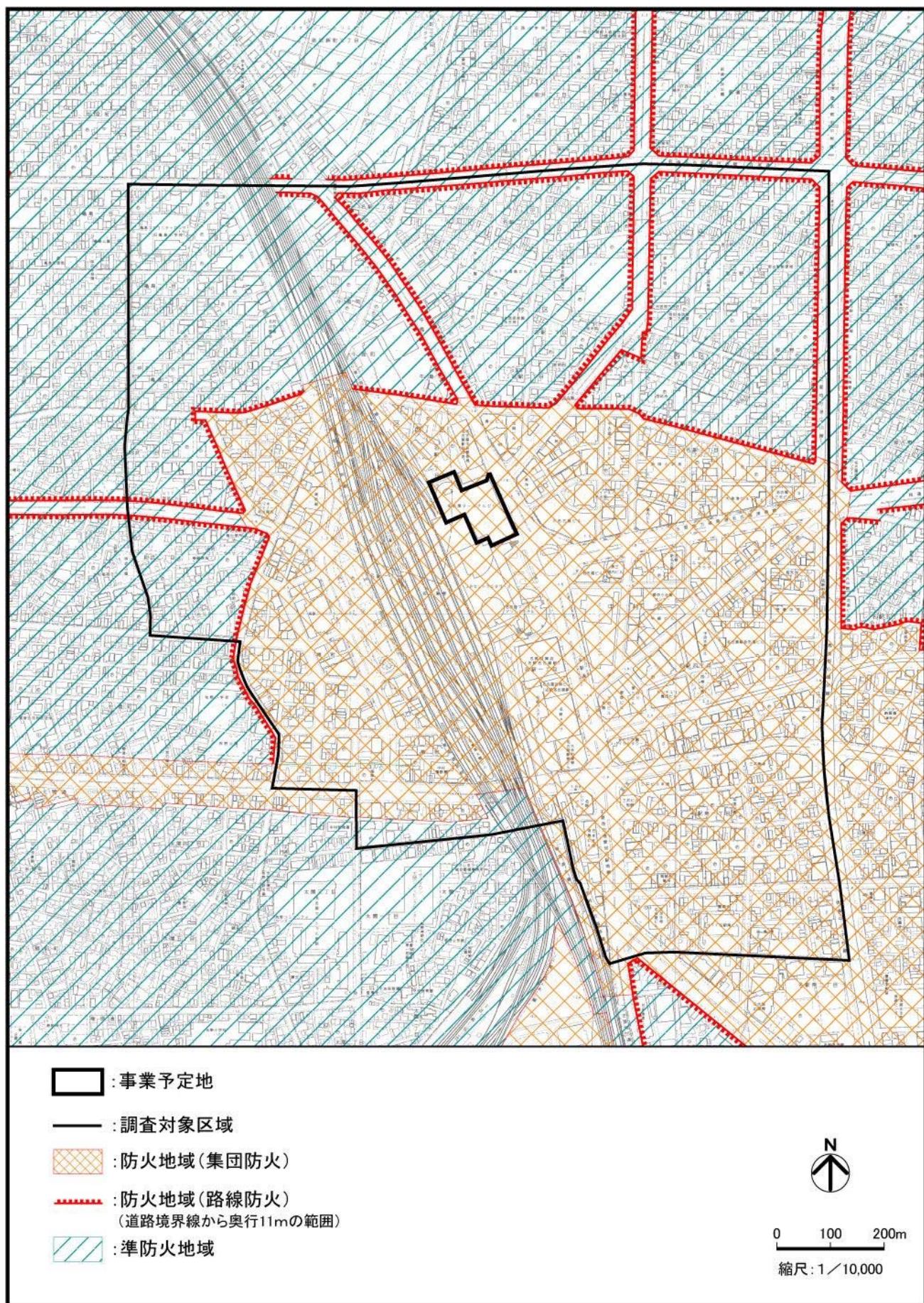


図 4-1-13 防火地域及び準防火地域指定状況図

(7) 環境保全に関する計画等

① 愛知地域公害防止計画

愛知県は、「環境基本法」に基づき、愛知地域公害防止計画を平成18年度に策定している。策定地域は、名古屋市をはじめ9市が含まれている。

② 愛知県環境基本計画

愛知県は、「愛知県環境基本条例」（平成7年条例第1号）に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する愛知県環境基本計画を平成9年8月に策定している。本計画は、その後の社会情勢の変化や環境の状況に的確に対応し、持続可能な社会の形成を着実に推進するために、平成14年9月に第2次として、平成20年3月に第3次として改訂されている。

③ 名古屋市環境基本計画

名古屋市は、「名古屋市環境基本条例」（平成8年名古屋市条例第6号）に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための名古屋市環境基本計画を、平成11年8月に策定している。本計画は、その後の新たな環境問題や社会情勢の変化を踏まえて計画の見直しを進め、平成18年7月に第2次環境基本計画が策定され、市民・事業者・行政が協働して環境保全に取組むまちづくりをめざし、計画の期間は平成22年度としている。

第2次名古屋市環境基本計画の目標は、表4-1-7に示すとおりである。

表4-1-7 第2次名古屋市環境基本計画の目標

総合目標	個別目標	施策の方向
ともに創る 「環境首都なごや」	健康で安全な都市	<ul style="list-style-type: none">・健康で安全な生活環境の確保・環境リスクの低減
	循環する都市	<ul style="list-style-type: none">・廃棄物対策・交通・物流対策・健全な水の循環
	人と自然が共生する快適な都市	<ul style="list-style-type: none">・快適なまちなみ・自然とのふれあい・自然環境保全と災害対策
	地球環境保全に貢献する都市	<ul style="list-style-type: none">・地球温暖化防止・地球環境問題への取組

④ 名古屋市地球温暖化防止行動計画

名古屋市は、平成9年11月に開催された「気候変動名古屋国際会議」において、二酸化炭素総排出量を平成22年（2010年）までに平成2年（1990年）の水準から10%削減することに努めるという独自の目標を掲げている。また、京都議定書で削減対象とされた二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス6物質については、平成18年7月に「第2次名古屋市地球温暖化防止行動計画」として策定している。ポイントは、「削減目標量を市民・事業者の主体別に提示」、「市の施策による行動促進の削減目標の明確化」、「6つの重点施策の設定」等である。行動計画の削減目標は、下記に示すとおりである。

- ・名古屋市では、平成22年（2010年）までに、市域内の二酸化炭素排出量を平成2年（1990年）を基準として10%削減する。
 - ・二酸化炭素を含む温室効果ガス全体の排出量についても、2010年までに、1990年を基準として10%削減する。
- ただし、HFC、PFC、SF₆については、基準年を平成7年（1995年）とする。

⑤ なごや水の環（わ）復活プラン

名古屋市では、豊かな水の環（わ）がささえる「環境首都なごや」の実現を理念として、「①水循環機能の回復、②人にも生き物にもやさしい水辺や緑がある街づくり、③パートナーシップによる水の環の復活」の3つの基本方針を掲げ、「①豊かな地下水・湧水をとりもどす、②魅力ある水辺環境をつくる、③水と緑のネットワークをつくる、④みんなで水の環の回復にとりくむ」を4つの取り組みの柱として対策を進めている。

⑥ ごみ減量化・再資源化行動計画

名古屋市では、平成6年6月に「ごみ減量化・再資源化行動計画」を策定し、その総合的な推進を図っている。また、平成12年8月からは、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成7年法律第112号）に基づき、紙製及びプラスチック製の容器と包装の資源収集を開始している。

一方、平成20年5月には、21世紀の「循環型社会」へと結びつけていくための「名古屋市第4次一般廃棄物処理基本計画」を策定している。

4-2 自然的状況

(1) 地形・地質等の状況

① 地形・地質

1) 地 形

調査対象区域及びその周辺の地形は、図 4-2-1 に示すとおり、台地・丘陵、低地、その他（河川、人工改変地等）の地形に区分される。

調査対象区域は、低地に分類される。

出典) 「愛知県土地分類基本調査 津島・名古屋北部」(愛知県, 昭和 61 年)
「愛知県土地分類基本調査 桑名・名古屋南部」(愛知県, 昭和 60 年)

2) 地 質

調査対象区域及びその周辺の表層地質は、図 4-2-2 に示すとおり、現河床堆積物、自然堤防堆積物、熟田層、低位・中位段丘堆積物の地質に区分される。

調査対象区域の大部分は、現河床堆積物からなっているが、西側の一部に自然堤防堆積物がみられる。

出典) 「愛知県土地分類基本調査 津島・名古屋北部」(愛知県, 昭和 61 年)
「愛知県土地分類基本調査 桑名・名古屋南部」(愛知県, 昭和 60 年)

② 地 盤

調査対象区域には、名古屋市の水準点が 4 箇所ある。

平成 19 年度の測量結果では、沈下している地点はない。

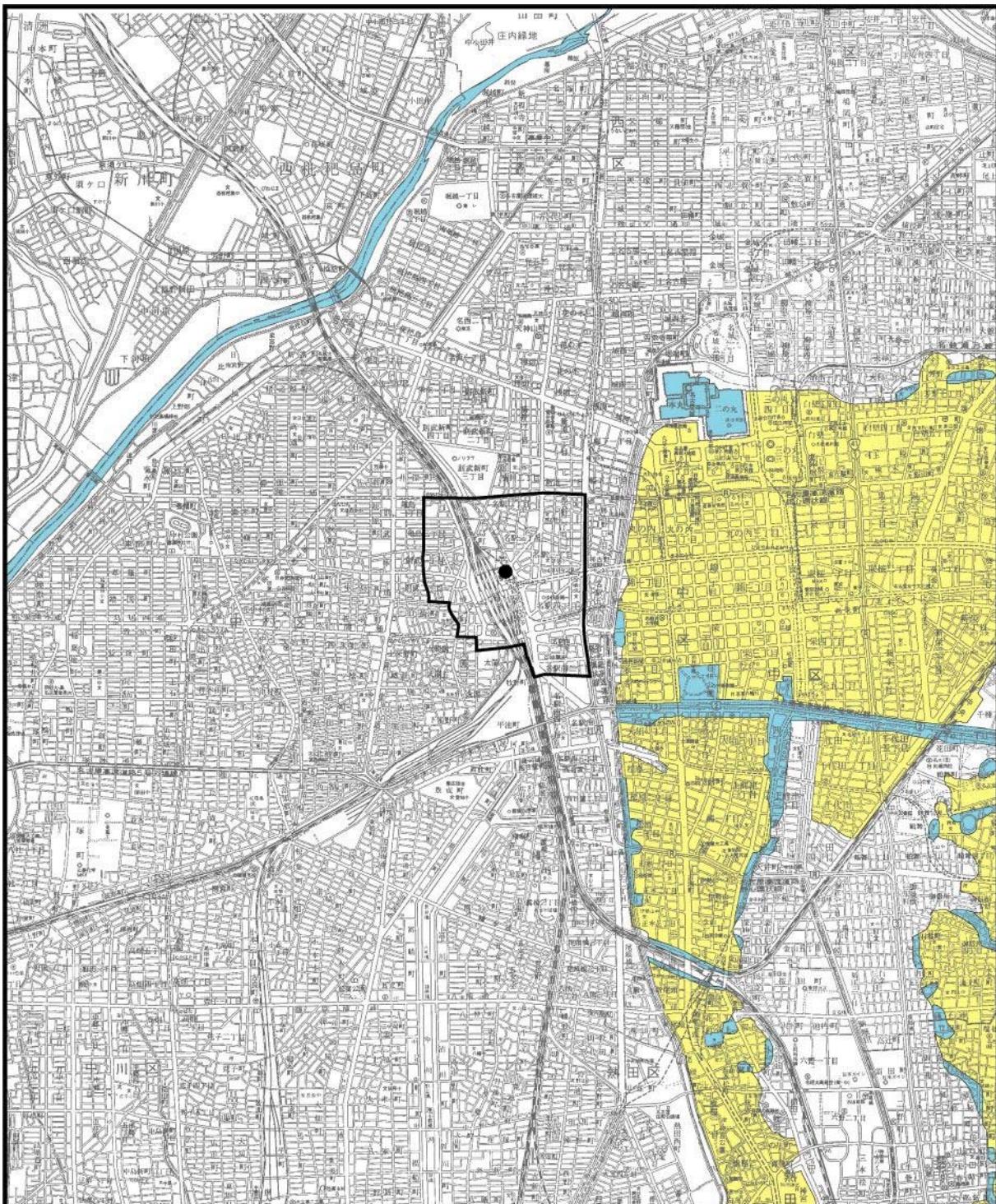
出典) 「平成 19 年度 濃尾平野地域 地盤沈下等量線図」(東海三県地盤沈下調査会, 平成 20 年)

③ 土壌汚染

事業予定地の地歴については、以下のとおりである。

名古屋駅が笛島交差点近くにあった明治 24 年及び大正 9 年では、事業予定地は、東海道鉄道として鉄道路線が記載されている。昭和 12 年に現在の場所に名古屋駅が移動した後は、名鉄西部線（現名鉄名古屋本線）の名古屋駅地下乗り入れにより、昭和 16 年まで掘削等の工事が行われている。その後、バス停として使用されており、昭和 49 年には、現在の名古屋ターミナルビルが建設された。

出典) 「地図で見る名古屋市街の今昔」(国土地理院)
「名古屋駅 100 年史」(東海旅客鉄道株式会社)
「名古屋市土壤汚染等報告状況」(名古屋市ホームページ)



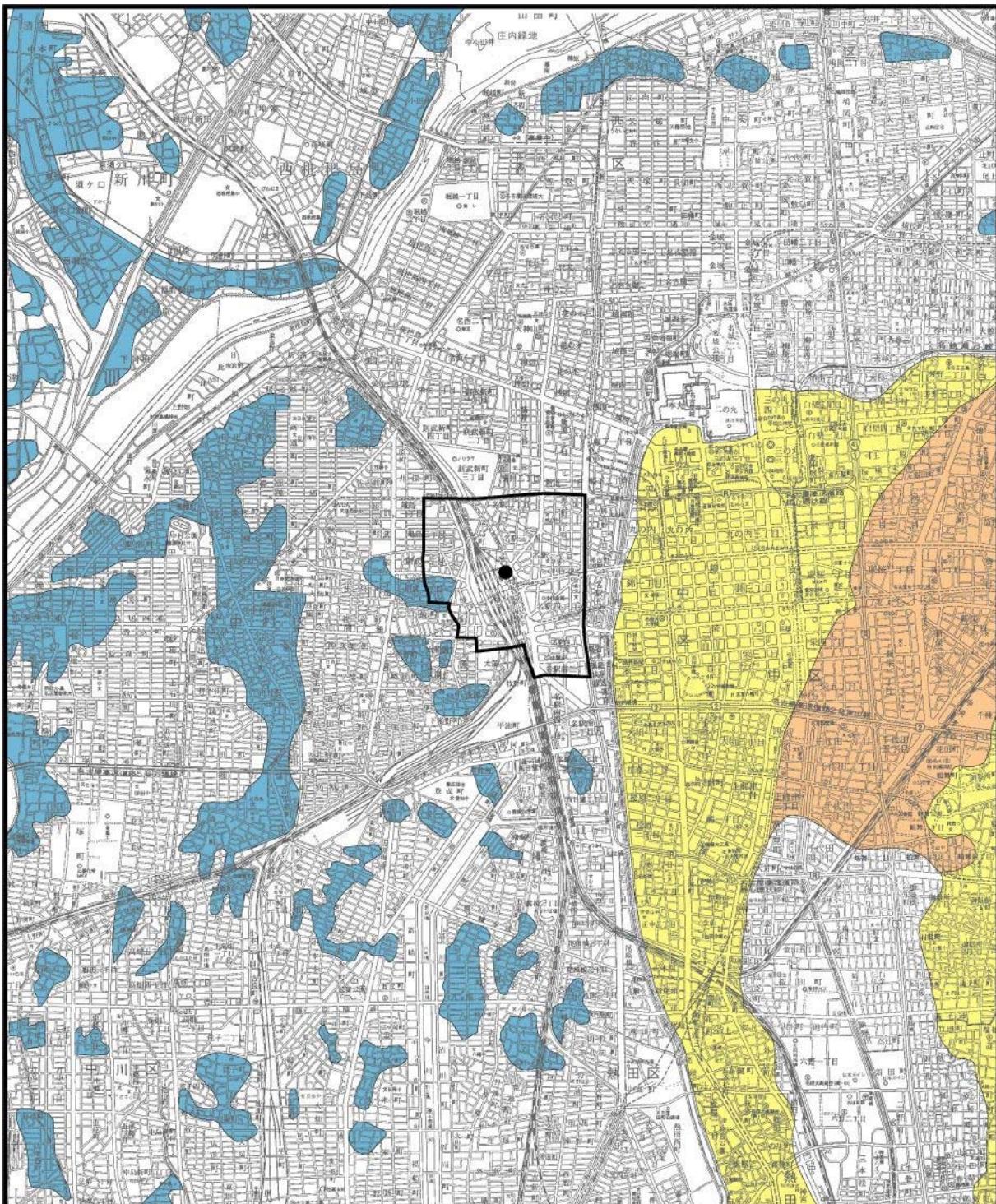
- : 事業予定地
- : 調査対象区域
- : 台地・丘陵
- : 低 地
- : その他の



0 500 1,000m

縮尺 : 1 / 50,000

図 4-2-1 地形図



- : 事業予定地
- : 調査対象区域
- : 現河床堆積物
- : 自然堤防堆積物
- : 熱田層

: 低位・中位段丘堆積物
熱田層・大曾根層・
小牧礫層・鳥居松礫層



0 500 1,000m

縮尺 : 1 / 50,000

図 4-2-2 表層地質図

(2) 水環境の状況

① 水象

調査対象区域は、庄内川水系内にある。

調査対象区域内には河川はないが、周辺として東側には堀川が流れている。

出典)「名古屋市河川図」(名古屋市, 平成13年)

② 水質

調査対象区域周辺として、平成19年度に実施した堀川（納屋橋）におけるpH、DO及びBODの調査結果によると、環境基準については3項目とも満足しているが、環境目標値についてはDOが満足していない。

なお、調査対象区域には水質の測定地点はない。

出典)「平成19年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市, 平成20年)

③ 底質

平成16年度に堀川2地点で行った調査結果によると、暫定除去基準が定められている総水銀について、基準値を上回った地点はない。

また、平成19年度の堀川（港新橋）における調査結果によると、総水銀及びPCBともに基準値を下回っている。

なお、調査対象区域には底質の測定地点はない。

出典)「平成17年版 名古屋市環境白書」(名古屋市, 平成17年)

「平成19年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市, 平成20年)

④ 地下水

平成15～19年度に実施した中村区及び西区における地下水調査結果によると、表4-2-1に示すとおり、中村区では、過去5年間全ての地点で地下水の水質に係る環境基準に適合しているが、西区では、環境基準に適合していない地点が平成19年度に1地点ある。

なお、調査対象区域（中村区名駅1丁目）で平成18年度に行われた調査結果は、環境基準に適合している。

出典)「平成15～19年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」

(名古屋市, 平成16～20年)

表4-2-1 地下水調査結果における環境基準適合状況

年度	H15		H16		H17		H18		H19	
区別	中村区	西区								
調査地点数	4	4	4	4	4	6	4	1	5	5
環境基準不適合地点数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

(3) 大気環境の状況

① 気象

名古屋地方気象台における過去5年間（平成14～18年度）の年間平均気温は16.1℃、年平均降水量は1,480mmである。

また、名古屋地方気象台及び調査対象区域周辺の大気汚染常時監視測定期局である中村保健所及びテレビ塔における過去5年間（平成14～18年度）の風向・風速の測定結果は、表4-2-2(1)に示すとおりである。年間の最多風向は、名古屋地方気象台が北北西、中村保健所が北西、テレビ塔が北（75m）及び北北西（139m）となっており、各測定期局とも夏季を除き北西系の風が多くなっている。年間の平均風速は、名古屋地方気象台が3.0m/s、中村保健所が2.5m/s、テレビ塔が2.1m/s（75m）及び3.8m/s（139m）となっており、冬季から春季にかけて強くなる傾向を示している。

一方、ささしまライブ24地区内^{注)}で平成20年12月上旬に事業者が行った調査結果は表4-2-2(2)に示すとおりである。その結果、最多風向は西北西であり、平均風速は2.0m/sとなった。調査期間中における名古屋地方気象台とのデータを比較してみると、強い相関関係にあることがわかった。（資料－12〔資料編p.資-32～37〕参照）

出典）「平成14～18年度 大気環境調査報告書」（名古屋市、平成15～19年）

表4-2-2(1) 気象測定結果（月別最多風向及び平均風速（平成14～18年度））
単位：風速(m/s)

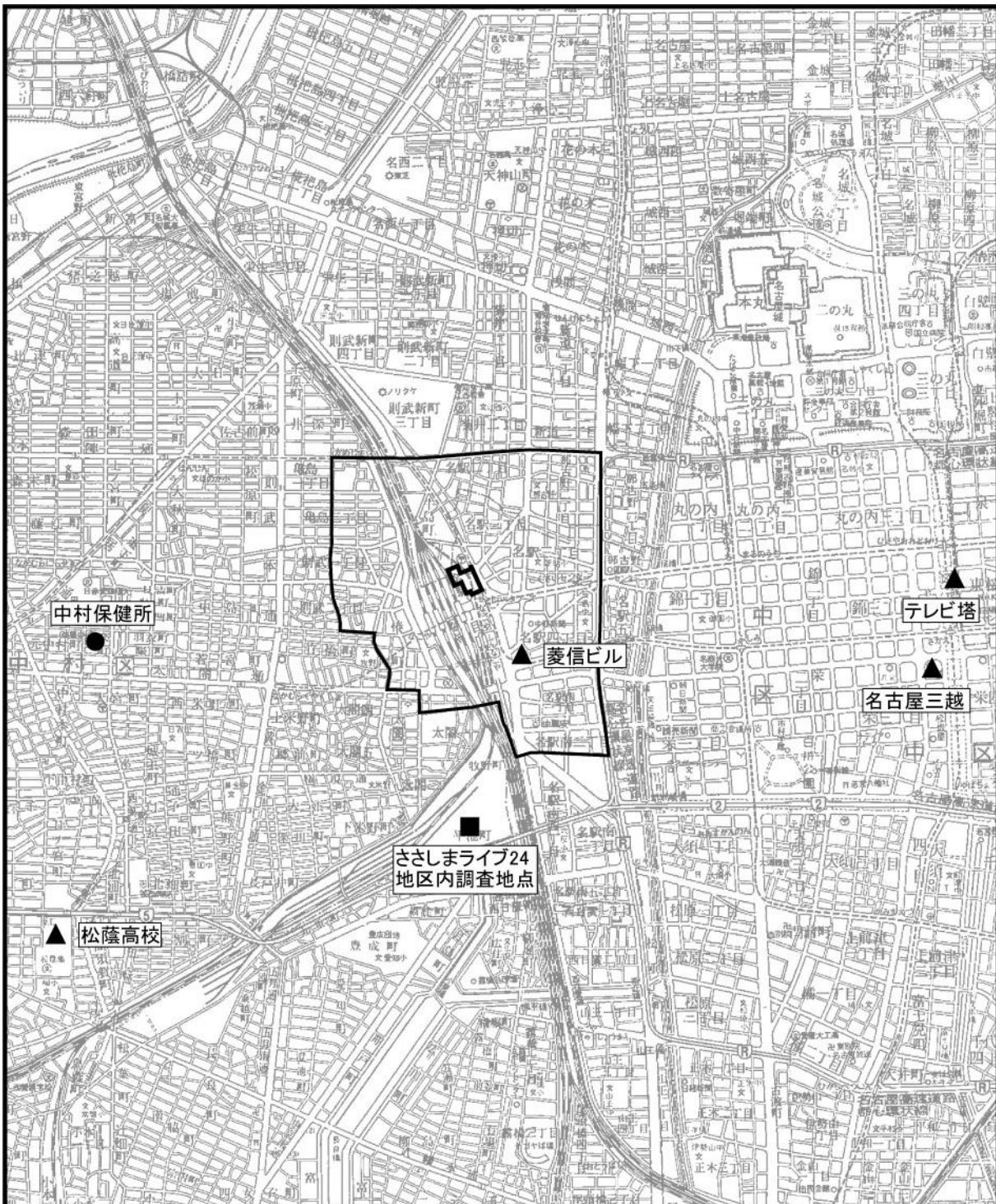
区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
名古屋地方 気象台	最多風向	NNW	SSE	SSE	SSE	SSE	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW
	平均風速	3.3	3.0	2.7	2.8	3.0	2.8	2.7	2.6	2.9	3.2	3.4	3.6	3.0
大気常時監視測定期局	中村保健所	最多風向	NW SE	WNW WNW	NW WNW	SSE	NW N NW	N NW	N NW	NW NW	NW NW	NW NW	NW NW	NW NW
	平均風速	2.7	2.5	2.3	2.4	2.6	2.4	2.2	2.0	2.3	2.6	2.8	3.0	2.5
テレビ塔 (75m)	最多風向	NNW NNW	N SSW	N NW	N NW	SSW	N N	NNE	N	NW NNE	N	N NNW	N	N
	平均風速	2.2	1.9	1.6	1.7	1.7	1.8	2.1	2.0	2.4	2.6	2.7	2.7	2.1
テレビ塔 (139m)	最多風向	NNW	NNW	NW SSE	NW NNW	SE	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW
	平均風速	4.3	3.7	3.2	3.3	3.6	3.5	3.4	3.4	4.0	4.4	4.5	4.8	3.8

表4-2-2(2) 気象測定結果（事業予定地周辺）

調査地点	最多風向	平均風速	調査期間
ささしまライブ24地区内	西北西	2.0m/s	平成20年12月3日～平成20年12月10日

注) 本調査を行った目的は、今後の環境影響評価準備書を作成する上で行う調査方法として、既存資料調査によるこの妥当性を確認するためである。

また、事業予定地及びその周辺においては、ビルの影響を受けて風向、風速に偏りが生じたり、自動車の排気ガスによる影響を受けて一般的な環境を把握できないことが懸念される。したがって、事業予定地周辺でこのような影響を受けない場所として、「ささしまライブ24地区」内で調査を行うこととした。



: 事業予定地

: 調査対象区域

: 一般環境大気測定期局

: さしまライブ24地区内調査地点

: 自動車排出ガス測定期局



0 300 600m

縮尺 : 1/30,000

注) 名古屋三越及び菱信ビル測定期局については、現在廃止されている。

「この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図（名古屋北部、清洲）を使用したものである。」

図 4-2-3 大気汚染常時監視測定期局及びさしまライブ 24 地区内調査地点位置図

② 大気質

調査対象区域の大気汚染常時監視測定局は、自動車排出ガス測定局である菱信ビル^{注)}のみである。最寄りには、一般環境大気測定局である中村保健所、自動車排出ガス測定局であるテレビ塔、名古屋三越^{注)}及び松蔭高校がある。

また、ささしまライブ 24 地区内で平成 20 年 12 月上旬に事業者が浮遊粒子状物質と二酸化窒素を測定した。調査期間中における中村保健所とのデータを比較してみると、強い相関関係にあることがわかった。(資料-12 [資料編 p. 資-32~37] 参照)

これらの測定局及び調査地点の位置は、図 4-2-3 に示すとおりである。

出典)「平成 14~18 年度 大気環境調査報告書」(名古屋市, 平成 15~19 年)
「平成 19 年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市, 平成 20 年)
「平成 19 年版 名古屋市環境白書」(名古屋市, 平成 19 年)
「平成 19 年度 ダイオキシン類大気環境調査結果」(名古屋市ホームページ)

1) 二酸化硫黄

二酸化硫黄の平成 19 年度における測定結果は、表 4-2-3 に示すとおりであり、環境基準を達成している。

表 4-2-3 二酸化硫黄測定結果

測定局	測定年度	年平均値 (ppm)	環境基準との対比				1時間値の最高値 (ppm)	日平均値の2%除外値 (ppm)	環境基準の達成状況 ○:達成 ×:非達成			
			1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合 (時間) (%)		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合 (日) (%)							
			(時間)	(%)	(日)	(%)						
テレビ塔	平成19年度	0.005	0	0.0	0	0.0	0.035	0.009	○			

注)1:環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。」である。

2:評価方法は、「1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.04ppm以下に維持されること。ただし、

1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。」である。

2) 一酸化炭素

一酸化炭素の過年度における測定結果は、表 4-2-4 に示すとおりである。いずれの測定局も環境基準を達成している。

なお、3 測定局ともに、現在、一酸化炭素の測定はなされていない。

表 4-2-4 一酸化炭素測定結果

測定局	測定年度	年平均値 (ppm)	環境基準との対比				1時間値の最高値 (ppm)	日平均値の2%除外値 (ppm)	環境基準の達成状況 ○:達成 ×:非達成			
			8時間値が20ppmを超えた回数とその割合 (回) (%)		日平均値10ppmを超えた日数とその割合 (日) (%)							
			(回)	(%)	(日)	(%)						
名古屋三越	平成13年度	0.8	0	0.0	0	0.0	4.4	1.3	○			
松蔭高校	平成14年度	0.7	0	0.0	0	0.0	3.9	1.4	○			
菱信ビル	平成11年度	1.3	0	0.0	0	0.0	5.8	2.3	○			

注)1:環境基準は、「1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。」である。

2:評価方法は、「1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、10ppm以下に維持されること。ただし、

1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。」である。

注) 菱信ビル及び名古屋三越測定局は、現在廃止されている。

3) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質の平成 19 年度における測定結果は、表 4-2-5(1)に示すとおりである。いずれの測定局も環境基準を達成している。また、事業者がささしまライブ 24 地区内で行った測定結果は、表 4-2-5(2)に示すとおりである。(資料－12 [資料編 p. 資-32～37] 参照)

表 4-2-5(1) 浮遊粒子状物質測定結果 (測定局)

測定局	測定年度	年平均値 (mg/m ³)	環境基準との対比			1時間値の最高値 (mg/m ³)	日平均値の2%除外値 (mg/m ³)	環境基準の達成状況 ○:達成 ×:非達成			
			1時間値が0.20 mg/m ³ を超えた時間数とその割合 (時間) (%)		日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日数とその割合 (日) (%)						
中村保健所	平成19年度	0.032	11	0.1	1	0.3	0.323	0.076	○		
テレビ塔		0.033	10	0.1	1	0.3	0.306	0.071	○		
松蔭高校		0.032	14	0.2	1	0.3	0.364	0.076	○		

注1:環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。」である。

2:評価方法は、「1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.10mg/m³以下に維持されること。ただし、1日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続しないこと。」である。

表 4-2-5(2) 浮遊粒子状物質測定結果 (ささしまライブ 24 地区)

調査期間	期間平均値 (mg/m ³)	1 時間値が 0.20 mg/m ³ を超えた時間数とその割合 (時間) (%)		日平均値が 0.10 mg/m ³ を超えた日数とその割合 (日) (%)		1 時間値の最高値 (mg/m ³)
平成 20 年 12 月 3 日 ～平成 20 年 12 月 10 日	0.031	0	0	0	0	0.142

4) 光化学オキシダント

光化学オキシダントの平成 19 年度における測定結果は、表 4-2-6 に示すとおりであり、環境基準を達成していない。

なお、市内全測定局において、光化学オキシダントは環境基準を達成していない。

表 4-2-6 光化学オキシダント測定結果

測定局	測定年度	昼間の1時間値の年平均値 (ppm)	環境基準との対比			環境基準の達成状況 ○:達成 ×:非達成	
			昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数とその割合 (時間) (%)				
テレビ塔	平成19年度	0.029	394	7.3	0.124	×	

注1:環境基準は、「1時間値0.06ppm以下であること。」である。

2:評価方法は、「年間を通じて、1時間値が0.06ppm以下に維持されること、ただし5時～20時の昼間時間帯について評価する。」である。

5) 二酸化窒素

二酸化窒素の平成 19 年度における測定結果は、表 4-2-7(1)に示すとおりである。いずれの測定局も環境基準を達成している。

また、事業者がささしまライブ 24 地区内で行った測定結果は、表 4-2-7(2)に示すとおりである。(資料－12 [資料編 p. 資-32～37] 参照)

表 4-2-7(1) 二酸化窒素測定結果 (測定局)

測定局	測定年度	年平均値 (ppm)	環境基準との対比		1時間値 の最高値 (ppm)	日平均値の 年間98%値 (ppm)	環境基準の 達成状況 ○:達成 ×:非達成			
			日平均値が 0.06ppm を超えた 日数とその割合							
			(日)	(%)						
中村保健所	平成19年度	0.020	0	0.0	0.062	0.037	○			
テレビ塔		0.024	0	0.0	0.077	0.042	○			
松蔭高校		0.024	0	0.0	0.066	0.041	○			

注1:環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。」である

2:評価方法は、「年間にわたる1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が、0.06ppm以下に維持される」と。」である。

表 4-2-7(2) 二酸化窒素測定結果 (ささしまライブ 24 地区)

調査期間	期間平均値 (ppm)	日平均値が 0.06ppm を超えた 日数とその割合		1時間値 の最高値 (ppm)
		(日)	(%)	
平成 20 年 12 月 3 日 ～平成 20 年 12 月 10 日	0.028	0	0	0.071

6) ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・ジクロロメタン

ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの市内 5 地点（中川区・港区・南区・東区・北区）における平成 19 年度の年平均値は、ベンゼンが 1.4～1.8 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、トリクロロエチレンが 0.77～2.4 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、テトラクロロエチレンが 0.15～0.69 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、ジクロロメタンが 2.4～5.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、いずれの測定地点も環境基準を達成している。

なお、調査対象区域には、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの測定地点はない。

7) ダイオキシン類

ダイオキシン類の市内 6 地点（北区・中川区・港区・南区・守山区・緑区）における平成 19 年度の年平均値は 0.036～0.057 pg-TEQ/ m^3 であり、いずれの測定地点も環境基準を達成している。

なお、調査対象区域には、ダイオキシン類の測定地点はない。

③ 騒音

1) 環境騒音

調査対象区域における平成16年度の環境騒音調査地点は図4-2-4に、調査結果は表4-2-8に示すとおりである。等価騒音レベル(L_{Aeq})は、名駅南1丁目では昼間60dB、夜間53dBであり、昼間については環境基準を達成しているが、夜間については達成していない。那古野2丁目では昼間58dB、夜間50dBであり、昼間及び夜間ともに環境基準を達成している。

また、市内における環境騒音の主な寄与音源は、図4-2-5に示すとおりであり、自動車騒音が67.7%と最も多く、次いで工場騒音の7.5%、建設騒音の2.7%の順となっている。

出典)「名古屋市の騒音 環境騒音編(平成16年度)」(名古屋市、平成17年)

表4-2-8 環境騒音調査結果

単位: dB

調査地点	用途地域	等価騒音レベル		環境基準	
		昼間	夜間	昼間	夜間
名駅南1丁目	商業地域	60	53	60以下	50以下
那古野2丁目	商業地域	58	50		

注)昼間は6時から22時まで、夜間は22時から翌日の6時までである。

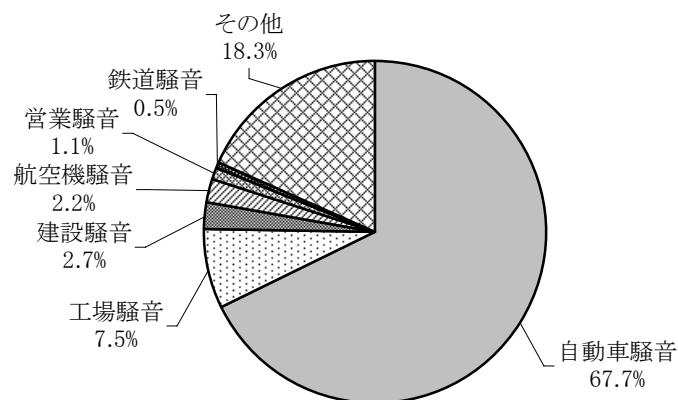


図4-2-5 環境騒音の主な寄与音源

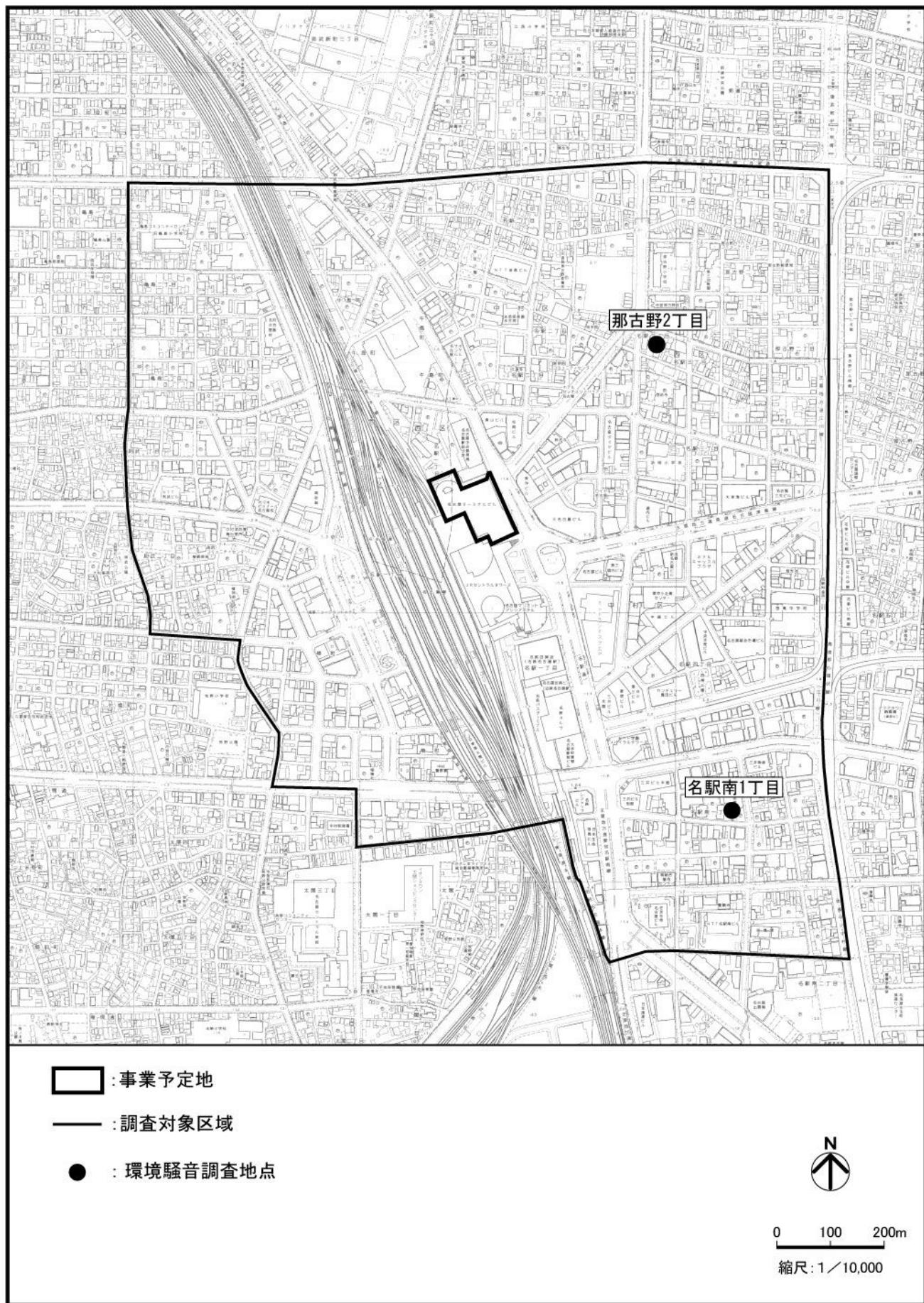


図 4-2-4 環境騒音調査地点

2) 道路交通騒音

調査対象区域及びその周辺における平成15年度の道路交通騒音調査路線は図4-2-6に、調査結果は表4-2-9に示すとおりである。これによると、昼間の等価騒音レベル(L_{Aeq})は67～70dB、夜間は62～68dBの範囲にある。

また、調査対象区域における道路交通騒音に係る環境基準の面的評価結果は、表4-2-10に示すとおりであり、昼夜間ともに環境基準を達成した割合は、61～100%の範囲にある。

出典)「名古屋市の騒音 自動車騒音・振動編(平成15年度)」(名古屋市、平成17年)
 「平成19年版 名古屋市環境白書」(名古屋市、平成19年)

表4-2-9 道路交通騒音調査結果

路線名	測定地点の住所	等価騒音レベル(L_{Aeq}) (dB)		交通量(台)		大型車 混入率
		昼間	夜間	小型車	大型車	
高速名古屋新宝線	中村区名駅南2丁目	68	66	455	88	16%
県道中川中村線		70	68	329	61	16%
市道椿町線	中村区椿町	67	62	239	17	7%

注1:昼間は6時から22時まで、夜間は22時から翌日の6時までである。

2:交通量は、昼間10分間における台数である。

表4-2-10 道路交通騒音に係る環境基準の面的評価結果

評価対象路線名	測定区間の住所		評価対象 住居等 (戸)	面的評価結果				
	始点	終点		達成戸数 (昼夜間)	達成戸数 (昼間)	達成戸数 (夜間)	非達成戸数 (昼夜間)	達成率 (昼夜間)
高速名古屋新宝線 県道中川中村線	中川区 山王1丁目	中村区 名駅4丁目	885	543	234	0	108	61%
県道名古屋津島線	中村区 名駅南1丁目	中村区 太閤通	486	398	66	0	22	82%
市道椿町線	中村区 亀島1丁目	中村区 椿町	131	131	0	0	0	100%

注)面的評価結果は以下のとおりである。

- ・達成戸数(昼夜間) : 昼夜間とも環境基準を達成した住居等の戸数
- ・達成戸数(昼間) : 昼間のみ〃
- ・達成戸数(夜間) : 夜間のみ〃
- ・非達成戸数(昼夜間) : 昼夜間とも環境基準非達成の住居等の戸数

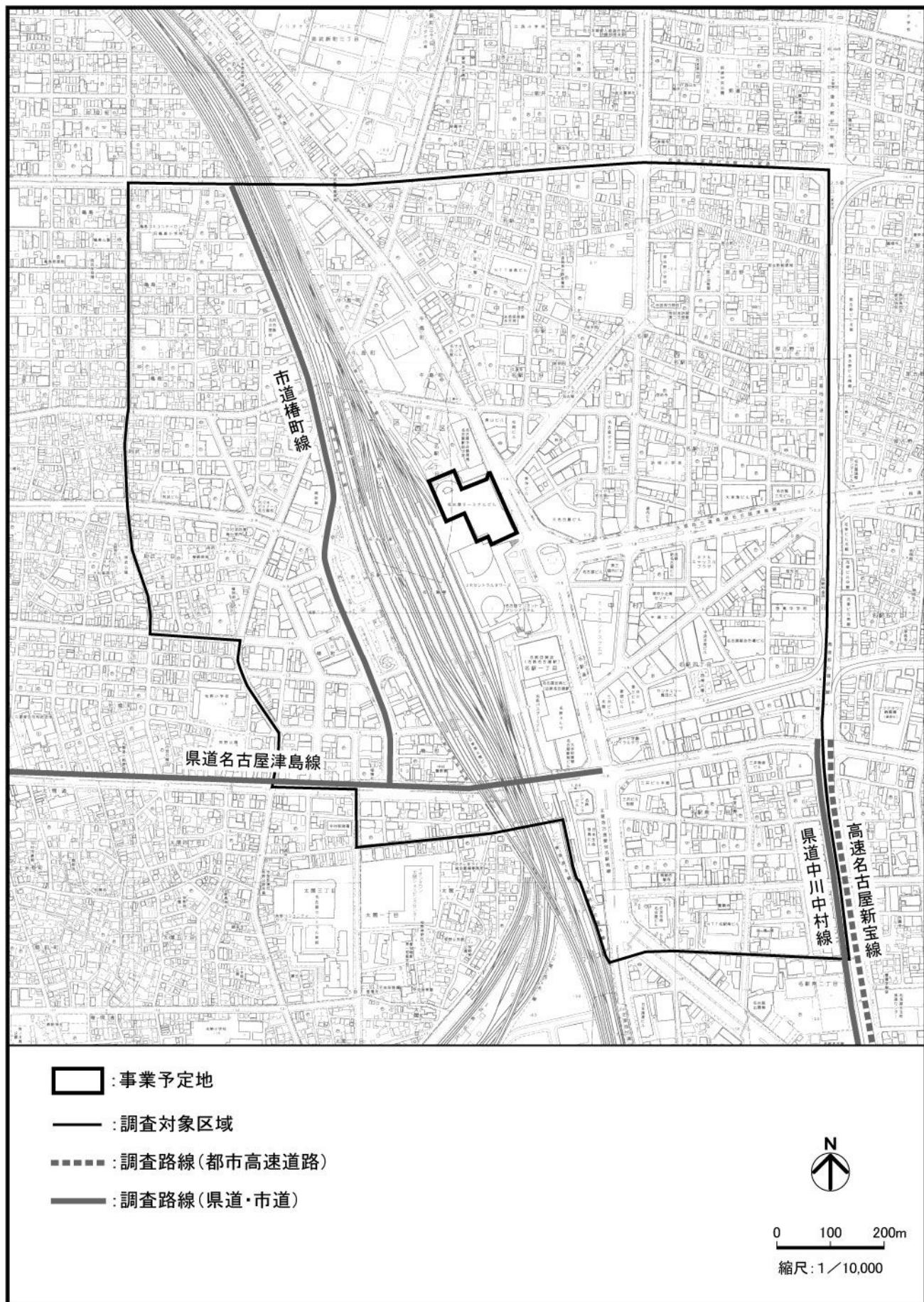


図 4-2-6 道路交通騒音・振動調査路線図

④ 振動

調査対象区域及びその周辺における平成15年度の道路交通振動調査路線は前掲図4-2-6に、調査結果は表4-2-11に示すとおりである。これによると、振動レベル(L_{10})は44～48dBである。

出典)「名古屋市の騒音 自動車騒音・振動編(平成15年度)」(名古屋市, 平成17年)

表4-2-11 道路交通振動調査結果

路線名	測定地点の住所	振動レベル(L_{10}) (dB)	交通量 (台)		大型車 混入率
			小型車	大型車	
県道中川中村線	中村区名駅南2丁目	44	329	61	16%
市道愛知名駅南線	中川区福住町	48	363	31	8%
市道椿町線	中村区椿町	47	239	17	7%

注1:振動レベルは、昼間10分間における80%レンジの上端値である。

2:交通量は、昼間10分間における台数である。

⑤ 悪臭

平成18年度の名古屋市における悪臭に関する苦情処理件数は510件あり、公害苦情処理件数総数2,309件の約22%を占めている。また、中村区では総数146件のうち26件(約18%)、西区では総数122件のうち33件(約27%)が、悪臭に関する苦情処理件数となっている。

出典)「平成19年版 名古屋市環境白書」(名古屋市, 平成19年)

⑥ 温室効果ガス等

名古屋市における平成 16 年の部門別二酸化炭素排出量は、図 4-2-7 に示すとおりである。これによると、最も多いのは運輸の 31%、次いで産業及び業務の 24%、家庭の 18% の順となっており、これら部門の合計で 97% を占めている。

また、二酸化炭素及びフロンの測定を行っている測定局は調査対象区域ではなく、二酸化炭素については、市内 2 局（天白区及び中区（平成 19 年 1 月から））、フロンについても 2 局（南区及び名東区）であり、これらの測定結果は、図 4-2-8 及び図 4-2-9 に示すとおりである。これによると、フロン濃度は減少している一方で、二酸化炭素濃度は年々増加している。なお、フロンの測定は、平成 16 年度以降実施されていない。

出典) 「平成 19 年版 名古屋市環境白書」(名古屋市, 平成 19 年)
「平成 15 年度 大気環境調査報告書」(名古屋市, 平成 17 年)
「平成 18 年度 大気環境調査報告書」(名古屋市, 平成 19 年)

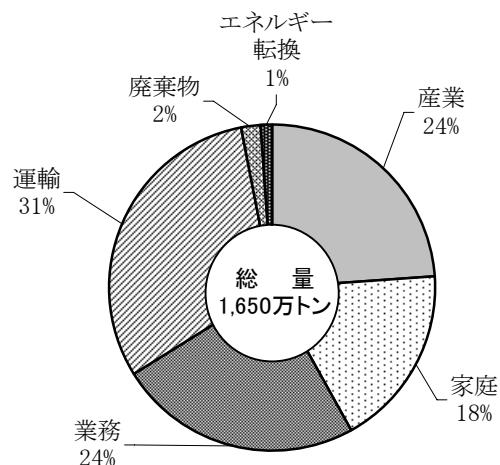


図 4-2-7 部門別二酸化炭素排出量

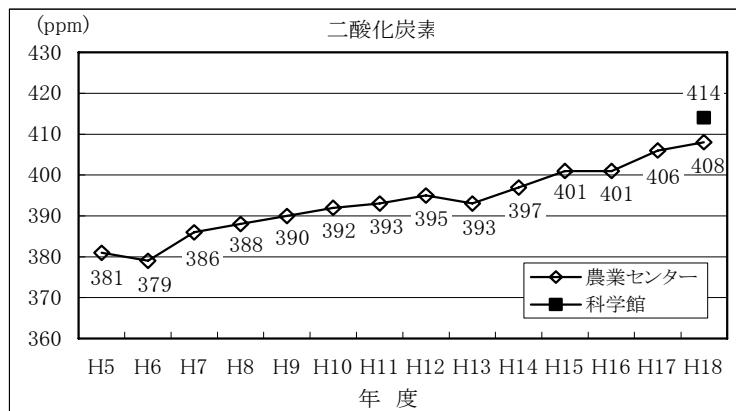


図 4-2-8 二酸化炭素年平均値の推移

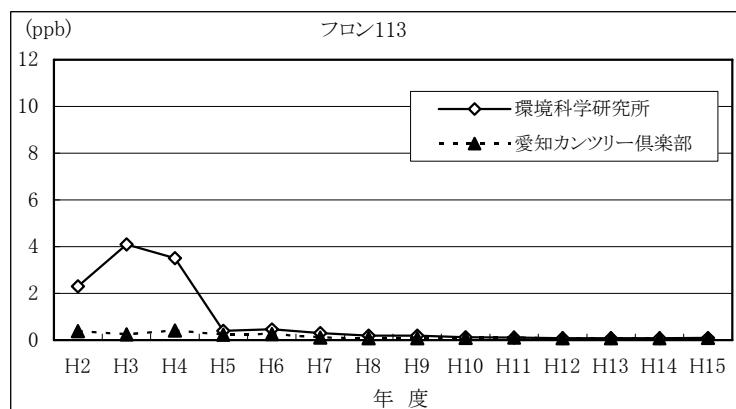
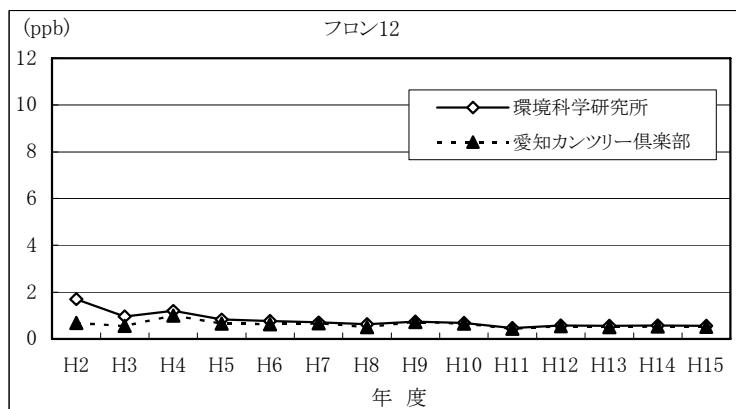
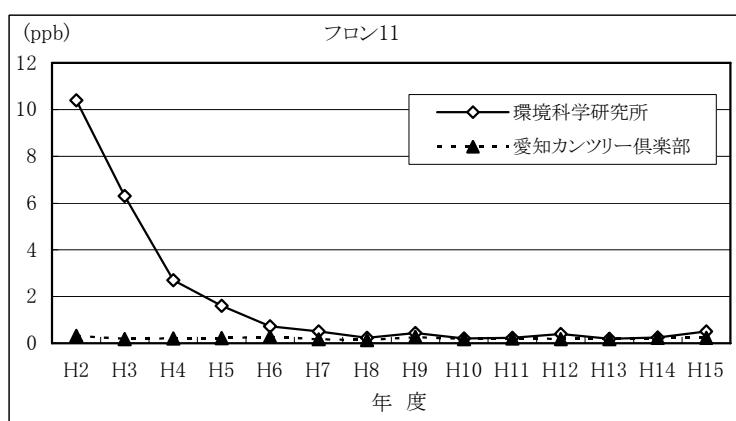


図 4-2-9 フロン年平均値の推移

(4) 動植物及び生態系の状況

① 動 物

調査対象区域は、市街地や住宅等が大半を占め、人為的影響を強く受けた環境となっており、一部のネズミ類、昆虫類等を除き、野生動物の生息に適した環境とはなっていない。

また、名古屋駅前地区のビル及び地下街の管理者が、名古屋市へ報告しているネズミ並びにゴキブリの捕獲状況は、表 4-2-12 に示すとおりである。これによると、ネズミの捕獲頭数は、地下街と接合したビルに 14 個体と最も多く、ゴキブリは、地下街と接合していない独立したビルに 4,425 個体と最も多くなっている。

出典)「平成 15 年度 環境衛生調査成績 (No.34)」(名古屋市, 平成 17 年)

表 4-2-12 ネズミ及びゴキブリの捕獲状況

場 所	ネズミの捕獲頭数(個体)	ゴキブリの捕獲頭数(個体)
地下街	5	702
接合ビル	14	2,860
独立ビル	2	4,425
合 計	21	7,987

注)接合ビル:地下街と接合したビル

独立ビル:地下街と接合していない独立したビル

② 植 物

調査対象区域は市街地で、人為的影響を強く受けた環境となっており、注目される植生は確認されていない。

出典)「第 2-5 回植生調査重ね合わせ植生」(環境省ホームページ)

③ 生態系

調査対象区域は、人為的影響を強く受けた環境となっており、注目される生態系は確認されていない。

④ 緑 地

調査対象区域における緑地は、公園等に小規模に散在している程度である。

(5) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

① 景 観

調査対象区域は、市街化された地域であり、特筆すべき自然景観は存在しない。

事業予定地の位置する名古屋駅周辺は、駅前広場、桜通、名駅通をはじめとして、新しい都市景観の整備が実施され、JR セントラルタワーズ、ミッドランドスクエア、名古屋ルーセントタワー等が建ち並び、名古屋市の玄関口としての都市景観が形成されつつある。

② 人と自然との触れ合いの活動の場

調査対象区域は、市街化された区域であり、自然的な環境はほとんど残っておらず、人と自然との触れ合いの活動の場は存在しない。

第5章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査及び予測の手法

5-1 環境影響評価の項目

(1) 環境に影響を及ぼす行為・要因の抽出

本事業の実施に伴い、事業予定地及びその周辺の環境に影響を及ぼすおそれがある行為・要因（以下、「影響要因」という。）について、事業特性を踏まえ抽出した結果は、表5-1-1に示すとおりである。

表 5-1-1 影響要因の抽出

影響要因の区分		影響を及ぼす内容
細区分		
工事中	現況施設の解体及び新建築物の建設	粉じんの発生、廃棄物等の発生、温室効果ガス等の排出
	掘削等の土工	地下水脈の変化、地盤変位、廃棄物等の発生
	建設機械の稼働	大気汚染物質の排出、騒音・振動の発生、温室効果ガスの排出
	工事関係車両の走行	大気汚染物質の排出、騒音・振動の発生、温室効果ガスの排出、交通安全への影響
存在・供用時	新建築物の存在	地盤変位、景観の変化、風害・電波障害の発生、日照への影響、緑地等の出現
	事業活動	大気汚染物質の排出、廃棄物等の発生、温室効果ガスの排出
	新建築物関連車両の走行	大気汚染物質の排出、騒音の発生、温室効果ガスの排出、交通安全への影響

(2) 影響を受ける環境要素の抽出

事業特性を踏まえて抽出した影響要因（前掲表 5-1-1）に基づき、事業予定地及びその周辺の地域特性を勘案し、環境影響評価の対象とする環境要素を抽出して、環境影響評価の項目を選定した。

環境影響評価の項目として抽出した環境要素と影響要因の関連は、表 5-1-2 に示すとおりである。また、各環境要素について、環境影響評価の項目として選定した理由は表 5-1-3 に、選定しなかった理由は表 5-1-4 に示すとおりである。

なお、環境影響評価の対象とする環境要素は、大気質、騒音、振動、地盤、景観、廃棄物等、温室効果ガス等、風害、日照阻害、電波障害、安全性及び緑地等の計 12 項目である。

表 5-1-2 環境影響評価の項目として抽出した環境要素と影響要因の関連

環境要素の区分	影響要因の区分 細区分	工事中				存在・供用時		
		新規 建物の 解体 及び設 工	現況 施設の 等の土 工	建設機 械の稼 働	工事関 係車両の 走行	新建築 物の存 在	事業活 動	新建築 物関連車 両の走行
A 大気質	浮遊粒子状物質	-	-	●	●	-	-	●
	二酸化窒素	-	-	●	●	-	●	●
	粉じん	●	-	-	-	-	-	-
B 騒音	建設作業騒音	-	-	●	-	-	-	-
	道路交通騒音	-	-	-	●	-	-	●
C 振動	建設作業振動	-	-	●	-	-	-	-
	道路交通振動	-	-	-	●	-	-	-
D 低周波音	-	-	-	-	-	-	-	-
E 悪臭	-	-	-	-	-	-	-	-
F 水質・底質	-	-	-	-	-	-	-	-
G 地下水	-	-	-	-	-	-	-	-
H 地形・地質	-	-	-	-	-	-	-	-
I 地盤	地下水位	-	●	-	-	-	-	-
	地盤変位	-	●	-	-	●	-	-
J 土壌	-	-	-	-	-	-	-	-
K 植物	-	-	-	-	-	-	-	-
L 動物	-	-	-	-	-	-	-	-
M 生態系	-	-	-	-	-	-	-	-
N 景観	地域景観	-	-	-	-	●	-	-
O 人と自然との触れ合いの活動の場	-	-	-	-	-	-	-	-
P 文化財	-	-	-	-	-	-	-	-
Q 廃棄物等	建設系廃棄物	●	●	-	-	-	-	-
	事業系廃棄物	-	-	-	-	-	●	-
R 温室効果ガス等	温室効果ガス	●	-	●	●	-	●	●
	オゾン層破壊物質	●	-	-	-	-	-	-
S 風害	ビル風	-	-	-	-	●	-	-
T 日照阻害	日影	-	-	-	-	●	-	-
U 電波障害	テレビジョン放送電波等	-	-	-	-	●	-	-
V 地域分断	-	-	-	-	-	-	-	-
W 安全性	交通安全	-	-	-	●	-	-	●
X 緑地等	緑地の状況	-	-	-	-	●	-	-

表 5-1-3 環境影響評価の項目として抽出した理由

環境要素	時 期	選 定 理 由
A 大気質	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・現況施設の解体に伴い発生する粉じんによる大気質への影響が考えられる。 ・建設機械の稼働に伴い排出される浮遊粒子状物質及び二酸化窒素による大気質への影響が考えられる。 ・工事関係車両の走行に伴い排出される浮遊粒子状物質及び二酸化窒素による大気質への影響が考えられる。
	供用時	<ul style="list-style-type: none"> ・熱源施設の稼動に伴い排出される二酸化窒素による大気質への影響が考えられる。 ・新建築物関連車両の走行（事業予定地内設置駐車場及び周辺道路）に伴い排出される浮遊粒子状物質及び二酸化窒素による大気質への影響が考えられる。
B 騒 音	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械の稼働に伴い発生する騒音による影響が考えられる。 ・工事関係車両の走行に伴い発生する騒音による影響が考えられる。
	供用時	<ul style="list-style-type: none"> ・新建築物関連車両の走行に伴い発生する騒音による影響が考えられる。
C 振 動	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械の稼働に伴い発生する振動による影響が考えられる。 ・工事関係車両の走行に伴い発生する振動による影響が考えられる。
I 地 盤	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・掘削等の土工に伴う地下水位への影響が考えられる。 ・掘削等の土工による周辺地盤の変位が考えられる。
	存在時	<ul style="list-style-type: none"> ・新建築物の存在（建物荷重）による周辺地盤の変位が考えられる。
N 景 観	存在時	<ul style="list-style-type: none"> ・新建築物の存在による地域景観の変化が考えられる。
Q 廃棄物等	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・掘削等の土工及び新建築物の建設に伴い発生する建設系廃棄物による影響が考えられる。
	供用時	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に伴い発生する事業系廃棄物による影響が考えられる。
R 温室効果ガス等	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・新建築物の建設、建設機械の稼働及び工事関係車両の走行に伴い排出される温室効果ガスによる影響が考えられる。 ・現況施設の解体によるオゾン層破壊物質の発生が考えられる。
	供用時	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動及び新建築物関連車両の走行に伴い排出される温室効果ガスによる影響が考えられる。
S 風 害	存在時	<ul style="list-style-type: none"> ・新建築物の存在によるビル風の影響が考えられる。
T 日照阻害	存在時	<ul style="list-style-type: none"> ・新建築物の存在による日影の影響が考えられる。
U 電波障害	存在時	<ul style="list-style-type: none"> ・新建築物の存在によるテレビジョン放送電波障害等が考えられる。
W 安全性	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・工事関係車両の走行に伴う交通安全への影響が考えられる。
	供用時	<ul style="list-style-type: none"> ・新建築物関連車両の走行に伴う交通安全への影響が考えられる。
X 緑地等	存在時	<ul style="list-style-type: none"> ・新建築物の存在（緑化）による緑地等の出現が考えられる。

表 5-1-4 環境影響評価の項目として抽出しなかった理由

環境要素	時 期	非 選 定 理 由
D 低周波音	工事中	・著しく低周波音を発生する建設機械は使用しない。
	供用時	・著しく低周波音を発生する施設を設置しない。
E 悪 臭	工事中	・悪臭を発生する建設機械は使用しない。
	供用時	・厨芥ごみは、腐敗を防ぐため、冷蔵保管を行い廃棄する計画であることから、影響は小さいと考えられる。
F 水質・底質	工事中	・工事中の排水は、沈砂槽を経て公共下水道へ放流する計画であることから、影響は小さいと考えられる。
	供用時	・汚染物質を排出する施設は設置せず、また、事業活動に伴う排水は公共下水道に放流する。
G 地下水	工事中	・工事中の排水は、沈砂槽を経て公共下水道へ放流する計画であることから、影響は小さいと考えられる。
	供用時	・汚染物質を排出する施設は設置せず、また、事業活動に伴う排水は公共下水道に放流する。
H 地形・地質	工事中 存在時	・事業予定地内に重要な地形・地質は存在しない。 ・大規模な土地の改変は行わない。
J 土 壤	工事中	・事業予定地の地歴から、特定有害物質は存在しない。
	供用時	・特定有害物質は使用せず、また、ダイオキシン類を排出する施設は設置しない。
K 植 物	工事中 存在・供用時	・事業予定地及びその周辺には、貴重種として保存すべき群落及び種等は存在しない。
L 動 物		・事業予定地には緑地ではなく、その周辺も高層ビルが立ち並ぶ、人間活動の影響を強く受けた地域であり、生息・生育する動植物は限られることから、事業による影響は小さいと考えられる。
M 生態系		
O 人と自然との触れ合いの活動の場	工事中 存在・供用時	・事業予定地及びその周辺には、人と自然との触れ合いの活動の場は存在しない。
P 文化財	工事中 存在時	・事業予定地内には指定文化財は存在しておらず、周辺地域については、事業の実施による指定文化財の現状変更等は計画していない。 ・工事中に埋蔵文化財が確認された場合には、関係機関との協議により適切な措置をとる。
V 地域分断	工事中 存在時	・本事業は、特定の敷地内における開発であることから、周辺地域の再編成等は行わない。

5-2 調査予定期間

「方法書に対する市長の意見（方法意見書）」の送付日から 4 ヶ月

5-3 調査及び予測の手法

(1) 大気質

[調査]

大気質	既存資料調査	調査目的	事業予定地周辺の現況大気質濃度の把握 予測・評価のためのバックグラウンド濃度の把握
		調査事項	浮遊粒子状物質及び二酸化窒素濃度
		調査方法	大気汚染常時監視局データの整理 事業予定地周辺の大気質調査資料の整理（第4章 4-2 (3) ②3)「浮遊粒子状物質」(p. 49) 及び5)「二酸化窒素」(p. 50)参照)
気象	既存資料調査	調査目的	事業予定地周辺の現況気象概況の把握 大気汚染物質の拡散計算に用いる気象条件の把握
		調査事項	風向、風速、日射量及び雲量
		調査方法	大気汚染常時監視局データの整理 名古屋地方気象台データの整理 事業予定地周辺の気象調査資料の整理（第4章 4-2 (3) ①「気象」(p. 46) 参照）
交通量	現地調査	調査目的	事業予定地周辺における交通量の現況把握
		調査事項	自動車交通量（時刻別、車種別、方向別自動車交通量）
		調査方法	数取器を使用し、連続して交通量を求める。車種分類は、乗用車、小型貨物車、中型車及び大型車とする。
		調査場所	工事関係車両の主な運行ルート及び新建築物関連車両の主な走行ルートとして想定される事業予定地周辺道路の中で、東西方向、南北方向の道路の代表地点4地点で行う。（図5-3-1参照）
		調査時期	1年を通して平均的な交通量と考えられる平日及び休日の各1日の24時間で行う。

[予測]

工事中	現況施設の解体	予測事項	解体工事による粉じん
		予測項目	粉じんの発生及び飛散
		予測条件	気象条件
		予測方法	ビューフォート風力階級区分による風速の出現頻度に基づく予測
		予測場所	事業予定地周辺
		予測時期	解体工事中
	建設機械の稼働	予測事項	建設機械の稼働による大気汚染物質濃度
		予測項目	浮遊粒子状物質濃度（年平均値及び日平均値の2%除外値） 二酸化窒素濃度（年平均値及び日平均値の年間98%値）
		予測条件	建設機械の種類別大気汚染物質排出量 建設機械の種類別稼働台数 建設機械の配置 予測地点周辺におけるバックグラウンド濃度
		予測方法	大気拡散モデルに基づく予測
		予測場所	事業予定地周辺
	工事関係車両の走行	予測事項	工事関係車両の走行による大気汚染物質濃度
		予測項目	浮遊粒子状物質濃度（年平均値及び日平均値の2%除外値） 二酸化窒素濃度（年平均値及び日平均値の年間98%値）
		予測条件	気象条件 自動車走行に伴う大気汚染物質に係る排出係数 予測地点周辺におけるバックグラウンド濃度 排出源条件（自動車交通量、走行速度、道路構造等） 事業予定地周辺の開発計画
		予測方法	大気拡散モデルに基づく予測
		予測場所	工事関係車両の主な運行ルートとして想定される事業予定地周辺道路の地点
		予測時期	工事関係車両による大気汚染物質排出量が最大となる時期

供用時	熱源施設の稼動	予測事項	熱源施設の稼動による大気汚染物質濃度
		予測項目	二酸化窒素濃度（年平均値及び日平均値の年間98%値）
		予測条件	気象条件 排出源条件（排出口の高さ、排出ガス量、窒素酸化物排出量等） 予測地点周辺におけるバックグラウンド濃度
		予測方法	大気拡散モデルに基づく予測
		予測場所	事業予定地周辺
		予測時期	新建築物の供用時
	新建築物関連車両の走行（事業予定地内設置駐車場）	予測事項	新建築物関連車両の走行による大気汚染物質濃度
		予測項目	浮遊粒子状物質濃度（年平均値及び日平均値の2%除外値） 二酸化窒素濃度（年平均値及び日平均値の年間98%値）
		予測条件	気象条件 自動車走行に伴う大気汚染物質に係る排出係数 予測地点周辺におけるバックグラウンド濃度 排出源条件（自動車交通量、走行速度、換気方式等）
		予測方法	大気拡散モデルに基づく予測
	新建築物関連車両の走行（事業予定地周辺道路）	予測場所	事業予定地周辺
		予測時期	新建築物の供用時
		予測事項	新建築物関連車両の走行による大気汚染物質濃度
		予測項目	浮遊粒子状物質濃度（年平均値及び日平均値の2%除外値） 二酸化窒素濃度（年平均値及び日平均値の年間98%値）
		予測条件	気象条件 自動車走行に伴う大気汚染物質に係る排出係数 予測地点周辺におけるバックグラウンド濃度 排出源条件（自動車交通量、走行速度、道路構造等） 事業予定地周辺の開発計画
		予測方法	大気拡散モデルに基づく予測
		予測場所	新建築物関連車両の主な走行ルートとして想定される事業予定地周辺道路の地点
		予測時期	新建築物の供用時

(2) 騒音

[調査]

既存資料調査	調査目的	事業予定地周辺の騒音の概況把握
	調査事項	環境騒音、道路交通騒音
	調査方法	「名古屋市の騒音 環境騒音編（平成16年度）」（名古屋市、平成17年）の整理 「名古屋市の騒音 自動車騒音・振動編（平成15年度）」（名古屋市、平成17年）の整理
現地調査	調査目的	事業予定地周辺における騒音の現況把握
	調査事項	環境騒音（等価騒音レベル (L_{Aeq})) 道路交通騒音（等価騒音レベル (L_{Aeq})) 自動車交通量（時刻別、車種別、方向別自動車交通量）
	調査方法	環境騒音、道路交通騒音は、「環境騒音の表示・測定方法（JIS Z 8731）」に定める方法 自動車交通量は、数取器を使用し、連続して交通量を求める。車種分類は、乗用車、小型貨物車、中型車及び大型車とする。
	調査場所	環境騒音は、事業予定地周辺の1地点で行う。（図5-3-1参照） 道路交通騒音及び自動車交通量は、工事関係車両の主な運行ルート及び新建築物関連車両の主な走行ルートとして想定される事業予定地周辺道路の15地点で行う。（図5-3-1参照）
	調査時期	環境騒音は、1年を通して平均的な日と考えられる平日1日のうち、昼間（6～22時）の16時間で行う。 道路交通騒音及び自動車交通量は、1年を通して平均的な交通量と考えられる平日及び休日の各1日のうち、昼間（6～22時）の16時間で行う。

[予測]

工事中	建設機械の稼働	予測事項	建設機械の稼働による騒音レベル
		予測項目	建設工事騒音（時間率騒音レベル (L_{A5}))
		予測条件	建設機械の種類別周波数別パワーレベル 稼働台数、稼働時間 建設機械の配置 地表面状況 騒音対策の方法
		予測方法	「日本音響学会 建設工事騒音予測 “ASJ CN-Model 2002”」に基づく予測（機械別予測）
		予測場所	事業予定地周辺
		予測時期	各工種別工事区分について、騒音の影響が最も大きくなると予想される時期

工事中	工事関係車両の走行	予測事項	工事関係車両の走行による騒音レベル
		予測項目	道路交通騒音（等価騒音レベル（ L_{Aeq} ））
		予測条件	工事関係車両の運行ルート 音源条件（運行ルート別工事関係車両台数、走行速度、道路構造等） 事業予定地周辺の開発計画
		予測方法	「日本音響学会 道路騒音予測法 “ASJ RTN-Model 2003”」等に基づく予測
		予測場所	工事関係車両の主な運行ルートとして想定される事業予定地周辺道路の地点
		予測時期	工事関係車両の走行による騒音の影響が最大となる時期
供用時	新建築物関連車両の走行	予測事項	新建築物関連車両の走行による騒音レベル
		予測項目	道路交通騒音（等価騒音レベル（ L_{Aeq} ））
		予測条件	新建築物関連車両の走行ルート 音源条件（走行ルート別新建築物関連車両台数、走行速度、道路構造等） 事業予定地周辺の開発計画
		予測方法	「日本音響学会 道路騒音予測法 “ASJ RTN-Model 2003”」等に基づく予測
		予測場所	新建築物関連車両の主な走行ルートとして想定される事業予定地周辺道路の地点
		予測時期	新建築物の供用時

(3) 振動

[調査]

既存資料調査	調査目的	事業予定地周辺の振動の概況把握
	調査事項	環境振動、道路交通振動
	調査方法	「名古屋市の騒音 自動車騒音・振動編（平成15年度）」（名古屋市、平成17年）の整理 「平成19年版 名古屋市環境白書」（名古屋市、平成19年）の整理
現地調査	調査目的	事業予定地周辺の振動の現況把握
	調査事項	環境振動（時間率振動レベル（L ₁₀ ）） 道路交通振動（時間率振動レベル（L ₁₀ ））
		地盤卓越振動数 路面平坦性
	調査方法	環境振動については「振動レベル測定方法」（JIS Z 8735）」、道路交通振動については「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号）に定める方法 地盤卓越振動数は、1/3オクターブバンド実時間分析器を用いた周波数分析による方法
		路面平坦性は、3mプロフィル・メータによる測定
	調査場所	環境振動は、事業予定地周辺の1地点で行う。（図5-3-1参照） 道路交通振動、地盤卓越振動数及び路面平坦性は、工事関係車両の主な運行ルート及び新建築物関連車両の主な走行ルートとして想定される事業予定地周辺道路の15地点で行う。（図5-3-1参照）
		環境振動は、1年を通して平均的な日と考えられる平日1日のうち、6～22時の16時間で行う。 道路交通振動は、1年を通して平均的な交通量と考えられる平日1日のうち、6～22時の16時間で行う。
	調査時期	

[予測]

工事中	建設機械の稼働	予測事項	建設機械の稼働による振動レベル
		予測項目	建設工事振動（時間率振動レベル（L ₁₀ ））
		予測条件	建設機械の種類別基準点振動レベル 建設機械の配置 地盤特性 等
		予測方法	振動伝搬理論式に基づく予測
		予測場所	事業予定地周辺
		予測時期	各工種別工事区分について、振動の影響が最も大きくなると予想される時期

工事中	工事関係車両の走行	予測事項	工事関係車両の走行による振動レベル
		予測項目	道路交通振動（時間率振動レベル（L ₁₀ ））
		予測条件	工事関係車両の運行ルート 振動発生源条件（運行ルート別工事関係車両台数、走行速度、道路構造等） 地盤特性 等 事業予定地周辺の開発計画
		予測方法	旧建設省土木研究所の提案式等に基づく予測
		予測場所	工事関係車両の主な運行ルートとして想定される事業予定地周辺道路の地点
		予測時期	工事関係車両の走行による振動の影響が最大となる時期

(4) 地盤

[調査]

既存資料調査	調査目的	事業予定地周辺の地盤、地下水、地盤沈下の概況把握
	調査事項	事業予定地周辺の地盤、地下水、地盤沈下の状況
	調査方法	<p>以下の資料の収集・整理による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「最新名古屋地盤図」（土質工学会中部支部、昭和63年） ・「平成19年版 名古屋市環境白書」（名古屋市、平成19年） ・「濃尾平野の地盤沈下と地下水」 （東海三県地盤沈下調査会、1985年） ・「東海三県地盤沈下調査測量水準点成果表」 （東海三県地盤沈下調査会、平成20年） ・事業予定地及びその周辺のボーリング調査資料 ・事業予定地周辺の井戸資料 等

[予測]

工事中 ・ 存在時	掘削等の土工・新建築物の存在	予測事項	掘削等の土工による周辺地盤の変位 掘削等の土工による周辺地下水位の変位及びそれに伴う周辺地盤の変位 建物荷重による周辺地盤の変位
		予測項目	地下水位の変位 地盤変位
		予測条件	地盤条件（土質定数、地下水位等） 掘削位置及び深度、掘削方法
		予測方法	有限要素法による地盤変位解析等に基づく予測（周辺地盤の変位） 有限要素法による浸透流解析に基づく予測（地下水位の変位）
		予測場所	事業予定地周辺
		予測時期	掘削等の土工時、新建築物の完成時

(5) 景観

[調査]

現地調査	調査目的	事業予定地周辺の景観の現況把握
	調査事項	地域景観の特性 主要眺望点からの景観 現況施設の圧迫感の状況
	調査方法	現地踏査及び主要眺望点からの写真撮影 主要眺望点からの天空写真の撮影
	調査場所	事業予定地及びその周辺 写真撮影は、住民や不特定多数の人が利用する主な場所として、12地点で行う。（1地点は圧迫感の予測のためのみに撮影） (図5-3-2及び図5-3-3参照)

[予測]

存在時	新建築物の存在	予測事項	新建築物による景観の変化及び圧迫感の程度
		予測項目	主要な眺望地点から事業予定地を眺望した景観 圧迫感の程度
		予測条件	地域景観の現況 新建築物の形状 事業予定地周辺の開発計画 等
		予測方法	フォトモンタージュによる景観の予測 形態率図の作成による圧迫感の予測
		予測場所	景観の予測は、現地調査地点の11地点 圧迫感の予測は、現地調査地点のうち1地点及び圧迫感のみ撮影した地点から1地点
	予測時期	新建築物の存在時	

(6) 廃棄物等

[予測]

工事中	現況施設の解体及び新建築物の建設・掘削等の土工	予測事項	工事中に発生する廃棄物等の種類及び発生量
		予測項目	建設系廃棄物（建設廃材、掘削残土等）の種類及び発生量
		予測条件	工事計画（山留体積、掘削体積、新建築物の延べ面積 等） 廃棄物等の発生原単位
		予測方法	発生原単位及び工事計画から発生量を推計
		予測時期	工事期間中
供用時	事業活動	予測事項	事業活動に伴い発生する廃棄物等の種類及び発生量
		予測項目	事業系廃棄物の種類及び発生量
		予測条件	事業計画 新建築物の用途別床面積 廃棄物等の発生原単位
		予測方法	発生原単位及び事業計画から発生量を推計
		予測時期	新建築物の供用時

(7) 温室効果ガス等

[調査]

現地調査	調査目的	現況施設におけるオゾン層破壊物質の把握
	調査事項	オゾン層破壊物質の使用状況及び量
	調査方法	聞き取り調査による確認
	調査場所	事業予定地内

[予測]

工事中	現況施設の解体	予測事項	オゾン層破壊物質の処理
		予測項目	現況施設の解体に伴い発生するオゾン層破壊物質の処理方法
		予測条件	現況施設における使用状況、工事計画等
		予測方法	工事計画、類似事例等に基づく予測
		予測時期	解体工事中
	現況施設の解体及び新建築物の建設・建設機械の稼働・工事関係車両の走行	予測事項	工事に伴い発生する温室効果ガスの発生量
		予測項目	工事に伴い発生する温室効果ガス発生量（二酸化炭素換算）
		予測条件	<ul style="list-style-type: none"> ・工事計画 [建設機械の稼働] ・建設機械の種類別稼働台数 ・建設機械の種類別燃料消費量または電力消費量 ・燃料原単位または電力原単位 [建設資材の使用] ・建設資材の使用量 ・資材の種類別排出量原単位 [建設資材の運搬] ・工事関係車両台数 ・車種別燃料種別走行量 ・車種別燃料消費原単位 [廃棄物の発生] ・建設系廃棄物の種類別・処分方法別発生量 ・建設系廃棄物の種類別・処分方法別排出係数
		予測方法	活動区分別温室効果ガス発生量の合計を推計
		予測時期	工事期間中

供用時 事 業 活 動・新 建 築 物 関 連 車 両 の 走 行	予測事項	事業活動等に伴い発生する温室効果ガス発生量
	予測項目	事業活動等に伴い発生する温室効果ガス発生量（二酸化炭素換算） ライフサイクルCO ₂ の発生量 単位面積当たりの二酸化炭素発生量
	予測条件	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画 [施設の存在・供用] ・現況施設における熱源使用量 ・エネルギー種類別年間消費量 ・エネルギー種類別原単位 ・自動車交通の集中・発生 [自動車交通の集中・発生] ・事業関連車両台数 ・車種別燃料種別走行量 ・車種別燃料消費原単位 ・廃棄物の発生 [廃棄物の発生] ・事業系廃棄物の種類別・処分方法別発生量 ・事業系廃棄物の種類別・処分方法別排出係数 ・緑化・植栽による二酸化炭素吸収・固定量 [緑化・植栽による二酸化炭素吸収・固定量] ・新たな植栽による総葉面積 ・植栽樹種別年間二酸化炭素吸収量
	予測方法	活動区分別温室効果ガス発生量の合計を推計
	予測時期	施設等が通常の状態で稼働する時期

(8) 風害

[調査]

既存資料 調査及び 現地調査	調査目的	事業予定地周辺の風及び土地建物の状況把握
	調査事項	事業予定地及びその周辺の風況
		土地建物の状況
	調査方法	名古屋地方気象台データの整理 「名古屋市建物用途別現況図」（名古屋市、平成15年）の整理 既存資料により把握した建物の状況等を現地踏査により確認
	調査場所	事業予定地及びその周辺

[予測]

存在時	新建築物 の存在	予測事項	新建築物によるビル風の影響
		予測項目	新建築物による風向・風速の変化 強風出現頻度の変化
		予測条件	気象条件 新建築物及び周辺建物の形状 事業予定地周辺の開発計画 等
		予測方法	風洞実験による予測
		予測場所	事業予定地周辺
		予測時期	新建築物の存在時

(9) 日照阻害

[調査]

既存資料 調査及び現地調査	調査目的	事業予定地周辺の現況の日影状況の把握
	調査事項	事業予定地及びその周辺の土地建物の状況 事業予定地周辺の現況工作物による日影時間
	調査方法	「名古屋市建物用途別現況図」（名古屋市、平成15年）の整理 既存資料により把握した建物の状況等を現地踏査により確認し、理論式により現況の日影状況を再現する方法
	調査場所	事業予定地周辺

[予測]

存在時	新建築物の存在	予測事項	新建築物による日影の影響
		予測項目	日影の範囲 日影となる時刻及び時間数
		予測条件	新建築物の高さ及び形状 新建築物の位置（緯度・経度） 事業予定地周辺の開発計画 等
		予測方法	理論式による時刻別日影図及び等時間日影図の作成
		予測場所	事業予定地周辺
		予測時期	新建築物の存在時

(10) 電波障害

[調査]

既存資料調査及び現地調査	調査目的	事業予定地周辺の電波受信の現況把握
	調査事項	事業予定地周辺の現況の地上デジタル放送電波の受信状況 マイクロウェーブの送信経路の状況
	調査方法	電界強度測定車による測定 関係機関への聞き取り
	調査場所	事業予定地及びその周辺

[予測]

存在時	新建築物の存在	予測事項	新建築物による地上デジタル放送電波障害（遮蔽障害及び反射障害） 新建築物によるマイクロウェーブの送信経路への影響
		予測項目	電波障害の程度及び範囲 マイクロウェーブの送信経路への影響
		予測条件	新建築物の位置、高さ、形状及び向き 送受信条件（送信点からの距離、送受信アンテナの高さ） マイクロウェーブの送信経路 等
		予測方法	理論式に基づく予測 事業計画に基づく予測
		予測場所	事業予定地及びその周辺
		予測時期	新建築物の存在時

(11) 安全性

[調査]

既存資料調査	調査目的	事業予定地周辺の交通安全の概況把握
	調査事項	交通量の状況 交通事故の発生状況
	調査方法	以下の資料の収集・整理による。 • 「平成17年度 名古屋市一般交通量概況」（名古屋市、平成19年） • 「名古屋市内の交通事故 平成18年中」（名古屋市、平成19年） • 「愛知の交通事故 平成18年版」（愛知県警察本部、平成19年）
	調査場所	事業予定地周辺
現地調査	調査目的	事業予定地周辺の交通安全の現況把握
	調査事項	通学路の指定状況 自動車交通量 交通安全施設、交通規制の状況
	調査方法	通学路の指定状況は、聞き取りにより調査を行う。 自動車交通量は、各交差点において、数取器により方向別に、大型車類及び小型車類の交通量を測定する。 交通安全施設、交通規制の状況は、現地踏査により調査を行う。
	調査場所	通学路の指定状況及び交通安全施設、交通規制の状況は、調査対象区域内で行う。 自動車交通量は、事業予定地周辺の16交差点で行う。（図5-3-4参照）
	調査時期	1年を通して平均的な交通量と考えられる平日及び休日の各1日のうち、6～22時の16時間で行う。

[予測]

工事中	工事関係車両の走行	予測事項	工事関係車両の走行による交通安全への影響
		予測項目	事業予定地周辺の発生集中交通量 工事関係車両出入口における歩行者との交錯
		予測条件	工事関係車両の運行ルート及び発生集中交通量 背景交通量 安全施設の状況 事業予定地周辺の開発計画 等
		予測方法	工事計画に基づく予測
		予測場所	事業予定地周辺
		予測時期	工事関係車両台数が最大となる時期
		予測事項	新建築物関連車両の走行による交通安全への影響
供用時	新建築物関連車両の走行	予測項目	事業予定地周辺の発生集中交通量 新建築物関連車両出入口における歩行者との交錯
		予測条件	新建築物関連車両の走行ルート及び発生集中交通量 背景交通量 安全施設の状況 事業予定地周辺の開発計画 等
		予測方法	事業計画に基づく予測
		予測場所	事業予定地周辺
		予測時期	新建築物の供用時

(12) 緑地等

[予測]

存在時	新建築物の存在	予測事項	事業の実施に伴い新設する緑地等の状況
		予測項目	新設する緑地等の位置、種類、面積及び緑化率
		予測条件	緑化計画
		予測方法	事業計画に基づく予測
		予測場所	事業予定地内
		予測時期	新建築物の存在時（緑化）

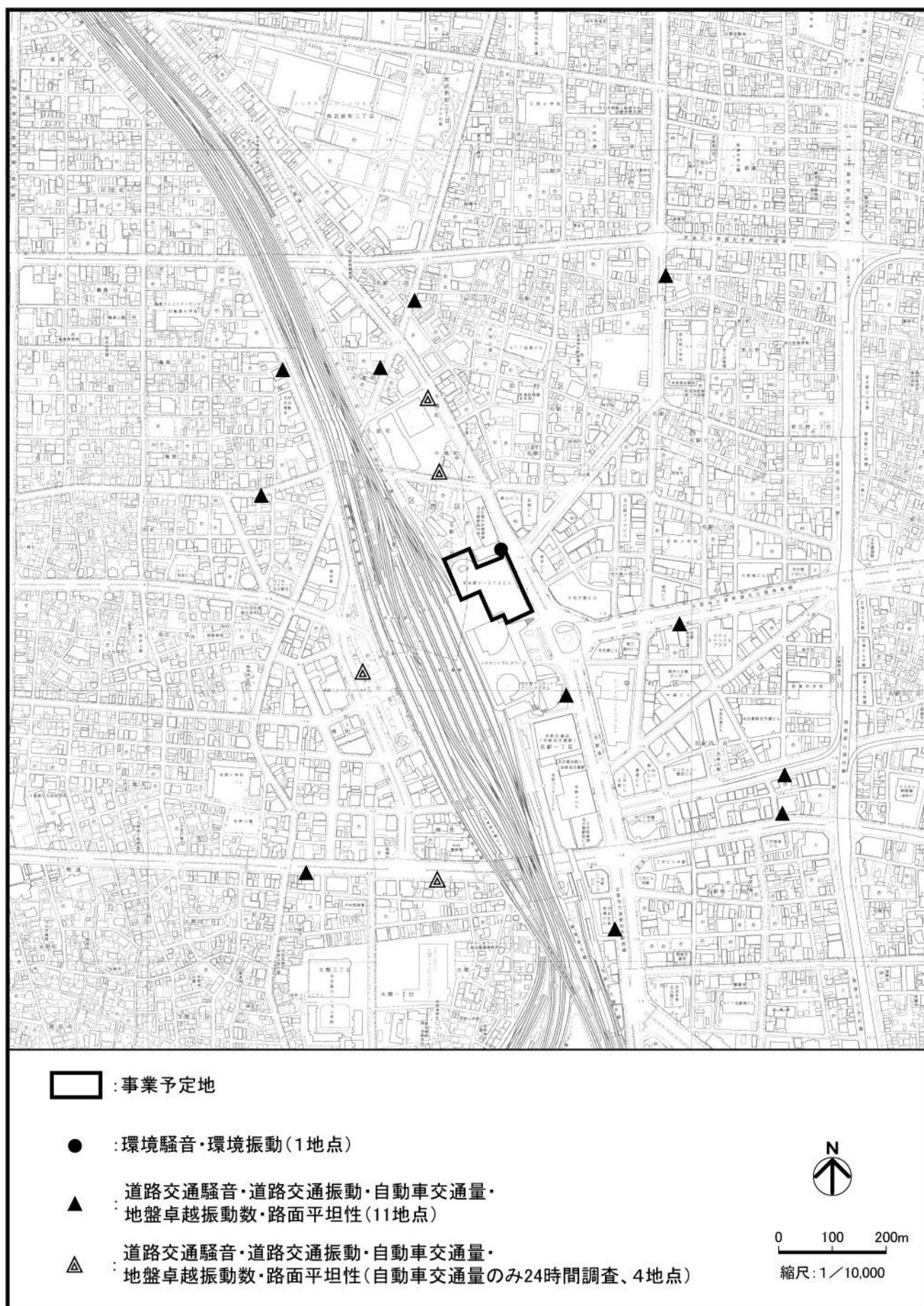


図 5-3-1 現地調査地点図（騒音・振動）

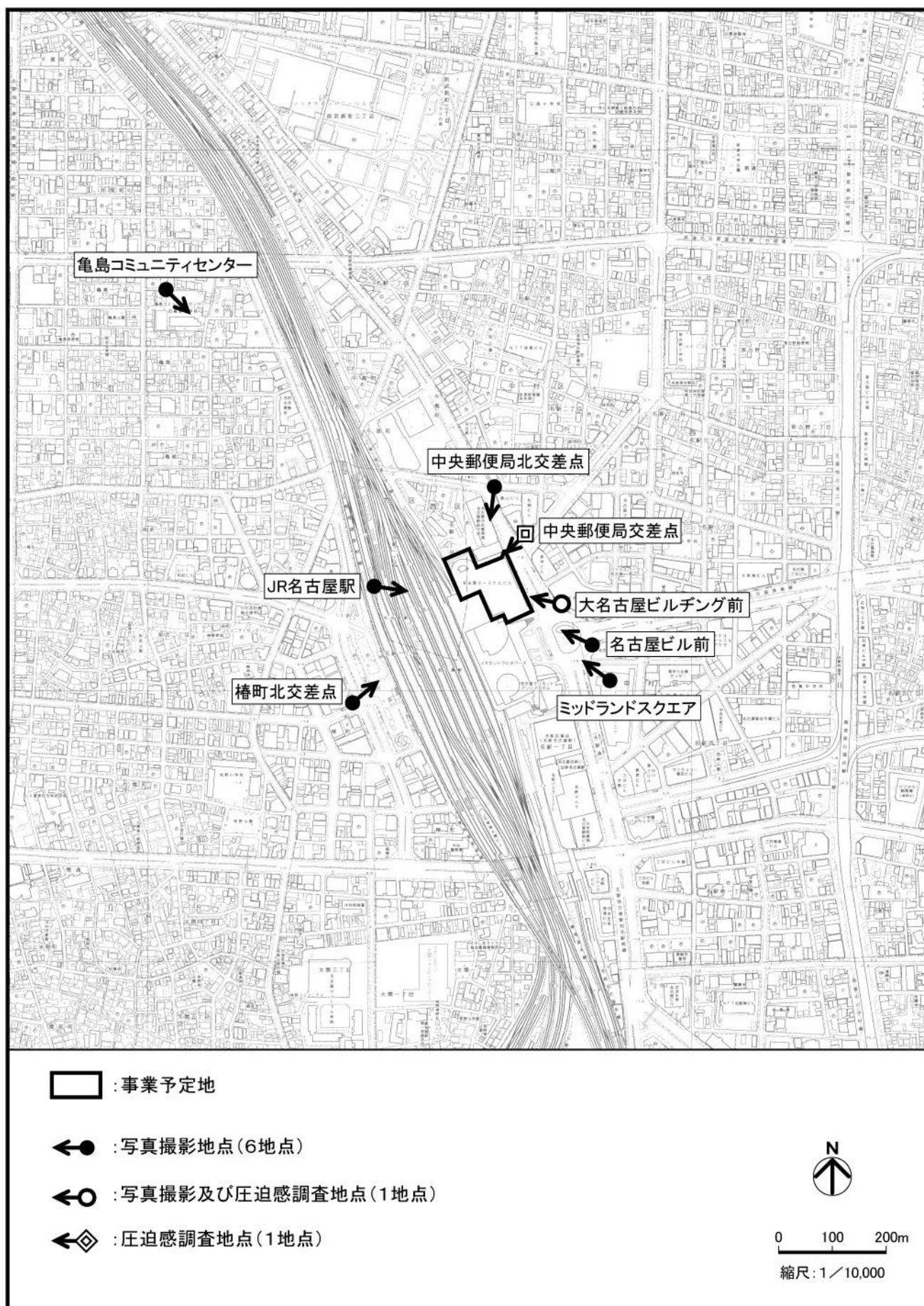


図 5-3-2 現地調査地点図（景観：近景及び中景）

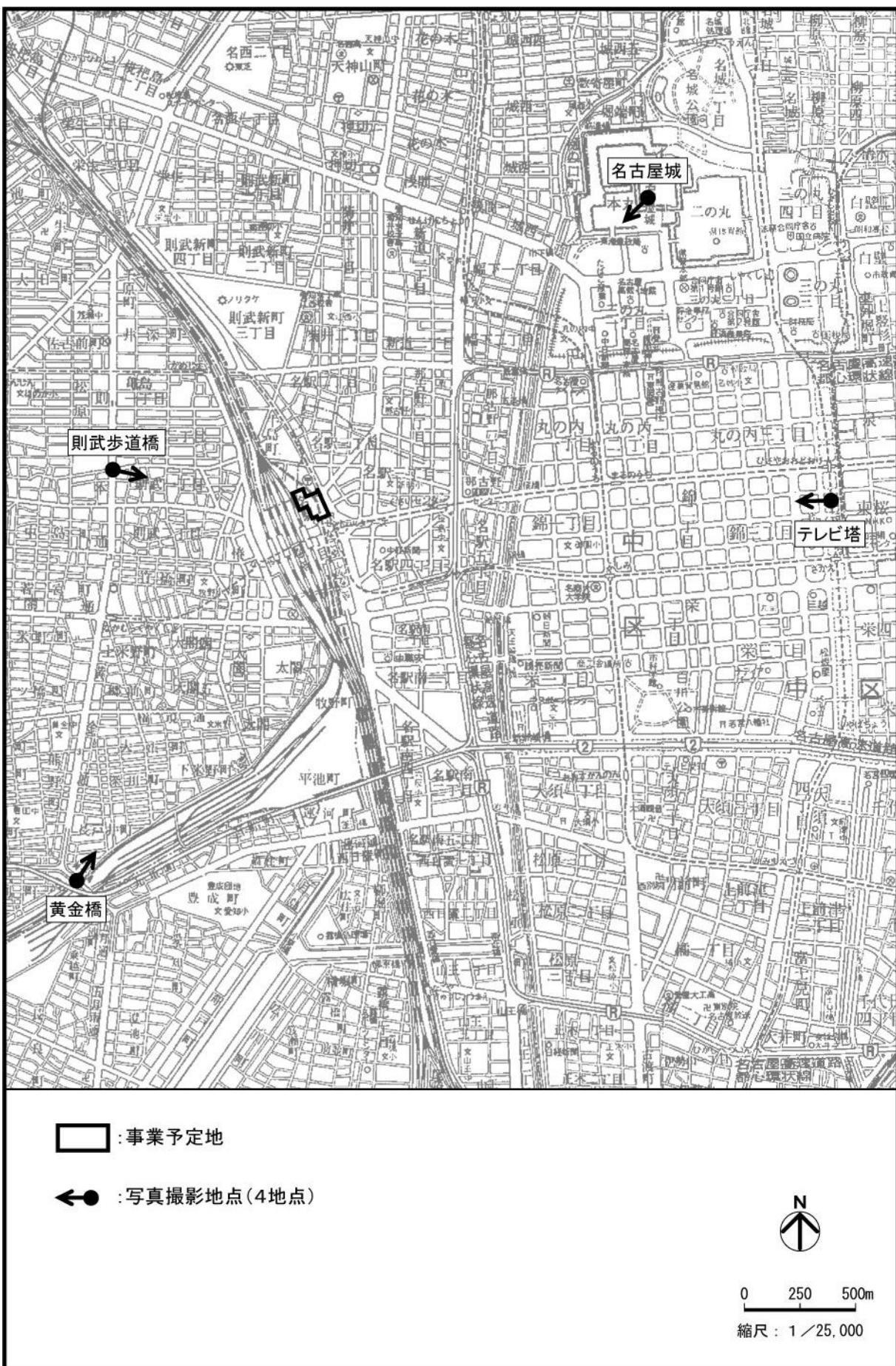


図 5-3-3 現地調査地点図（景観：遠景）

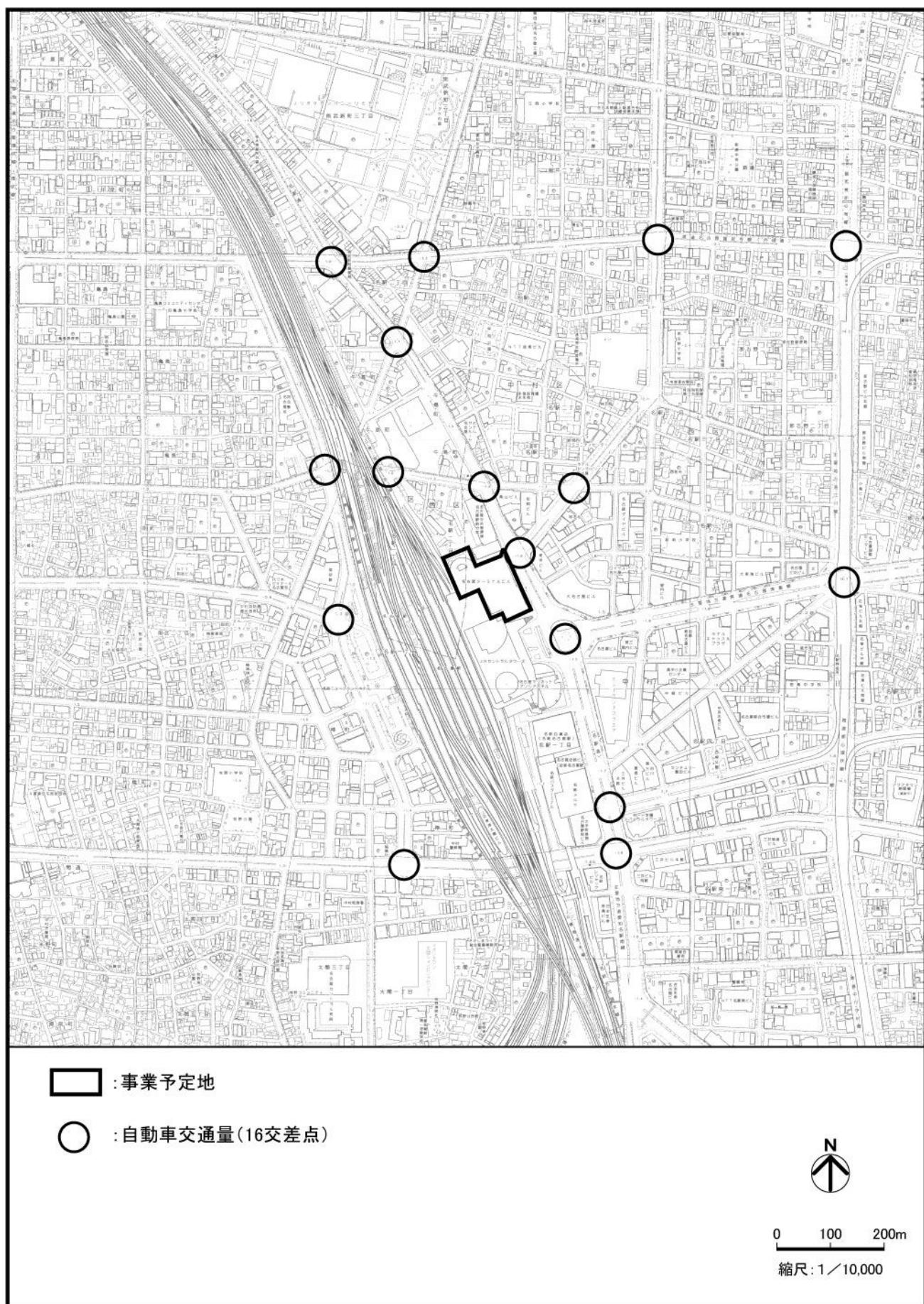


図 5-3-4 現地調査地点図（安全性）

第6章 評価の手法

6-1 環境の保全のための措置の検討

予測の結果、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外には、次のことを目的として環境保全のための措置を検討する。

- (1) 事業者の実行可能な範囲内で、環境影響をできる限り回避または低減する。
- (2) 国、愛知県または名古屋市による基準または目標の達成に努める。

6-2 評価の手法

調査、予測及び6-1で行った環境保全措置の検討結果を踏まえ、次に示すことを明らかにして、環境保全の見地から適正な配慮を行う。

- (1) 事業の内容や地域の状況に応じ、検討した環境保全措置について複数案を比較検討することや、より良い技術の導入を検討することなどにより、事業の実施による環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避または低減されているか否か、あるいは改善されているかについて評価する。

該当する環境要素：大気質・騒音・振動・地盤・景観・廃棄物等・温室効果ガス等・風害・日照阻害・電波障害・安全性・緑地等

- (2) 環境基準や目標値が示されている環境要素については、調査、予測結果との整合性について評価する。

該当する環境要素：大気質・騒音・振動・緑地等

- (3) (1)、(2)を踏まえ、環境要素ごとの予測、評価結果の概要を一覧表とし、他の環境要素に及ぼすおそれがある影響について検討するなど、総合的に評価する。

第7章 環境影響評価手法の概要

環境要素	調査事項	データ収集		予測事項	予測方法	本文対象頁
		既存資料	現地調査			
大気質	大気質、気象及び自動車交通量の状況	○	○	解体工事による粉じん	ビューフォート風力階級区分による風速の出現頻度に基づく予測	p. 65
				建設機械の稼働による大気汚染物質濃度(浮遊粒子状物質及び二酸化窒素)		
				工事関係車両の走行による大気汚染物質濃度(浮遊粒子状物質及び二酸化窒素)		
				熱源施設の稼動による大気汚染物質濃度(二酸化窒素)	大気拡散モデルに基づく予測	p. 66
				事業予定地内設置駐車場における新建築物関連車両の走行による大気汚染物質濃度(浮遊粒子状物質及び二酸化窒素)		
				事業予定地周辺道路における新建築物関連車両の走行による大気汚染物質濃度(浮遊粒子状物質及び二酸化窒素)		
				事業予定地周辺道路における新建築物関連車両の走行による大気汚染物質濃度(浮遊粒子状物質及び二酸化窒素)		
騒音	環境騒音の状況	○	○	建設機械の稼働による騒音レベル	日本音響学会式 (ASJ CN-Model 2002)に基づく予測	p. 67
	道路交通騒音及び自動車交通量の状況	○	○	工事関係車両の走行による騒音レベル	日本音響学会式 (ASJ RTN-Model 2003) 等に基づく予測	p. 68
				新建築物関連車両の走行による騒音レベル		
振動	環境振動の状況	○	○	建設機械の稼働による振動レベル	振動伝搬理論式に基づく予測	p. 69
	道路交通振動、地盤卓越振動数及び路面平坦性の状況	○	○	工事関係車両の走行による振動レベル	旧建設省土木研究所の提案式等に基づく予測	p. 70
地盤	地盤、地下水、地盤沈下の状況	○	-	掘削等の土工による周辺地盤及び地下水位の変位	有限要素法による地盤変位解析、浸透流解析等に基づく予測	p. 71
				建物荷重による周辺地盤の変位		
景観	地域景観の特性	-	○	新建築物による景観の変化及び圧迫感の程度	フォトモンタージュによる景観の予測 形態率図の作成による圧迫感の予測	p. 72
	主要眺望点からの景観					
	現況施設の圧迫感の状況					
廃棄物等	-	-	-	工事及び事業活動に伴い発生する廃棄物等の種類及び発生量	工事計画、事業計画等に基づく予測	p. 73
温室効果ガス等	-	-	-	工事及び事業活動等に伴い発生する温室効果ガス発生量(二酸化炭素の発生量)	工事計画、事業計画等に基づく予測	p. 74~75
				ライフサイクル CO ₂ の発生量		
				単位面積当たりにおける熱源による二酸化炭素発生量		
	オゾン層破壊物質の把握	-	○	オゾン層破壊物質の処理	工事計画、類似事例等に基づく予測	p. 74
風害	風及び土地建物の状況	○	○	新建築物によるビル風の影響	風洞実験による予測	p. 76

環境要素	調査事項	データ収集		予測事項	予測方法	本文対象頁
		既存資料	現地調査			
日照阻害	土地建物の状況	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	新建築物による日影の影響	理論式に基づく予測	p. 77
	現況工作物による日影の状況					
電波障害	地上デジタル放送電波の受信状況	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	新建築物の存在による地上デジタル放送電波障害（遮蔽障害及び反射障害）	理論式に基づく予測	p. 78
	マイクロウェーブの送信経路の状況			新建築物によるマイクロウェーブの送信経路への影響	事業計画に基づく予測	
安全性	通学路の指定状況	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	工事関係車両及び新建築物関連車両の走行による交通安全への影響	工事計画、事業計画等に基づく予測	p. 79～80
	自動車交通量の状況					
	交通安全施設、交通規制の状況					
緑地等	—	—	—	事業の実施に伴い新設する緑地等の状況	事業計画等に基づく予測	p. 80

資 料 編

資料－1 大気汚染に係る環境基準等

[本編 p. 34 参照]

【環境基準】

(1) 大気汚染に係る環境基準

(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)
(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)

物 質	環 境 基 準
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内、又はそれ以下であること。

(2) 有害大気汚染物質に係る環境基準

(平成 9 年環境庁告示第 4 号)

物 質	環 境 基 準
ベンゼン	年平均値が 0.003 mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	年平均値が 0.15 mg/m ³ 以下であること。

【名古屋市の大気汚染に係る環境目標値】

(平成 17 年名古屋市告示第 402 号)

物 質 名	二酸化窒素 (N O ₂)	浮遊粒子状物質 (S P M)	光化学オキシダント	ベンゼン
環境目標値	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間 値 が 0.20 mg/m ³ 以下であること。	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	年 平 均 値 が 3 μ g / m ³ 以下であること。
地 域	名古屋市の全域			

資料－2 騒音に係る環境基準

[本編 p. 34 参照]

【騒音に係る環境基準】

(平成 10 年環境庁告示第 64 号)
(平成 11 年愛知県告示第 261 号)

地域の 類型・区分		道路に面する地域以外の地域			道路に面する地域	
		地域の類型			地域の区分	
		A A	A 及び B	C	A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域
基 準 値	昼 間	50 デシベル 以下	55 デシベル 以下	60 デシベル 以下	60 デシベル 以下	65 デシベル 以下
	夜 間	40 デシベル 以下	45 デシベル 以下	50 デシベル 以下	55 デシベル 以下	60 デシベル 以下
備 考		地域の類型 A A : 療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域 A : 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域 B : 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域 C : 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域 時間区分 昼間：午前 6 時から午後 10 時まで 夜間：午後 10 時から翌日の午前 6 時まで				

道路に面する地域において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基 準 値	昼 間	70 デシベル以下
	夜 間	65 デシベル以下
備 考	個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)

【人の健康の保護に関する環境基準】

項目	基準値
カドミウム	0.01 mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/ℓ 以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ 以下
砒素	0.01 mg/ℓ 以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.02 mg/ℓ 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ 以下
チウラム	0.006 mg/ℓ 以下
シマジン	0.003 mg/ℓ 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ 以下
ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下
セレン	0.01 mg/ℓ 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ 以下
ふつ素	0.8 mg/ℓ 以下
ほう素	1 mg/ℓ 以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。
 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

【生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く））】

(i)

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (B O D)	浮遊物質量 (S S)	溶存酸素量 (D O)	大腸菌群数
A A	水道 1 級・自然 環境保全及び A 以下の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/l 以下	25 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	50MPN/100ml 以下
A	水道 2 級・水産 1 級・水浴及び B 以下の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/l 以下	25 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	1,000MPN/100ml 以下
B	水道 3 級・水産 2 級及び C 以下 の欄に掲げるも の	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/l 以下	25 mg/l 以下	5 mg/l 以上	5,000MPN/100ml 以下
C	水産 3 級・工業 用水 1 級及び D 以下の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/l 以下	50 mg/l 以下	5 mg/l 以上	—
D	工業用水 2 級・ 農業用水及び E の欄に掲げるも の	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/l 以下	100 mg/l 以下	2 mg/l 以上	—
E	工業用水 3 級・ 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/l 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/l 以上	—

- 備考 1 基準値は、日間平均値とする。
 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/l 以上とする。
 3 省略。
 4 省略。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 〃 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 〃 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 〃 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 〃 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 〃 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 〃 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

<水域類型の指定>

水 域	該当類型
堀 川（全域）	D

出典)「平成 19 年版 名古屋市環境白書」(名古屋市, 平成 19 年)

(ii)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値	該当水域
		全 亜 鉛	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/ℓ 以下	
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/ℓ 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/ℓ 以下	水域類型ごとに指定する水域
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/ℓ 以下	
備考			
1 基準値は、年間平均値とする。			

【地下水の水質汚濁に係る環境基準】

(平成 9 年環境庁告示第 10 号)

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01 mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/ℓ 以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ 以下
砒素	0.01 mg/ℓ 以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.02 mg/ℓ 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ 以下
チウラム	0.006 mg/ℓ 以下
シマジン	0.003 mg/ℓ 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ 以下
ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下
セレン	0.01 mg/ℓ 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ 以下
ふつ素	0.8 mg/ℓ 以下
ほう素	1 mg/ℓ 以下
備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。	
2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	

【名古屋市の水質汚濁に係る環境目標値】

(平成 17 年名古屋市告示第 402 号)

(1) 水の安全性に関する項目 (全市域)

項目名	目標値
カドミウム	0.01 mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/ℓ 以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ 以下
砒素	0.01 mg/ℓ 以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.02 mg/ℓ 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下
1, 3-ジクロロプロパン	0.002 mg/ℓ 以下
チウラム	0.006 mg/ℓ 以下
シマジン	0.003 mg/ℓ 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ 以下
ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下
セレン	0.01 mg/ℓ 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ 以下
ふつ素	0.8 mg/ℓ 以下
ほう素	1 mg/ℓ 以下

注) 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(2) 水質汚濁に関する項目

水 域		河 川		
区 分		☆☆☆	☆☆	☆
親水のイメージ		川に入っての遊びが楽しめる	水際での遊びが楽しめる	岸辺の散歩が楽しめる
水質目標値	水素イオン濃度 (p H)		6.5 以上 8.5 以下	
	生物化学的酸素要求量 (B O D)	3 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以下	8 mg/ℓ 以下
	浮遊物質量 (S S)	10 mg/ℓ 以下	15 mg/ℓ 以下	20 mg/ℓ 以下
	溶存酸素量 (D O)		5 mg/ℓ 以上	3 mg/ℓ 以上
	ふん便性大腸菌群数	1000 個/100ml 以下		
親しみやすい指標	透視度 (cm)	70 以上	50 以上	30 以上
	水のにおい	顔を近づけても不快でないこと。	水際に寄っても不快でないこと。	橋や護岸で不快でないこと。
	水の色	異常な着色のこと。		
	水量	流れのあること。		
	ごみ	ごみのこと。		
生物指標	淡水域	アユ モロコ類 ヒラタカゲロウ類 ハグロトンボ	カマツカ オイカワ コカゲロウ類 シマトビケラ類	フナ類 イトトンボ類 ミズムシ(甲殻類) ヒル類
	汽水域		マハゼ、スズキ、ボラ、ヤマトシジミ	フジツボ類

注) 1: 水質目標値は、日間平均値とする。

2: BOD の年間評価については、75%水質値によるものとする。

【名古屋市の水質汚濁に係る環境目標値（地域区分）】

(平成 17 年名古屋市告示第 402 号)

水域	区分	親水のイメージ	地 域
河 川	☆ ☆ ☆	川に入って遊びが楽しめる	荒子川上流部(境橋から上流の水域に限る。)、堀川上流部(猿投橋から上流の水域に限る。)、山崎川上流部(新瑞橋から上流の水域に限る。)、庄内川上流部(松川橋から上流の水域に限る。)、及びこれらに流入する公共用水域(ため池を除く。)
	☆ ☆	水際での遊びが楽しめる	堀川中流部(猿投橋から松重橋の水域に限る。)、天白川(全域)、植田川(全域)、扇川(全域)、庄内川下流部(松川橋から下流の水域に限る。)、新川上流部(平田橋から上流の水域に限る。)、及びこれらに流入する公共用水域(ため池を除く。)
	☆	岸辺の散歩が楽しめる	荒子川下流部(境橋から下流の水域に限る。)、中川運河(全域)、堀川下流部(松重橋から下流の水域に限る。)、新堀川(全域)、山崎川下流部(新瑞橋から下流の水域に限る。)、矢田川(全域)、香流川(全域)、新川下流部(平田橋から下流の水域に限る。)、戸田川(全域)、福田川(全域)、鞍流瀬川(全域)、及びこれらに流入する公共用水域(ため池を除く。)

資料－4 土壌の汚染に係る環境基準

[本編 p. 34 参照]

【土壌の汚染に係る環境基準】

(平成3年環境庁告示第46号)

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1ℓにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1ℓにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液1ℓにつき0.004mg以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.04mg以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液1ℓにつき1mg以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1ℓにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
1, 3-ジクロロプロパン	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1ℓにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
ふつ素	検液1ℓにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1ℓにつき1mg以下であること。

備考 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては、「土壌の汚染に係る環境基準について」の付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふつ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水表面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1ℓにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1ℓにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
3 「検液中に検出されないこと」とは、「土壌の汚染に係る環境基準について」の別表に記載されてある測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

資料－5 ダイオキシン類に係る環境基準

[本編 p. 34 参照]

【ダイオキシン類に係る環境基準】

(平成 11 年環境庁告示第 68 号)

媒 体	基 準 値
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水 質 (水底の底質を除く)	1pg-TEQ/ℓ 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土 壤	1,000pg-TEQ/g 以下

備 考

1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

【大気汚染防止法】及び【愛知県生活環境保全条例】

(大気汚染防止法施行令 昭和 43 年政令第 329 号)
 (大気汚染防止法施行規則 昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号)
 (愛知県生活環境保全条例施行細則)

(1) ばい煙発生施設

ばい煙発生施設	大気汚染防止法	愛知県生活環境保全条例
ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く）	伝熱面積が 10 m ² 以上 又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 500 /時以上	伝熱面積が 8 m ² 以上

(2) 硫黄酸化物の規制

1) 排出基準 (K 値規制)

$$q = K \times 10^{-3} H e^2$$

q : 硫黄酸化物の量 (単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した m³/時)

K : 大気汚染防止法施行規則第 3 条及び愛知県生活環境保全条例施行規則第 9 条で定められた値

(大気汚染防止法施行令第 5 条、同法施行規則第 3 条、
愛知県生活環境保全条例施行規則第 9 条別表第 6)

地 域	大気汚染防止法 (S49. 4. 1~)	愛知県生活環境保全条例 (S49. 9. 30~)
名古屋市	1.17	1.17

H e : 以下に規定する方法により補正された排出口の高さ (単位 メートル)

$$He = Ho + 0.65(Hm + Ht)$$

$$Hm = \frac{0.795\sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$Ht = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} (1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288}) + 1$$

これらの式において、H e、H o、Q、V 及び T は、それぞれ次の値を表すものとする。

H e : 補正された排出口の高さ (単位 メートル)

H o : 排出口の実高さ (単位 メートル)

Q : 温度十五度における排出ガス量 (単位 立方メートル毎秒)

V : 排出ガスの排出速度 (単位 メートル毎秒)

T : 排出ガスの温度 (単位 絶対温度)

2) 総量の規制

項目	大気汚染防止法（総量規制）	愛知県生活環境保全条例（総排出量規制）
対象 工場等	特定工場等 全ての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設(注 参照)を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したものが500ℓ /時以上の工場・事業場	大気指定工場等 1. 大気指定施設 ボイラー(熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く：伝熱面積10m ² 以上)の燃焼設備の燃料の燃焼能力の合計が重油に換算した量が500 ℓ /時以上の工場等
基準式	特定工場等の新設、既設の特定工場等の施設の設置等 $Q = a W^{0.95} + r a' \left\{ (W + W_i)^{0.95} - W^{0.95} \right\}$ $Q : \text{硫黄酸化物の排出許容量(m}^3\text{N/h)}$ $W : 51 \text{年}3 \text{月}31 \text{日}(小型ボイラー(伝熱面積が}10\text{m}^2\text{未満のもの。以下同じ。)は、60 \text{年}9 \text{月}9 \text{日、ガスタービン、ディーゼル機関は、63 \text{年}1 \text{月}31 \text{日、ガス機関、ガソリン機関は}3 \text{年}1 \text{月}31 \text{日)以前に設置されたばい煙発生施設で使用される燃原料の合計値(ℓ /h)}$ $W_i : 51 \text{年}4 \text{月}1 \text{日}(小型ボイラーは、60 \text{年}9 \text{月}10 \text{日、ガスタービン、ディーゼル機関は、63 \text{年}2 \text{月}1 \text{日、ガス機関、ガソリン機関は}3 \text{年}2 \text{月}1 \text{日)以後に設置されたばい煙発生施設で使用される燃原料の合計値(ℓ /h)}$ $a, a', r : \text{定数}$ $a : 2.17 \times 10^{-3}, a' : 2.17 \times 10^{-3}$ $r : 1/3$	大気指定工場等の新設 $Q = R_3 \left\{ 0.7 \alpha S_3 (a W_2 + b) + Q'' \right\}$ $Q : \text{硫黄酸化物の排出許容量(m}^3\text{N/h)}$ $W_1 : 49 \text{年}9 \text{月}29 \text{日現在の大気指定施設の燃焼能力の合計値(ℓ /h)}$ $W_2 : \text{大気指定施設の燃焼能力の合計値(ℓ /h)}$ $a, b, R_1, R_2, R_3, \alpha S_1, \alpha S_2, \alpha S_3, : \text{定数 (注参照)}$

注) 県条例に基づく総量規制の定数一覧

R_1	R_2	R_3	R_4
0	1.0	1.0	0.31

αS_1	αS_2	αS_3
$\frac{0.771 - 0.027 \log y_1}{100}$	$\frac{0.432 - 0.035 \log y_1}{100}$	$\frac{0.144 - 0.012 \log y_2}{100}$

$$y_1 = a W_1 + b, \quad y_2 = |(a W_2 + b) - (a W_1 + b)|$$

大気指定工場等における大気指定施設の燃焼設備の燃料の燃焼能力の合計 (重油の量に換算した1時間あたりリットル)	a	b
500 以上 1,000 未満	0.643	16
1,000 以上 5,000 未満	0.743	-84
5,000 以上 10,000 未満	0.606	620
10,000 以上	0.861	-1,930

3) ばいじんの規制

(大気汚染防止法施行規則 昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号)

施設名	規模(万 m ³ N/h)	g/m ³ N
ボイラー	4 以上	0.03
ガスの専焼	4 未満	0.05

(大気汚染防止法第四条第一項に基づく排出基準を定める条例 昭和 48 年愛知県条例第 4 号)

施設の種類	施設の規模 (万 m ³ N/h)	許容濃度 (g/m ³ N)
ボイラー 重油その他の液体燃料（紙パルプの製造に伴い発生する黒液を除く）又はガスを専焼させるもの	20 以上	0.05
	4~20	0.10
	4 未満	0.20

(愛知県生活環境保全条例施行細則)

施設の種類	g/m ³ N
ボイラー 重油その他の液体燃料（紙パルプの製造に伴い発生する黒液を除く）又はガスを専焼させるもの	0.20

4) 窒素酸化物

(大気汚染防止法施行規則 昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号)

施設名	規模(万 m ³ N/h)	cm ³
ボイラー ガスの専焼	50 以上	60
	4~50	100
	1~4	130
	1 未満	150

【名古屋市環境保全条例】

(名古屋市環境保全条例施行細則)

窒素酸化物排出施設

1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く）	日本工業規格 B8201 及び B8203 の伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積が 8 m ² 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であること。
---	---	--

規制基準

$$Q = 3.705 \times \{ \Sigma (C_1 \cdot F_1) + \Sigma (C_2 \cdot F_2) \}^{0.94}$$

Q : 工場等から排出が許容される窒素酸化物の量 (NO₂ の換算 g/時)

F₁、F₂ : 窒素酸化物排出施設を定格能力で運転する場合に使用される燃料・原料の量を重油の量へ換算したもの (①燃原料の量×②換算係数)

C₁、C₂ : 下表参照

詳細区分		C ₁	C ₂
1	重油の量に換算した燃焼能力が 4,000 以上	0.70	0.60
2	液体燃料（液化石油ガスを除く）の専焼（1 項を除く）	0.90	0.80
3	C 重油を燃焼（1 項を除く）	1.30	1.10
4	固体燃料（石炭除く）を燃焼させるもの（1 項を除く）	1.60	1.30
5	前各項に掲げるものを除く	1.00	0.85

注 主たる熱源が電気であるものにあっては、C₁ の値は 1.00、C₂ の値は 0.95 とする。

資料－7 騒音に係る規制

[本編 p. 34 参照]

【騒音発生施設を設置する工場等に係る騒音の規制基準】

(名古屋市環境保全条例施行細則)

地域の区分	時間の区分	単位 : dB		
		昼 間 8 時～19 時	朝・夕 6 時～8 時 19 時～22 時	夜 間 22 時～ 翌日 6 時
第 1 種低層住居専用地域				
第 2 種低層住居専用地域		45	40	40
第 1 種中高層住居専用地域				
第 2 種中高層住居専用地域				
第 1 種住居地域				
第 2 種住居地域		50	45	40
準住居地域				
近隣商業地域				
商業地域		65	60	50
準工業地域				
都市計画区域で用途地域の定められていない地域		60	55	50
工業地域		70	65	60
工業専用地域		75	75	70

【騒音規制法及び名古屋市環境保全条例に基づく特定建設作業】

(騒音規制法施行令 昭和 43 年政令第 324 号)
(名古屋市環境保全条例施行細則)

特定建設作業の種類	騒音規制法	名古屋市環境保全条例
1 くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーナーと併用する作業を除く。）	○	○
2 びょう打機を使用する作業	○	○
3 さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）	○	○
4 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）	○	○
5 コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）	○	○
6 バックホウ（原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。）を使用する作業	○	
7 トラクターショベル（原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。）を使用する作業	○	
8 ブルドーザー（原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。）を使用する作業	○	
9 鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はブロック造の建造物を動力、火薬又は鋼球を使用して解体し、又は破壊する作業		○
10 コンクリートミキサーを用いる作業及びコンクリートミキサー車を使用してコンクリートを搬入する作業		○
11 コンクリートカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）		○
12 ブルドーザー、パワーショベル、バックホウ、スクレイパ、トラクターショベルその他これらに類する機械（これらに類する機械にあっては原動機として最高出力 74.6kW 以上のディーゼルエンジンを使用するものに限る。）を用いる作業		○
13 ロードローラー、振動ローラー又はてん圧機を用いる作業		○

【騒音規制法及び名古屋市環境保全条例に基づく特定建設作業に係る騒音の基準】

(特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 昭和43年厚生省・建設省告示第1号)
(名古屋市環境保全条例施行細則)

規制の種別	地域の区分	基 準 等
基準値	①②③	85dB を超えないこと
作業時間	①	午後7時～翌日の午前7時の時間内であること
	②	午後10時～翌日の午前6時の時間内であること
*1日あたりの作業時間	①	10時間を超えないこと
	②	14時間を超えないこと
作業期間	①②③	連続6日を超えないこと
作業日	①②③	日曜日その他の休日でないこと

注) 1: 基準値は、騒音特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。

2: 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法の改善のみならず1日の作業時間を*欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告・命令することができる。

3: 地域の区分

①地域：ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域
イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域

②地域：工業地域 (①地域のイの区域を除く。)

③地域：工業専用地域 (①地域のイの区域を除く。)

【騒音規制法第17条第1項に基づく自動車騒音の限度】

(騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令
平成12年総理府令第15号)

(騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音
の限度を定める総理府令による区域の区分 平成12年名古屋市告示第191号)

単位 : dB

区域の区分	昼 間	夜 間
	6時～22時	22時～翌日6時
a 区域及びb 区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65	55
a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

注) 1: 区域の区分

a 区域 : 第一種低層住居専用地域

第二種低層住居専用地域

第一種中高層住居専用地域

第二種中高層住居専用地域

b 区域 : 第一種住居地域

第二種住居地域

準住居地域

都市計画区域で用途地域の定められていない地域

c 区域 : 近隣商業地域

商業地域

準工業地域

工業地域

2: 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る特例

2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20mの範囲については、昼間 75dB、夜間 70dB とする。

「幹線交通を担う道路」とは次に掲げる道路をいう。

①高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間）

②一般自動車道であつて「都市計画法施行規則」（昭和44年建設省令第49号）第7条第1号に定める自動車専用道路

【振動発生施設を設置する工場等に係る振動の規制基準】

(名古屋市環境保全条例施行細則)

地域の区分	時間の区分		単位 : dB
	昼 間	夜 間	
	7時～20時	20時～翌日7時	
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	60	55	
第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	65	55	
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60	
都市計画区域で用途地域の定められていない地域	65	60	
工業地域	70	65	
工業専用地域	75	70	

【振動規制法及び名古屋市環境保全条例に基づく特定建設作業に伴う振動の基準】

(振動規制法施行令 昭和 51 年政令第 280 号)
 (振動規制法施行規則 昭和 51 年総理府令第 58 号)
 (名古屋市環境保全条例施行細則)

特定建設作業の種類	振動規制法	名古屋市環境保全条例
1 くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業	○	○
2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	○	○
3 舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)	○	○
4 ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)	○	○
規制の種別	地域の区分	基 準 等
基準値	①②③	75dBを超えないこと
作業時間	①	午後7時～翌日の午前7時の時間内であること
	②	午後10時～翌日の午前6時の時間内であること
*1日あたりの作業時間	①	10時間を超えないこと
	②	14時間を超えないこと
作業期間	①②③	連続6日を超えないこと
作業日	①②③	日曜日その他の休日でないこと

注) 1: 基準値は、振動特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。

2: 基準値を超えている場合、振動の防止の方法の改善のみならず1日の作業時間を*欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告・命令することができる。

3: 地域の区分

①地域: ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域

イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域

②地域: 工業地域 (①地域のイの区域を除く。)

③地域: 工業専用地域 (①地域のイの区域を除く。)

【振動規制法第 16 条第 1 項に基づく道路交通振動の限度】

(振動規制法施行規則 昭和 51 年総理府令第 58 号)
 (振動規制法施行規則別表第二備考一及び二の規定に基づく区域の区分及び時間の指定
 昭和 61 年名古屋市告示第 113 号)

単位 : dB

区域の区分	該当地域	昼 間	夜 間
		7 時～20 時	20 時～翌日 7 時
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	65	60
第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 都市計画区域で用途地域の定め られていない地域	70	65

資料－9 地盤に係る規制

[本編 p. 35 参照]

【揚水設備に係る許可の基準（愛知県生活環境保全条例、名古屋市環境保全条例）】

(愛知県生活環境保全条例施行細則)
(名古屋市環境保全条例施行細則)

ストレーナーの位置	10m以浅
吐出口断面積	19cm ² 以下
揚水機の定格出力	2.2kw以下
揚水量	350m ³ /日以下

注) なお、名古屋市環境保全条例では地下水のゆう出を伴う掘削工事において、ゆう出水を汲み上げるポンプ等の吐出口の断面積が78cm²を超える場合に、届出が必要となっている。

【建築基準法】

(別表第4)

(建築基準法 昭和25年法律第201号)

(い)	(ろ)	(は)	(に)		
	地域又は区域	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	敷地境界線からの水平距離が5メートルを超える範囲における日影時間	敷地境界線からの水平距離が10メートルを超える範囲における日影時間
1	第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域	軒の高さが7メートルを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物	1.5メートル	(1) 3時間(道の区域内にあつては、2時間)	2時間(道の区域内にあつては、1.5時間)
				(2) 4時間(道の区域内にあつては、3時間)	2.5時間(道の区域内にあつては、2時間)
				(3) 5時間(道の区域内にあつては、4時間)	3時間(道の区域内にあつては、2.5時間)
2	第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域	高さが10メートルを超える建築物	4メートル又は6.5メートル	(1) 3時間(道の区域内にあつては、2時間)	2時間(道の区域内にあつては、1.5時間)
				(2) 4時間(道の区域内にあつては、3時間)	2.5時間(道の区域内にあつては、2時間)
				(3) 5時間(道の区域内にあつては、4時間)	3時間(道の区域内にあつては、2.5時間)
3	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は準工業地域	高さが10メートルを超える建築物	4メートル又は6.5メートル	(1) 4時間(道の区域内にあつては、3時間)	2.5時間(道の区域内にあつては、2時間)
				(2) 5時間(道の区域内にあつては、4時間)	3時間(道の区域内にあつては、2.5時間)
4	用途地域の指定のない区域	イ 軒の高さが7メートルを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物	1.5メートル	(1) 3時間(道の区域内にあつては、2時間)	2時間(道の区域内にあつては、1.5時間)
		(2) 4時間(道の区域内にあつては、3時間)		2.5時間(道の区域内にあつては、2時間)	
		(3) 5時間(道の区域内にあつては、4時間)		3時間(道の区域内にあつては、2.5時間)	
		ロ 高さが10メートルを超える建築物	4メートル	(1) 3時間(道の区域内にあつては、2時間)	2時間(道の区域内にあつては、1.5時間)
				(2) 4時間(道の区域内にあつては、3時間)	2.5時間(道の区域内にあつては、2時間)
				(3) 5時間(道の区域内にあつては、4時間)	3時間(道の区域内にあつては、2.5時間)

【名古屋市中高層建築物日影規制条例】

(名古屋市中高層建築物日影規制条例 昭和 52 年条例第 58 号)

対象区域	建築基準法別表 第 4 (ろ) 欄の 4 の項イ又はロ	平均地盤面から の高さ	建築基準法別表 第 4 (に) 欄の号
第 1 種低層住居専用地域又は第 2 種 低層住居専用地域			(1)
第 1 種中高層住居専用地域又は第 2 種中高層住居専用地域		4 メートル	(1)
第 1 種住居地域、第 2 種住居地域又 は準住居地域		4 メートル	(1)
近隣商業地域又は準工業地域		4 メートル	(2)
用途地域の指定のない区域のうち法 第 52 条第 1 項第 6 号の規定により 建築物の容積率が 10 分の 10 と定め られた区域	イ		(1)
用途地域の指定のない区域のうち法 第 52 条第 1 項第 6 号の規定により建 築物の容積率が 10 分の 20 と定めら れた区域	ロ		(2)

注) 別表第 4 は前頁の表に示すとおりである。

【名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例】

(名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例
平成 11 年名古屋市条例第 40 号)

中高層建築物

項番号	地域又は区域	建築物
1	第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域	軒の高さが 7 メートルを超える建築物又は地階を除く階数が 3 以上の建築物
2	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域(3 項に掲げるものを除く。)、準工業地域又は用途地域の指定のない区域	高さが 10 メートルを超える建築物又は地階を除く階数が 4 以上の建築物
3	近隣商業地域(都市計画において、建築物の容積率が 10 分の 40 と定められたものに限る。)又は商業地域(都市計画において、容積率が 10 分の 40 と定められた地域のうち防火地域と定められていないものに限る。)	(1) 高さが 15 メートルを超える建築物(次号に掲げるものを除く。) (2) 高さが 10 メートルを超える建築物又は地階を除く階数が 4 以上の建築物のうち、冬至日の真太陽時による午前 9 時から午後 3 時までの間において、1 項又は 2 項左欄に掲げる地域又は区域内の法第 56 条の 2 第 1 項の水平面に日影を生じさせるもの
4	商業地域(3 項に掲げるものを除く。)又は工業地域	(1) 3 項右欄第 1 号に掲げる建築物 (2) 3 項右欄第 2 号に掲げる建築物
5	工業専用地域	3 項右欄第 2 号に掲げる建築物

備考

- 建築物を増築する場合においては、高さ及び階数の算定方法は、当該増築に係る部分の建築物の高さ及び階数による。
- 建築物が、この表左欄に掲げる地域又は区域の 2 以上にわたる場合においては、右欄中「建築物」とあるのは「建築物の部分」とする。

【緑のまちづくり条例（一部抜粋）】

（緑のまちづくり条例 平成17年名古屋市条例第39号）

（緑化率の規制の対象となる敷地面積の規模）

第23条 都市緑地法施行令（昭和49年政令第3号）第9条ただし書に規定する緑化率（法第34条第2項に規定する緑化率をいう。以下同じ。）の規制の対象となる敷地面積の規模は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第53条第1項の規定による建築物の建ぺい率（同項に規定する建ぺい率をいう。以下同じ。）の最高限度（高層住居誘導地区（都市計画法第8条第1項第2号の4に掲げる高層住居誘導地区をいい、建築物の建ぺい率の最高限度が定められているものに限る。）、高度利用地区（同項第3号に掲げる高度利用地区をいう。）又は都市再生特別地区（同項第4号の2に掲げる都市再生特別地区をいう。）の区域内にあっては、これらの都市計画において定められた建築物の建ぺい率の最高限度。以下「建ぺい率の最高限度」という。）が10分の6以下の区域内にあっては、300平方メートル。ただし、建築基準法第53条第3項又は第4項の規定により建ぺい率の最高限度が10分の6を超える建築物の敷地の区域にあっては、500平方メートル。
- (2) 建ぺい率の最高限度が10分の6を超える区域内にあっては、500平方メートル。

（条例による緑化率の規制）

第26条 次の各号に掲げる建築物（敷地面積が500平方メートル未満のものを除く。）の新築又は増築をしようとする者は、当該建築物の緑化率を10分の1以上としなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全をする者についても、同様とする。

- (1) 建ぺい率の最高限度が10分の8を超える建築物
 - (2) 建築基準法第53条第5項第1号に該当する建築物
- 2 都市計画に緑化地域が定められていない区域において、建築物（敷地面積が1,000平方メートル未満のものを除く。）の新築又は増築をしようとする者は、

当該建築物の緑化率を 10 分の 2 以上としなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全をする者についても、同様とする。

- 3 前 2 項の規定は、次の各号のいずれかに該当すると市長が認めた建築物については、適用しない。
 - (1) その敷地の周囲に広い緑地を有し、良好な都市環境の形成に支障を及ぼすおそれがないもの
 - (2) その用途又は敷地の状況によってやむを得ないもの
- 4 市長は、第 1 項又は第 2 項に規定する建築物が、これらの規定に適合していると認めたときは、規則で定めるところにより、その旨を認証するものとする。
- 5 第 1 項又は第 2 項の規定が適用される場合においては、法第 40 条並びにこの条例第 23 条第 2 項、第 24 条第 2 項及び前 3 条の規定を準用する。

【緑化地域制度 申請の手引き（一部抜粋）】

(平成 20 年名古屋市)

(適用除外対象物件)

都市緑地法では、

- ①建築物の敷地の周囲に十分な緑地が確保できていると考えられるもの
(法第 35 条第 3 項第 1 号)
- ②建築用途により緑化率の最低限度を満たすことが困難であるもの
(法第 35 条第 3 項第 2 号)
- ③敷地形状により緑化率の最低限度を満たすことが困難であるもの
(法第 35 条第 3 項第 3 号)

については、市長がやむを得ないと認めて許可した場合に限り緑化率の最低限度の適用を除外することができると定めています。その際ににおいても、名古屋市では、可能な範囲で緑化がなされるよう一定の条件を付します。なお、本許可及び許可に付する条件についても建築基準関係規定とみなされます。

①には都市公園法に規定する公園施設や占用の許可を受けた建築物が該当します。

適用除外の許可条件については、事例ごとに判断します。

②には、学校や工場などが該当します。これらの敷地内に、緑化が困難であり敷地面積から除外することが適当な物件(除外物件)があるために緑化率の最低限度を満たすことができない場合は、敷地全体から除外物件の水平投影面積を控除した残りの敷地面積に対して、規定の緑化率の最低限度を満たさなければなりません。

対象となる建築用途と除外物件は以下のとおりです。

建築用途	除外物件(法令で離隔エリアが定められている場合はその面積も含む)
学校	<ul style="list-style-type: none">・グラウンド・屋外プール
工場等	<ul style="list-style-type: none">・軌道敷・煙突、パイプラック、廃棄物処理施設、クレーン、変電施設などの固定設備・高圧ガス保安法に規定する高圧ガス製造所など・ガス事業法に規定するガス工作物など・消防法や液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則に規定する危険物貯蔵所など・港湾法に規定する外郭施設
交通関連施設	<ul style="list-style-type: none">・鉄道事業法に規定する軌道など・軌道法に規定する軌道など・道路法に規定する一般交通の用に供する道や道路付属物など

③には、地山状態の高低差 5 m以上かつ勾配 30° 以上で、工事により手を加えない崖地が該当します。

敷地内に当該崖地があるために規定の緑化率の最低限度を満たすことができない場合は、敷地全体から当該崖地の水平投影面積を除外した残りの敷地面積に対して規定の緑化率の最低限度を満たさなければなりません。ただし、工事により形状が変化したり擁壁を設置する場合や、当該崖地の既存樹木を緑化施設の面積に計上する場合は、適用除外とすることはできません。

なお、適用除外については許可の条件を個別に判断しますので、必ず事前にご相談下さい。

資料-12 ささしまライブ 24 地区内の気象・大気質測定結果及び相関関係の検証

[本編 p. 46、48、49、50 参照]

ささしまライブ 24 地区内で平成 20 年 12 月 3 日から北地区事業者と共同で気象・大気質の調査を行った。また、その結果と名古屋地方気象台及び一般環境大気測定期局（中村保健所）との相関関係の検証を行った。

それらの内容は以下のとおりである。

1. 調査方法

風向風速の調査は、下表に示すとおり「地上気象観測指針」（気象庁、平成 14 年）に規定する方法に準拠して実施した。

浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の調査は、下表に示すとおり「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）、「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）に規定する方法に準拠して実施した。

気象、大気質の調査方法

観測項目	観測方法	基準法	表示値	観測位置
風 向	尾翼一制御シンクロ	「地上気象観測指針」（気象庁、平成 14 年）に規定する方法	移動平均値 (10 分間)	地上 10.0m
風 速	プロペラーパルス	「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）に規定する方法	1 時間値	地上 3.0m
浮遊粒子状物質	ベータ線吸収法に基づく自動計測器（JIS B 7954）による連続測定	「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）に規定する方法		
二酸化窒素	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法に基づく自動計測器（JIS B 7953）による連続測定	「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）に規定する方法		地上 1.5m

2. 本調査結果及び検証結果

本調査結果は次ページ以降に示すとおりである。

本調査結果と名古屋地方気象台及び中村保健所との間には強い相関関係にある事が分かった。

よって、予測計算を行う時に用いる気象条件や大気質のバックグラウンド濃度は、名古屋地方気象台及び中村保健所の既存資料を収集する事によって求めることにする。

【気象調査結果（風向）】

調査地点：ささしまライブ24

風向 [16方位]

月日 時	12/3 (水)	12/4 (木)	12/5 (金)	12/6 (土)	12/7 (日)	12/8 (月)	12/9 (火)	12/10 (水)	最多風向	観測数
1	WNW	E	NW	WNW	NW	NNE	NNE	N	NW	8
2	E	NNE	E	W	WSW	WNW	W	N	W	8
3	NE	WNW	NNW	NW	WNW	N	N	N	N	8
4	SSW	W	NW	WNW	WNW	NE	NW	N	WNW	8
5	SSW	WNW	WNW	NW	NNW	WNW	NNW	N	WNW	8
6	WNW	NW	ENE	WNW	N	NNW	NNW	NNW	NNW	8
7	W	W	WNW	NNW	N	W	NNE	NNW	W	8
8	WNW	N	calm	WNW	ENE	NW	WNW	NNW	WNW	8
9	NNW	WNW	SE	NW	NW	N	N	NNW	NNW	8
10	WNW	N	WNW	WNW	NW	NNW	NNW	NNW	NNW	8
11	NW	W	WNW	WNW	N	NW	N	NW	NW	8
12	NNW	SW	NW	WNW	NW	SSE	NNW	NNW	NNW	8
13	NNW	calm	N	WNW	N	SW	NNW	WNW	N	8
14	NW	S	NNW	WNW	NNW	WSW	calm	WNW	NNW	8
15	NW	WSW	NW	WNW	N	WSW	N	WNW	NW	8
16	NW	WSW	NNW	NW	NW	SW	N	NW	NW	8
17	WNW	SSW	N	WNW	NW	NNW	N	WNW	WNW	8
18	WNW	N	NW	N	WNW	NW	N	NW	NW	8
19	N	E	NNW	NNW	WNW	NNE	N	NNW	NNW	8
20	N	E	WNW	N	W	NNW	NNW	NNW	NNW	8
21	NNW	S	WNW	WNW	NW	WNW	NNW	NNW	NNW	8
22	NE	WNW	WNW	N	NW	WNW	NE	N	WNW	8
23	W	W	NNW	NW	WNW	W	N	ENE	W	8
24	NE	W	NW	WNW	calm	NW	NE	NNW	NW	8
最多風向	WNW	W	WNW	WNW	NW	NW	N	NNW	WNW	
観測数	24	24	24	24	24	24	24	24		192

(注) calmは0.4m/s以下を示す。

【気象調査結果（風速）】

調査地点：さしまライブ24

風速 [m/s]

月日 時	12/3 (水)	12/4 (木)	12/5 (金)	12/6 (土)	12/7 (日)	12/8 (月)	12/9 (火)	12/10 (水)	平均値	最高値	最低値	観測数
1	0.8	2.0	1.1	3.5	1.7	1.4	1.7	2.5	1.8	3.5	0.8	8
2	2.2	0.6	1.1	3.5	2.5	1.5	1.1	3.8	2.0	3.8	0.6	8
3	2.7	1.5	0.5	3.3	1.0	2.2	1.4	2.2	1.9	3.3	0.5	8
4	0.7	1.3	1.1	5.0	1.1	1.2	1.1	2.5	1.8	5.0	0.7	8
5	0.7	1.4	1.8	4.3	2.6	1.5	2.4	3.2	2.2	4.3	0.7	8
6	1.5	0.7	0.7	3.2	2.1	2.0	1.1	1.9	1.7	3.2	0.7	8
7	0.5	1.4	1.6	2.0	1.6	1.6	2.4	1.5	1.6	2.4	0.5	8
8	0.9	1.6	0.4	5.1	2.0	1.0	1.9	1.6	1.8	5.1	0.4	8
9	1.6	1.5	0.7	3.7	1.6	2.8	2.1	1.8	2.0	3.7	0.7	8
10	1.7	1.0	2.8	5.1	1.2	1.5	2.8	3.9	2.5	5.1	1.0	8
11	2.5	1.7	4.8	3.9	2.8	1.2	2.5	2.9	2.8	4.8	1.2	8
12	1.9	0.9	3.7	6.1	2.5	1.1	0.6	4.0	2.6	6.1	0.6	8
13	2.0	0.4	3.1	7.4	2.8	1.8	1.3	3.3	2.8	7.4	0.4	8
14	1.7	1.1	2.9	5.0	2.8	1.8	0.0	3.9	2.4	5.0	0.0	8
15	2.4	1.1	1.5	3.9	2.8	1.3	1.3	3.2	2.2	3.9	1.1	8
16	1.8	1.6	2.7	3.3	1.4	1.0	2.1	2.9	2.1	3.3	1.0	8
17	1.8	1.2	2.9	3.0	1.0	1.3	3.5	4.0	2.3	4.0	1.0	8
18	1.7	1.1	3.4	3.3	1.4	1.2	3.6	2.8	2.3	3.6	1.1	8
19	1.9	1.5	2.3	2.3	1.8	0.9	2.2	2.2	1.9	2.3	0.9	8
20	3.1	1.6	4.4	1.4	1.2	1.0	1.5	1.7	2.0	4.4	1.0	8
21	2.8	0.7	3.7	1.2	1.0	1.0	2.7	1.6	1.8	3.7	0.7	8
22	2.7	0.8	3.4	0.9	0.9	1.4	1.6	2.6	1.8	3.4	0.8	8
23	1.0	1.0	1.9	1.4	1.3	1.1	1.1	2.1	1.4	2.1	1.0	8
24	1.1	2.7	1.5	1.8	0.2	1.2	2.3	1.0	1.5	2.7	0.2	8
平均値	1.7	1.3	2.3	3.5	1.7	1.4	1.8	2.6	2.0	3.5	1.3	
最高値	3.1	2.7	4.8	7.4	2.8	2.8	3.6	4.0		7.4		
最低値	0.5	0.4	0.4	0.9	0.2	0.9	0.0	1.0			0.0	
観測数	24	24	24	24	24	24	24	24				192

【大気質調査結果（浮遊粒子状物質）】

調査地点：さしまライブ24

浮遊粒子状物質 [mg/m³]

月日 時	12/3 (水)	12/4 (木)	12/5 (金)	12/6 (土)	12/7 (日)	12/8 (月)	12/9 (火)	12/10 (水)	平均値	最高値	最低値	測定数
1	0.036	0.048	0.142	0.008	0.001	0.023	0.048	0.012	0.040	0.142	0.001	8
2	0.032	0.052	0.080	0.012	0.001	0.042	0.029	0.015	0.033	0.080	0.001	8
3	0.027	0.049	0.048	0.006	0.003	0.019	0.034	0.013	0.025	0.049	0.003	8
4	0.030	0.039	0.047	0.003	0.004	0.019	0.033	0.016	0.024	0.047	0.003	8
5	0.036	0.043	0.054	0.009	0.003	0.018	0.028	0.014	0.026	0.054	0.003	8
6	0.032	0.039	0.054	0.007	0.001	0.031	0.016	0.021	0.025	0.054	0.001	8
7	0.044	0.056	0.059	—	0.004	0.009	0.013	0.024	0.030	0.059	0.004	7
8	0.039	0.041	0.059	—	0.001	0.011	0.025	0.015	0.027	0.059	0.001	7
9	0.012	0.023	0.068	—	0.002	0.006	0.023	0.012	0.021	0.068	0.002	7
10	0.025	0.026	0.084	—	0.000	0.007	0.025	0.017	0.026	0.084	0.000	7
11	0.031	0.027	0.072	—	0.007	0.006	0.030	0.025	0.028	0.072	0.006	7
12	0.020	0.029	0.025	—	0.020	0.013	0.016	0.026	0.021	0.029	0.013	7
13	0.023	0.032	0.010	0.002	0.005	0.005	0.030	0.026	0.017	0.032	0.002	8
14	0.015	0.040	0.000	0.003	0.001	0.013	0.027	0.043	0.018	0.043	0.000	8
15	0.015	0.058	0.008	0.005	0.007	0.020	0.034	0.044	0.024	0.058	0.005	8
16	0.028	0.066	0.004	0.000	0.026	0.020	0.046	0.045	0.029	0.066	0.000	8
17	0.033	0.085	0.002	0.015	0.007	0.019	0.050	0.059	0.034	0.085	0.002	8
18	0.042	0.099	0.000	0.010	0.009	0.023	0.040	0.067	0.036	0.099	0.000	8
19	0.034	0.101	0.001	0.010	0.022	0.027	0.030	0.066	0.036	0.101	0.001	8
20	0.037	0.081	0.006	0.021	0.032	0.038	0.030	0.072	0.040	0.081	0.006	8
21	0.033	0.085	0.008	0.010	0.046	0.094	0.033	0.071	0.048	0.094	0.008	8
22	0.046	0.099	0.013	0.016	0.034	0.102	0.036	0.061	0.051	0.102	0.013	8
23	0.038	0.105	0.016	0.005	0.023	0.100	0.020	0.053	0.045	0.105	0.005	8
24	0.066	0.125	0.014	0.004	0.025	0.063	0.019	0.062	0.047	0.125	0.004	8
平均値	0.032	0.060	0.036	0.008	0.012	0.030	0.030	0.037	0.031	0.060	0.008	
最高値	0.066	0.125	0.142	0.021	0.046	0.102	0.050	0.072		0.142		
最低値	0.012	0.023	0.000	0.000	0.000	0.005	0.013	0.012			0.000	
測定数	24	24	24	18	24	24	24	24				186

注) 表中の「—」は、浮遊粒子状物質自動計測器が故障し欠測になったことを示す。

【大気質調査結果（二酸化窒素）】

調査地点：さしまライブ24

二酸化窒素 [ppm]

月日 時	12/3 (水)	12/4 (木)	12/5 (金)	12/6 (土)	12/7 (日)	12/8 (月)	12/9 (火)	12/10 (水)	平均値	最高値	最低値	測定数
1	0.035	0.046	0.055	0.012	0.009	0.032	0.036	0.030	0.032	0.055	0.009	8
2	0.034	0.038	0.049	0.006	0.010	0.031	0.038	0.025	0.029	0.049	0.006	8
3	0.034	0.035	0.048	0.005	0.007	0.028	0.036	0.027	0.028	0.048	0.005	8
4	0.033	0.032	0.045	0.004	0.007	0.022	0.037	0.029	0.026	0.045	0.004	8
5	0.029	0.032	0.040	0.004	0.007	0.020	0.028	0.028	0.024	0.040	0.004	8
6	0.035	0.034	0.033	0.006	0.008	0.020	0.028	0.032	0.025	0.035	0.006	8
7	0.030	0.055	0.041	0.009	0.012	0.020	0.029	0.032	0.029	0.055	0.009	8
8	0.033	0.037	0.041	0.010	0.017	0.021	0.035	0.030	0.028	0.041	0.010	8
9	0.037	0.038	0.046	0.010	0.016	0.023	0.033	0.036	0.030	0.046	0.010	8
10	0.042	0.040	0.059	0.009	0.014	0.024	0.033	0.034	0.032	0.059	0.009	8
11	0.040	0.041	0.042	0.008	0.012	0.026	0.033	0.015	0.027	0.042	0.008	8
12	0.030	0.034	0.017	0.007	0.012	0.027	0.033	0.013	0.022	0.034	0.007	8
13	0.027	0.032	0.012	0.006	0.008	0.028	0.036	0.010	0.020	0.036	0.006	8
14	0.020	0.040	0.015	0.006	0.006	0.028	0.040	0.009	0.021	0.040	0.006	8
15	0.013	0.050	0.017	0.006	0.006	0.034	0.040	0.010	0.022	0.050	0.006	8
16	0.011	0.057	0.022	0.010	0.007	0.040	0.045	0.012	0.026	0.057	0.007	8
17	0.021	0.071	0.024	0.010	0.009	0.040	0.045	0.013	0.029	0.071	0.009	8
18	0.036	0.062	0.019	0.014	0.016	0.041	0.040	0.013	0.030	0.062	0.013	8
19	0.029	0.054	0.012	0.020	0.019	0.045	0.035	0.015	0.029	0.054	0.012	8
20	0.027	0.065	0.011	0.021	0.031	0.052	0.033	0.018	0.032	0.065	0.011	8
21	0.029	0.061	0.007	0.020	0.037	0.049	0.035	0.023	0.033	0.061	0.007	8
22	0.043	0.068	0.008	0.018	0.036	0.046	0.036	0.033	0.036	0.068	0.008	8
23	0.052	0.069	0.011	0.012	0.034	0.043	0.035	0.038	0.037	0.069	0.011	8
24	0.055	0.063	0.011	0.009	0.033	0.039	0.033	0.049	0.037	0.063	0.009	8
平均値	0.032	0.048	0.029	0.010	0.016	0.032	0.036	0.024	0.028	0.048	0.010	
最高値	0.055	0.071	0.059	0.021	0.037	0.052	0.045	0.049		0.071		
最低値	0.011	0.032	0.007	0.004	0.006	0.020	0.028	0.009			0.004	
測定数	24	24	24	24	24	24	24	24				192

【相関の検証】

1. 本調査結果（風向、風速）と名古屋地方気象台の相関の検証

本調査と同時刻の名古屋地方気象台のデータ（24時間×8日間=192個）を収集し、両地点のデータから下記に示す式により相関係数を算出した。

その結果、相関係数は0.865となり、強い相関関係^{注)}にあると言える。

$$r(V_A, V_B) \approx \frac{\sum |V_{Ai}| \cdot |V_{Bi}| \cos \theta_i}{\sum |V_{Ai}| \cdot |V_{Bi}|}$$

ここで、

r : 相関係数

$|V_{Ai}|$ 、 $|V_{Bi}|$: A 地点又はB 地点の風速の実測値、向きは風向

θ_i : $|V_{Ai}|$ 、 $|V_{Bi}|$ のなす角（両地点の風向の違い）

出典：「窒素酸化物総量規制マニュアル(新版)」(公害研究対策センター、平成12年)

注) 一般的に用いられている相関係数の指標は以下のとおりである。

0.0~0.2 ほとんど相関関係がない。

0.2~0.4 やや相関関係がある。

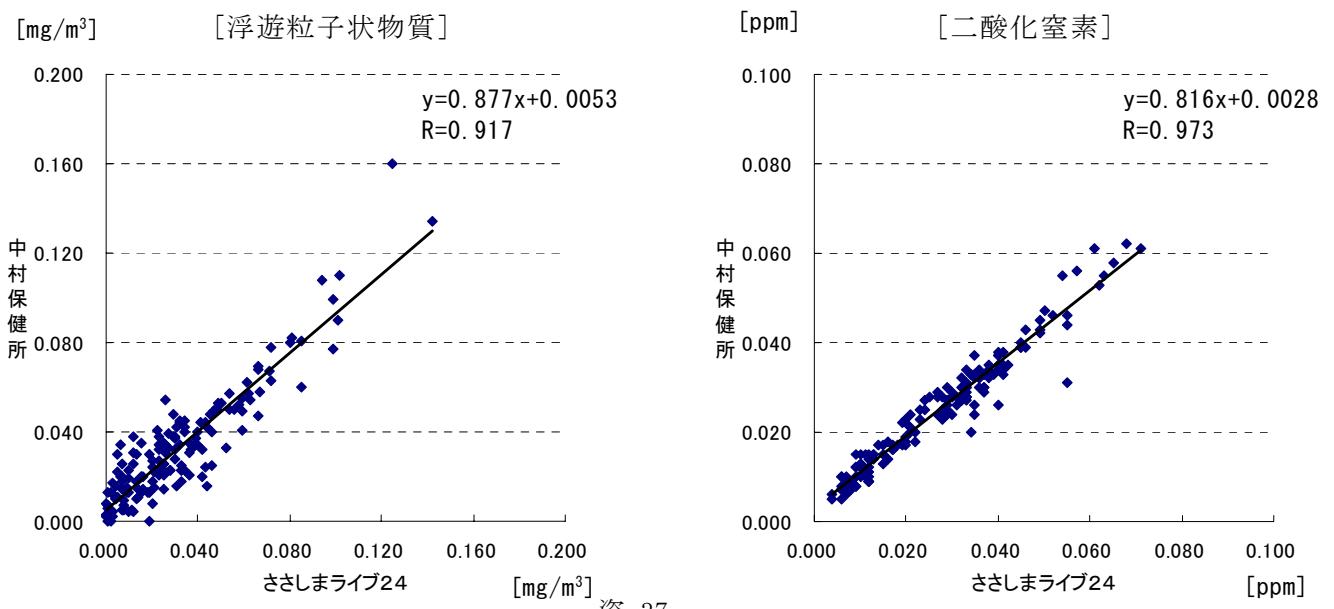
0.4~0.7 かなり相関関係がある。

0.7~1.0 強い相関関係がある。

2. 本調査結果（浮遊粒子状物質、二酸化窒素）と中村保健所の相関の検証

本調査と同時刻の中村保健所のデータ（浮遊粒子状物質：186個、二酸化窒素：192個）を収集し、両地点のデータから散布図、回帰式、相関係数（R）を算出した。

浮遊粒子状物質の相関係数は0.917、二酸化窒素の相関係数は0.973であり、どちらも強い相関関係にあると言える。



用語解說

【用語解説】

(あ 行)

影響要因

環境に影響を及ぼすおそれのある行為・要因。工事中の機械の稼働や車両の走行、工事完了後の施設の供用など。

SMW 工法

セメント溶液等の硬化溶液を原位置の土砂と混合させて、地中に土留め用及び止水用の連続壁を築造するものである。

オゾン層破壊物質

生物等にとって有害な波長領域の紫外線の大部分を吸収しているオゾン層を破壊する物質である。近年、大気中へ放出された特定物質が、オゾン層を著しく破壊し、生物等にとって有害な波長領域の紫外線の地表への照射量を増大させることにより、人の健康及び生態系への悪影響をもたらすことなどに加え、大気中のオゾンの分布を変化させることにより、大気の温度分布を変化させ、気候への重大な影響をもたらすことが懸念されている。「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」（昭和 63 年法律第 53 号）では、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）、臭化メチル、クロロフルオロカーボン（CFC）、その他 CFC、ハロン、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン、ハイドロブロモフルオロカーボン（HBFC）、ブロモクロロメタンが定められており、これらの物質の生産・輸出入の規制が順次進められ、HCFC を除き、日本では 2004 年末をもって生産等が全廃されている。

温室効果ガス

大気中の微量ガスが地表面から放出される赤外線を吸収して、宇宙空間に逃げる熱を大気中に蓄積するために、気温が上昇する現象を”温室効果”という。この赤外線を吸収する気体を、温室効果ガスといい、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）では、二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素・政令で定めるハイドロフルオロカーボン類・政令で定めるパーフルオロカーボン類・六ふつ化硫黄の 6 種類について、排出の抑制などの施策を行うとしている。

名古屋市は、地球温暖化等の環境問題に対処していくため、地球環境保全のための行動計画「なごやアジェンダ 21」を平成 8 年に策定し、その後、具体的な削減目標を掲げた「名古屋市地球温暖化防止行動計画」を平成 13 年に、「第 2 次名古屋市地球温暖化防止行動計画」を平成 18 年に策定した。

(か 行)

環境要素

環境影響要因によって、影響を受ける可能性が考えられる項目。大気質、騒音、動物、生態系、電波障害など。

環境基準

「環境基本法」（平成5年法律第91号）第16条は、「大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」を環境基準としている。これは、公害発生源を直接規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なる。

環境騒音

ある観測点において観測されるあらゆる騒音源から、救急車のサイレン等のような特異音を除いた騒音をいう。

(さ 行)

時間率振動（騒音）レベル

振動（騒音）の評価方法の1つ。振動（騒音）があるレベル以上になっている時間が実測時間のX%を占める場合、そのレベルをX%時間率振動（騒音）レベルといい、 $L_{A,X,T}$ と表す。

地盤卓越振動数

対象車両の通過ごとに振動加速度レベルが最大を示す周波数帯域の中心周波数をいう。

しゃへい 遮蔽障害

地上デジタル放送の場合、ビル等の建造物が送信アンテナ方向に建設されると、受信アンテナへ直接到来する電波（希望波）の一部が遮蔽されるため、電波の強度が低下して、受信できなくなる障害をいう。（アナログ波の場合の多重像（ゴースト）障害は発生しない。）

でんぱん 振動伝搬理論式

地盤を伝搬する振動は、幾何学的拡散に加え、地盤を形成する土質の粘性抵抗の影響を受けて減衰する。振動を予測する場合には、これらの要因を考慮した伝搬理論に基づく予測式を用いる。この式のことを振動伝搬理論式という。

振動レベル

物理的に測定した振動加速度に、振動感覚補正を加えてレベル表示したもので、単位としてはデシベル(dB)が用いられる。通常、振動感覚補正回路をもつ公害振動計により測定した値である。

<振動レベルの目安>

90dB.....家屋の振動が激しく、すわりの悪い花瓶などは倒れ、器内の水は溢れ出る。また、歩いている人にも感じられ、多くの人々は戸外に飛び出す程度の振動。人体に生理的影響が生じ始める。中震。

80dB.....家屋が揺れ、戸、障子がガタガタと鳴動し、電灯のような吊り下げ物は相当揺れ、器内の水面が動くのがわかる程度の振動。深い睡眠にも影響がある。弱震。

70dB.....大勢の人々に感じる程度のもので、戸、障子がわずかに動くのがわかる程度の振動。浅い睡眠に影響が出始める。軽震。

60dB.....静止している人々や、特に地震に注意深い人だけに感じる程度の振動。振動を感じ始めるが、ほとんど睡眠に影響はない。微震。

50dB.....人体に感じない程度で地震計に記録される程度の振動。無感。

騒音レベル

物理的に測定した騒音の強さ(圧力)に、周波数ごとに人間の感じ方を加味して補正を行ってレベル表示したものを、騒音レベル(A特性音圧レベル)といい、単位としてはデシベル(dB)が用いられる。通常、騒音計のA特性で測定した値である。

<騒音レベルの目安>

120dB.....飛行機のエンジン近く

110dB.....自動車のクラクション(前方2m)、リベット打ち

100dB.....電車が通るときのガード下

90dB.....大声による独唱、騒々しい工場の中

80dB.....電車の車内

70dB.....電話のベル、騒々しい事務所の中、騒々しい街頭

60dB.....静かな乗用車、普通の会話

50dB.....静かな事務所の中

40dB.....市内の深夜、図書館の中、静かな住宅地の昼

30dB.....郊外の深夜、ささやき声

20dB.....木の葉のふれあう音、置時計の秒針の音(前方1m)

(た 行)

大気拡散モデル

発生源から排出された大気汚染物質がどのように大気中へ拡散するかを予測する方法。風速・風向等が一定の状態のもとで、煙源から連続的に排出された煙流の空間分布を予測するプルームモデルと煙源から瞬間的に排出された大気汚染物質の塊（パフ）の空間分布を予測するパフモデルを組合わせて予測する方法が一般的である。

地域冷暖房施設（DHC）

都市の増大するエネルギー需要に対してピークの平準化を行い、都市ガスと電気の組み合わせによるベストミックス方式を採用して NO_x や CO₂ の発生量を抑えた環境に優しい熱供給施設のこと。

地上デジタル放送

2003年12月1日から、関東・近畿・中京の3大広域圏で、地上波のUHF帯を使用して開始されたデジタル放送。映像、音声、データ、制御信号などの信号を「0」と「1」に数値化して扱い、信号処理により大幅に情報量を圧縮する。これにより、1チャンネル分の帯域で多チャンネル放送が可能となる。また、反射波等の妨害に強く、電波障害のおよぶ範囲がアナログ波と比較し縮小される。なお、受信可能エリアは順次拡大しており、2011年7月に現在のアナログ放送から地上デジタル放送への完全移行が予定されている。

どうせん 動線

建物の内外で人や物が移動する経路を示す線のことをいう。

等価騒音レベル（L_{Aeq}）

一定時間連続測定された騒音レベルについて、それと等しいエネルギーを持つ連続定常騒音に置き換えたときの騒音レベルのことで、環境基準の評価には等価騒音レベルが用いられている。

特定建設作業

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音や振動を発生する作業であって、政令で定めるもの及び「名古屋市環境保全条例」に基づくもので、騒音についてはびょう打機を使用する作業、さく岩機を使用する作業など13種類、振動については鋼球破壊、くい打ち機・くい抜き機を使用する作業など4種類の作業がある。

(な 行)

日平均値の2%除外値

1年間に測定された欠測日を除くすべての日平均値を、1年間での最高値を第1番目として、値の高い方から低い方に順（降順）に並べたとき、高い方（最高値）から数えて2%分の日数に1を加えた番号に該当する日平均値のこと。浮遊粒子状物質の1年間の測定結果が環境基準に適合したかどうかを判断する際に用いられる年間統計値。

日平均値の年間 98%値

1年間に測定された欠測日を除くすべての日平均値を、1年間での最低値を第1番目として、値の低い方から高い方に順（昇順）に並べたとき、低い方（最低値）から数えて98%目に該当する日平均値のこと。二酸化窒素の1年間の測定結果が環境基準に適合したかどうかを判断する際に用いられる年間統計値。

（は 行）

発生集中交通量

1つの移動（トリップ）の出発側と到着側をそれぞれ「トリップエンド」といい、トリップエンドを集計したものを「発生集中交通量」という。

反射障害

地上デジタル放送の場合、高層ビルや壁面面積の大きな建造物からの反射波が受信アンテナに入り、反射波の到達時間の遅れが大きい時に、正常な受信ができなくなる障害をいう（アナログ波の場合は多重像（ゴースト）障害となる）。なお、地上デジタル放送は、アナログ放送に比べ、大幅に改善されていることから、多くの場合、障害は発生しない。

風 害

ビル風による人的・物的な被害のことをいう。

フォトモンタージュ

主要な眺望点から撮影した写真に、対象事業の完成予想図を合成して景観の変化を予測する方法をフォトモンタージュ法という。景観の予測に一般的に用いられている手法の一つ。

フロン

メタン、エタン等の炭化水素の水素原子の一部、または全部をふつ素原子と塩素原子で置換したクロロフルオロカーボン類の総称。

フロンは無色無臭の気体または液体で、熱的にも化学的にも安定しており、毒性も引火性もないため、冷房、冷蔵、冷凍用の冷媒や、化粧品用エアロゾル剤、高級な溶剤、消化剤、ウレタンフォーム等の発泡剤に用いられている。大気中に放出、蓄積されたフロンは、太陽の紫外線によって分解して塩素原子を生じ、これが地球のオゾン層を破壊する。

（ま 行）

マイクロウェーブ通信回線

電気通信業務、放送の業務等の用に供する目的で、890MHz以上の周波数の電波による特定の固定地間の重要無線通信をいう。

(や 行)

有限要素法

コンピュータを用いた数値解析手法の一つで、解析対象を要素と呼ばれる小領域の集合体に見立てて、要素単位の状態量（力、変位、流量、水位など）の変化を解く方法をいう。

用途地域

用途地域とは一定の範囲の地域を定め、その地域内には一定用途以外の建築物を規制し、適正な土地利用を図り、市街地の健全な発展と環境保全を目的として、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく一連の手続きに従って定めるものである。

都市計画として定める地域は、第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、近隣商業地域など 12 種類の地域区分がある。

(ら 行)

ライフサイクル CO₂

現況施設の解体及び新建築物の建設、並びに新建築物の事業活動中に排出される二酸化炭素をいう。

リサイクル

環境汚染の防止、省資源、省エネルギーの推進、廃棄物の減少を図るために、廃棄物を資源として再利用することをいう。

路面平坦性

路面の平坦さを表す言葉で、高速道路以外の道路については、3 m プロフィルメータによる路面凹凸の標準偏差で定義される。道路の補修基準値に適用され、一般に路面平坦性は舗装完成後が最も良く、累計通過交通量の増加とともに暫時劣化していく。

本書に使用した地図は、名古屋市長の承認を得て、同市作成の 1/2,500 名古屋都市計画基本図および 1/25,000 名古屋都市計画区域図（東部）、（西部）を使用して作成したものである。 承認番号 平成 20 年度 第 22-7 号

本書は、再生紙を使用している。